

平成 22 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 23 年 6 月

「平成 22 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」のポイント

- 政策評価法第 19 条（注）に基づき、毎年、国会に報告。（今年で 9 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）一抄—
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

平成 22 年度における政策評価の取組（トピック）

1 政策評価の機能強化の取組

- 政策評価に関する情報の公表

政策評価に関する情報の公表、会議の公開などについての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月）を策定。

- 事前評価の拡充等

・ 租税特別措置等に係る政策評価の導入

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、政策評価を厳格に行うことが明記されたことを踏まえ、租税特別措置等に係る政策評価を導入。

・ 規制による競争状況への影響分析

平成 22 年 4 月から、規制による市場における競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始。

- 目標管理型の政策評価の改善方策に係る検討

目標管理型の政策評価（注）について、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向け検討。

（注）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

2 公共事業等における中止事業数、総事業費等

- 未着手・未了の公共事業等を対象に再評価を実施

⇒ 4 省で計 9 事業を中止 [外務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省]

- 上記 9 事業に係る総事業費は、約 981 億円

9 事業の中止に係る残事業費は約 256 億円

3 各行政機関における特徴的な取組

- 説明責任の向上、活用促進に資する評価書の改定 [厚生労働省]

国民に評価の前提や根拠等が伝わる評価書、施策の企画立案により役立つ政策評価を目指す観点から、評価書の様式を変更し、関連施策も含めた施策の全体像や施策の枠組み、関連指標、関連事業が把握しやすい記載を行うとともに、別途、施策目標の達成手段となる事務事業を網羅的に記載。

- 成果（アウトカム）重視の目標の設定 [国土交通省]

国民にとっての成果（アウトカム）という観点から横断的かつ体系的に政策目標を整理・一覧化した上で業績指標と目標値を設定し、定期的に業績を測定して施策ごとに目標の達成度を評価する政策チェックアップを実施。

平成 22 年度における政府全体の状況

4 各行政機関における政策評価の実施状況、政策への反映状況

- 平成 22 年度の政策評価実施件数は、2,922 件（前年度：2,645 件）
- 事前評価は 906 件、事後評価は 2,016 件
- 政策評価の結果については、全て政策に反映。

5 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

(1) 統一性・総合性確保評価

- 平成 23 年 2 月「バイオマスの利活用に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省に勧告するとともに公表。

(2) 客観性担保評価活動

○ 租税特別措置等に係る政策評価の点検

13 行政機関が平成 23 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価 219 件を対象に評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて点検を行い、平成 22 年 10 月に点検結果を税制調査会に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表（個別の評価ごとに課題を指摘）。

○ 規制の事前評価の点検

8 行政機関が平成 22 年に行った規制の事前評価 82 件を対象に評価が適切に実施されているかどうかについて点検を行い、23 年 2 月に点検結果を関係行政機関に通知し、公表（個別の評価ごとに課題を指摘）。

はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、同年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、次の政策の企画立案・実施に役立てるものである。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

平成 17 年 12 月には、法施行後 3 年の経過に伴う政策評価制度の見直しが行われ、「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）が改定されるなど、政策評価の改善・充実に向けた取組の推進を図ることとされた。また、平成 19 年 10 月から、規制の新設・改廃の際、事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられ、各行政機関において評価の向上に努めている。さらに、21 年度からは、行政評価機能の抜本的機能強化に努めており、その一環として、22 年度に、国民への説明責任を徹底し、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定するとともに、租税特別措置等に係る政策評価を導入している。

本報告は、法第 19 条に基づき、平成 22 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 9 回目の報告となる。

本報告では、まず、「I 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯

や仕組み等について記載し、次に「Ⅱ 平成 22 年度における政策評価の取組(トピック)」において、平成 22 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 22 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載した上で、「Ⅳ 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」及び「Ⅴ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価」でその詳細を記載している。

目 次

I 政策評価制度の概要	
1 政策評価制度に関する主な経緯	1
2 政策評価制度の仕組み等	3
3 政策評価の実施時期	7
4 政策評価の方式	8
II 平成 22 年度における政策評価の取組（トピック）	
1 政策評価の機能強化の取組	11
2 評価結果の政策への反映	14
3 各行政機関における特徴的な取組	18
III 政策評価等に関する計画及び平成 22 年度の実施状況等〔政府全体の状況〕	
1 各行政機関が行う政策評価（概要）	23
（1）政策評価に関する計画	23
（2）政策評価の実施状況	27
（3）政策への反映状況	33
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）	36
（1）政策の評価に関する計画	36
（2）政策の評価の実施状況等	36
IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕	
内閣府	39
宮内庁	47
公正取引委員会	49
国家公安委員会・警察庁	55
金融庁	63
消費者庁	71
総務省	75
公害等調整委員会	83
法務省	87
外務省	93
財務省	105
文部科学省	113
厚生労働省	121
農林水産省	137
経済産業省	149
国土交通省	157
環境省	183

* 「IV 各行政機関が行う政策評価〔行政機関別状況〕」は、行政機関ごとに、「1 政策評価に関する計画の策定状況」、「2 政策評価の実施状況等の概要（総括表）」及び「3 評価対象政策の一覧」の3項目で構成している。

なお、3で記載している各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況についての詳細は、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の個表を参照のこと。

(参考)各行政機関ホームページのURL一覧

行政機関	URL
内閣府	http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html
宮内庁	http://www.kunaicho.go.jp/kunaicho/shiryo/seisaku/seisaku.html
公正取引委員会	http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html
国家公安委員会・警察庁	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm
金融庁	http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html
消費者庁	http://www.caa.go.jp/info/hyouka/index.html
総務省	http://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/index.html
公害等調整委員会	http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm
法務省	http://www.moj.go.jp/hisho/seisakuhyouka/kanbou_hyouka_hyouka01-01.html
外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html
財務省	http://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm
厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/seisakuhyouka/index.html
農林水産省	http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html
経済産業省	http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html
国土交通省	http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html
環境省	http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html
防衛省	http://www.mod.go.jp/j/approach/hyouka/seisaku/index.html

(注) 上記のURLは、各行政機関ホームページにおける政策評価に関する情報のトップページのものである（平成23年6月1日現在）。

I 政策評価制度の概要

1 政策評価制度に関する主な経緯

(1) 政策評価制度の導入

政策評価制度は、平成9年12月の行政改革会議最終報告を受けて、中央省庁等改革の柱の一つとして、13年1月、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として全政府的に導入された。その後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）により法制化された（平成14年4月施行）。

(2) 法施行後の見直し

法の施行から3年を経過した平成17年12月には、ア) 重要政策に関する評価の徹底、イ) 政策評価と予算・決算との連携の強化、ウ) 評価の客観性の確保、エ) 国民への説明責任の徹底を柱とした制度の見直しを行い、「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）を改定し、政策評価の計画的かつ着実な推進を図っている。

(3) 重要政策に関する評価の徹底

重要政策に関する評価を徹底する取組として、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）により、内閣の重要政策や国民の関心の高い政策のうち、特に評価を行う必要があるものについて評価を推進している。これまで、平成19年度に選定された「少子化社会対策に関連する、①育児休業制度、②子育て支援サービス、③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組」及び「若年者雇用対策」、20年度に選定された「地震対策のうち建築物の耐震化及び地震保険」及び「医師確保対策」についての評価結果や課題を取りまとめている。

(4) 規制の事前評価の導入

重要政策に関する評価を徹底するもう一つの取組として、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）など累次の閣議決定において、規制影響分析（RIA）の導入を推進することとされ、法の枠組みの下、平成19年10月1日から、規制の新設又は改廃の際、規制の事前評価を実施することが各行政機関に義務付けられた。各行政機関は、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針としての「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、規制の事前評価に取り組んでいる。

(5) 政策評価と予算・決算との連携強化

政策評価と予算・決算との連携を強化する観点から、各行政機関において、政策体系の見直し・整備に取り組んだ。また、政策ごとに予算と決算を結び付け、予算とその成果を評価できるように、平成20年度予算から、予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）と政策評価の単位とを対応させている。

(6) 政策評価の機能強化の取組

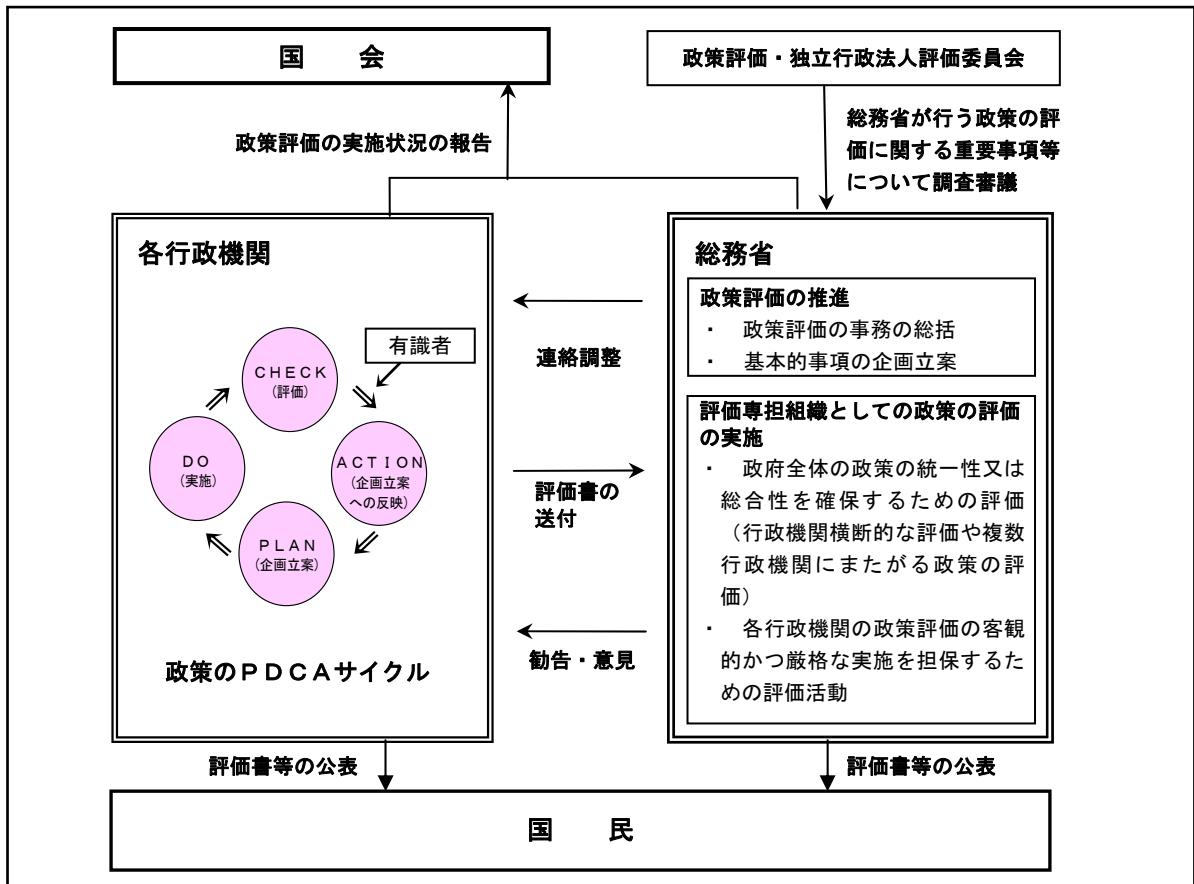
平成 21 年 11 月に総務省行政評価局が担う行政評価機能（政策評価、行政評価・監視）が行政刷新会議による事業仕分けの対象とされ、「抜本的な機能強化」という評価結果を受けた。行政評価機能のうち政策評価の機能強化については、「行政評価等プログラム」（平成 22 年 4 月総務省）に掲げられた取組の方向性に沿って、情報公開の徹底や事前評価の拡充に係る取組等を実施したところである。今後も、政策評価の一層の効果的かつ効率的な実施に向けた取組を進めることとしている。

2 政策評価制度の仕組み等

(1) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

i) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を規定した政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとされている。

また、事後評価については、その具体的な方法等を規定した事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めることとされている。

【後記Ⅲ－１－（１）－ア（23 ページ以下）及びⅣ（39 ページ以下）参照】

ii) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、ア) 研究開発、イ) 公共事業、ウ) 政府開発援助、エ) 規制の新設又は改廃をすることを目的とする政策及びオ) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

【後記Ⅲ－１－（１）－イ（24 ページ以下）及びⅣ（39 ページ以下）参照】

iii) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－１－（２）－イ（32 ページ以下）及びⅣ（39 ページ以下）参照】

iv) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ－１－（３）（33 ページ以下）及びⅣ（39 ページ以下）参照】

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施し、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。なお、評価に当たっては、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、総務省は、例年、年度末ごろに策定している行政評価等プログラムにおいて当該計画を定めている。

【後記Ⅲ－２－（１）（36 ページ以下）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

i) 統一性又は総合性を確保するための評価

ア) 2以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、イ) 2以上の行政機関の所掌に関係する政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合

性を確保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－①（36 ページ以下）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、ア) 当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又はイ) 行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策に関する政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ－２－（２）－②（38 ページ）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

エ 政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価に関する基本的事項及び各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項について調査審議し、総務大臣に意見を述べること並びに法の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価・独立行政法人評価委員会が設置されている。

(2) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成 14 年度の法施行から 22 年度までの 9 年間で延べ 61,635 件実施されている。

平成 14 年度以降 4 年間、1 万件前後で推移したが、17 年 12 月の基本方針の改定等を踏まえ、各行政機関において、評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18 年度及び 19 年度は、約 4,000 件となった。

平成 20 年度は、約 7,000 件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再々評価（再評価実施後一定期間（事業の種類によって 5 年又は 10 年）が経過しているものについての評価）の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成 21 年度は、2,645 件と減少しているが、その主な要因は、前述した国土交通省における再々評価が前年度と比較して少なかったほか、公共事業評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少したことが挙げられる。

平成 22 年度は、2,922 件と増加しているが、その主な要因は、租税特別措置等

を対象とした評価を初めて実施したほか、未着手・未了の事業等及び完了後・終了時事業等を対象とした評価が増加したことが挙げられる。

イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

i) 統一性又は総合性を確保するための評価

統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成 14 年度以降、20 テーマについて、政策の見直しや改善を図るために関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

なお、平成 20 年 1 月に公表した「PFI 事業に関する政策評価」以降については、問題や課題が認められ、具体的な措置を講ずることを求める必要がある場合には全て勧告を行っているところである。

ii) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成 14 年度及び 15 年度において、評価の実施形式からの点検（要件審査）に取り組んだ後、各行政機関の評価の水準の向上を踏まえ、16 年度から内容に係る点検（内容点検）に着手し累計 195 件の政策評価について、事実関係の把握・整理を行い、関係行政機関の長に対し改善の方向を指摘している。

表 1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位：件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価 (単位：勧告等を行ったテーマ)	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動
平成 14	10,930	2	要件審査結果公表
15	11,177	4	要件審査結果公表
16	9,428	5	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (11 件)
17	9,796	1	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (23 件)
18	3,940	1	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (25 件)
19	3,709	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (47 件)
20	7,088	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (50 件)
21	2,645	2	要件審査結果公表 内容点検結果公表 (39 件)
22	2,922	1	要件審査結果公表
計	61,635	20	(内容点検結果公表 (195 件))

(注) 1 統一性又は総合性を確保するための評価のテーマ名については、図 4（9 ページ以下）参照。

2 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動について、その公表状況については、図 4（9 ページ以下）参照。

3 政策評価の実施時期

(1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末ごろに翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価が実施されている。

政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、例年、8月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。

政策評価の結果は、予算査定等に活用され、年末には翌年度の政府予算案が決定されている。このほか、公共事業については、補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が年度末に多く実施されている。

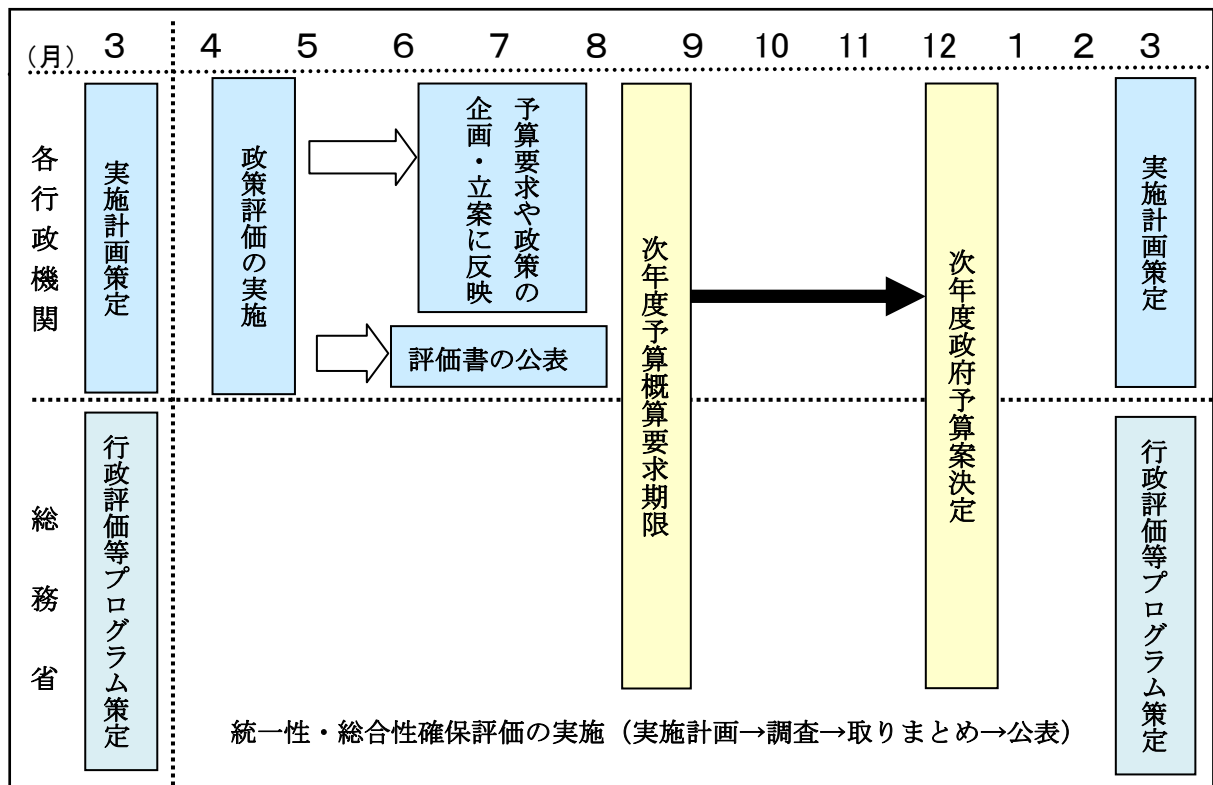
【後記Ⅲ－１－（２）－イ（32 ページ以下）及びⅣ（39 ページ以下）参照】

(2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、例年、年度末ごろに策定している行政評価等プログラムにおいて、翌年度以降の3年間についての評価に関する計画を定め、これに基づき実施している。なお、当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしている。

【後記Ⅲ－２－（１）（36 ページ以下）及びⅤ（197 ページ以下）参照】

図2 政策評価の実施時期等



4 政策評価の方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、図3のような「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

なお、平成22年度における政策評価の方式別の実施件数（特定5分野の政策（注）に係る事業評価方式等による評価2,391件を除く。）をみると、事業評価方式が166件、実績評価方式が307件、総合評価方式が58件となっている。

（注） 本報告において、「特定5分野の政策」とは、法において事前評価が義務付けられている研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等の政策をいう。

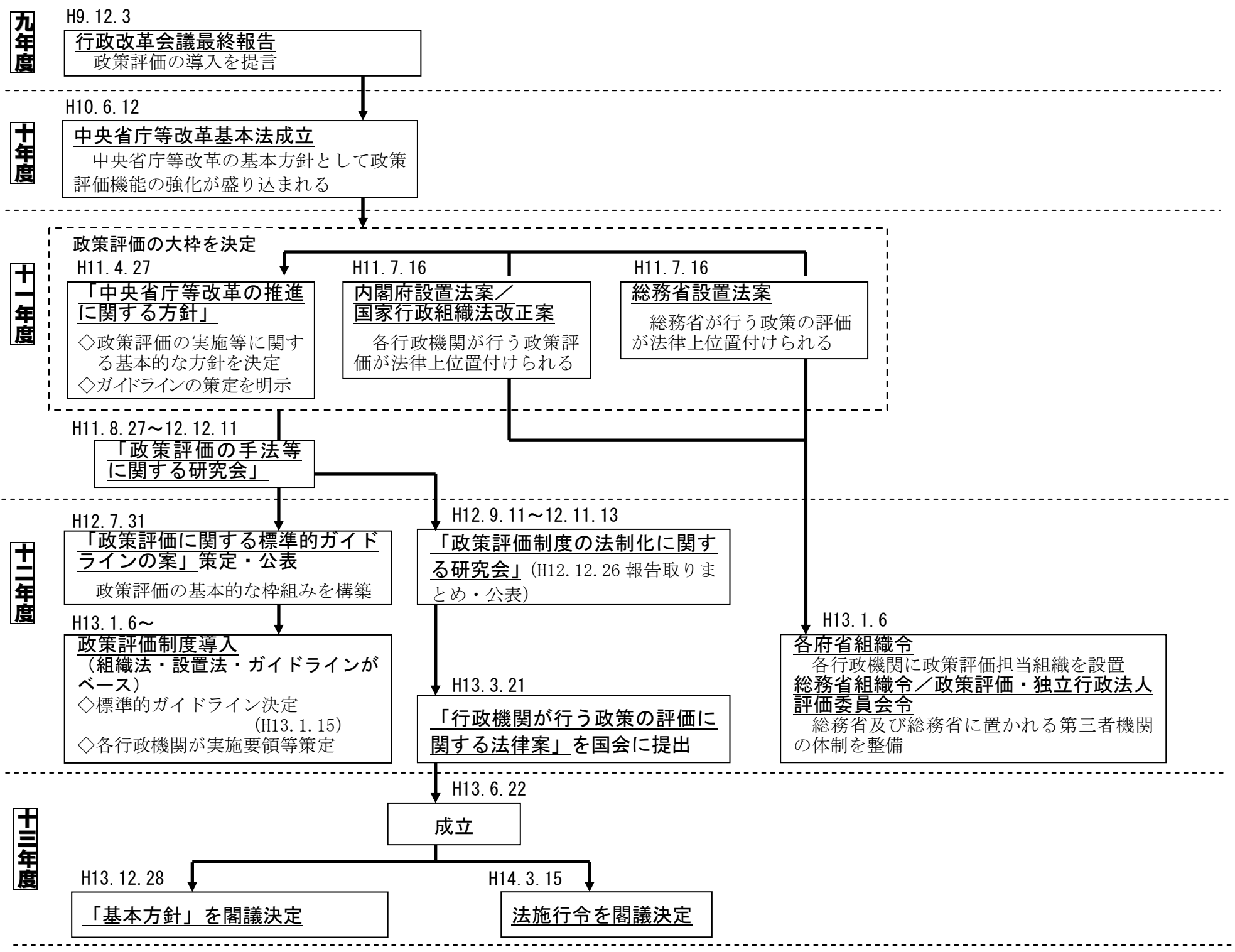
【後記Ⅲ－1－（1）－イ（24ページ以下）及びⅣ（39ページ以下）参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法	実施件数 (22年度)
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事務事業の採 否、選択等に 資する見地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定	166件(注) (事前及び 事後)
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続 的に実績測 定、目標期間 終了時に達 成度を評価	政策等の不断 の見直しや改 善に資する見 地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについて評価	307件
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経 過後が中心	問題点を把握 し、その原因 を分析するな ど総合的に評 価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価	58件

（注） 「実施件数（22年度）」については、特定5分野の政策に係る事業評価方式等による評価2,391件を除いている。

図4 政策評価制度に関する主な経緯



H14. 4 法の施行			
十四年度	制度の展開等	各行政機関が行う政策評価	総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価
		10,930件	個別テーマの勧告等
			要件審査 【1年目】 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検
十五年度		11,177件	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
			個別テーマの勧告等
			内容点検 【2年目】 個別審査 総括的審査 目標の設定など評価のポイントを点検 内容の点検の取組方針の検討・公表
十六年度	H16. 10. 1 規制影響分析の試行的実施 (~19. 9. 30)	9,428件	総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動
			個別テーマの勧告等
			認定関連活動報告 11件 (国道等) 【3年目】 個別審査 総括的審査 評価法施行3年目の全体像を整理

評価法施行後 3 年経過

<p>十七年度</p>	<p>制度の展開等</p> <p>H17. 12. 16</p> <p>基本方針の改定（閣議決定）</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>9, 796 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【4 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示</p> <p>認定関連活動報告 23 件 (ダム事業等)</p>
<p>十八年度</p>	<p>H19. 3. 30</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加</p>	<p>3, 940 件</p>	<p>少年の非行対策に関する政策評価 (H19. 1. 30 意見通知)</p>	<p>【5 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認</p> <p>認定関連活動報告 25 件 (港湾、河川等)</p>
<p>十九年度</p>	<p>H19. 8. 24</p> <p>◇法施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>H19. 10. 1</p> <p>規制の事前評価の義務付け開始</p> <p>H19. 11. 12</p> <p>平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>3, 709 件</p>	<p>リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知)</p> <p>P F I 事業に関する政策評価 (H20. 1. 11 勧告)</p>	<p>【6 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検</p> <p>認定関連活動報告 47 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>二十年度</p>	<p>H20. 11. 26</p> <p>○平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表 ○平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>7, 088 件</p>	<p>自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 勧告)</p> <p>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 (H21. 3. 3 勧告)</p>	<p>【7 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化</p> <p>認定関連活動報告 5 件 (公共事業：平成 19 年度継続) 45 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>二十一年度</p>	<p>H21. 12. 16</p> <p>平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表</p> <p>H22. 1. 12</p> <p>行政評価機能の抜本的強化ビジョン</p>	<p>2, 645 件</p>	<p>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)</p> <p>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (H21. 6. 26 勧告)</p>	<p>【8 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検</p> <p>認定関連活動報告 4 件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
<p>二十二年度</p>	<p>H22. 4. 13</p> <p>行政評価等プログラム策定</p> <p>H22. 5. 25</p> <p>◇基本方針の一部変更</p> <p>H22. 5. 28</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2, 922 件</p>	<p>バイオマスの利活用に関する政策評価 (H23. 2. 15 勧告)</p>	<p>【9 年目】 租税特別措置等評価の点検 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の点検 租税特別措置等評価について初めて点検</p>

Ⅱ 平成 22 年度における政策評価の取組（トピック）

1 政策評価の機能強化の取組

「行政評価等プログラム」（平成 22 年 4 月総務省）に掲げられた行政評価機能の抜本的強化方策に係る取組の方向性に沿って、政策評価の機能強化として、以下の取組等を実施している。

(1) 政策評価に関する情報の公表

国民への説明責任を徹底するとともに、政策評価に対する国民の信頼を一層高めるため、基本方針に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえ、評価書の作成や情報の公表についての標準的な指針を定める「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）を策定した。

政策評価に関する情報の公表に関するガイドラインの主な内容

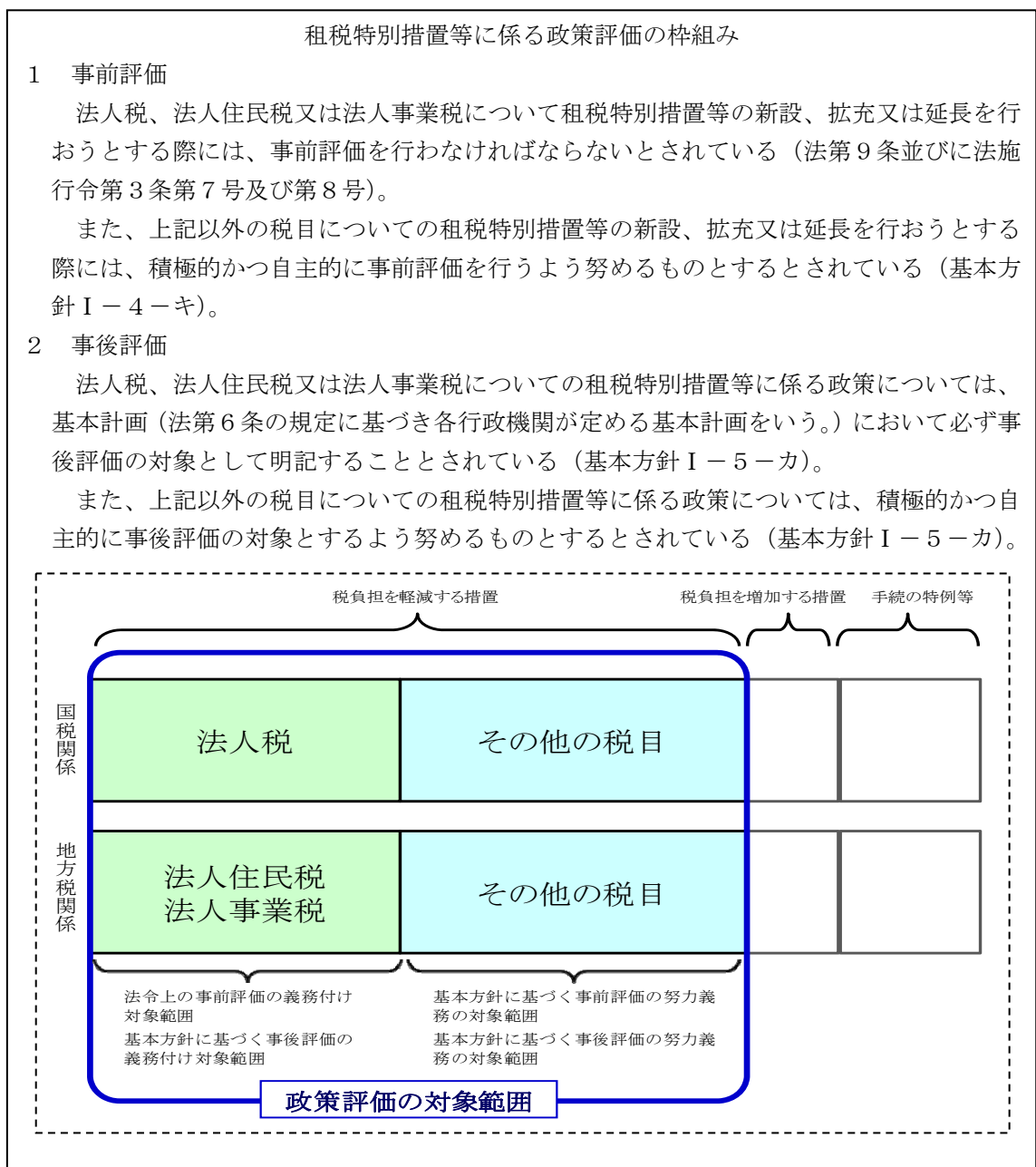
- 1 各行政機関は、政策に関する情報を国民に提供し、外部からの検証可能性を確保するため、評価の過程において使用したデータ、文献等のバックデータの概要、又はその所在情報に関する情報を評価書に記載
 - 意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報
 - 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報
 - 個々の公共事業の評価については、
 - ・ 需要等の予測モデル、予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報
 - ・ 費用便益分析に使用した公的統計その他のデータの所在情報
 - ・ 費用便益分析マニュアル等の公表
- 2 各行政機関における学識経験者等からなる政策評価に関する会議の原則公開
- 3 本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを実施

(2) 事前評価の拡充等

ア 租税特別措置等に係る政策評価の導入

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置の抜本的な見直しの方針が示される中で、政策評価を厳格に行うことが明記された。これを踏まえ、平成 22 年 5 月、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号。以下「法施行令」という。）及び「政策評価に関する基本方針」の改正並びに「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）の策定により、租税特別措置等に係る政策評価を導入した。

これらの規定に基づき、各行政機関は、平成 23 年度税制改正要望に際し、租税特別措置等に係る政策評価を実施した。



総務省においては、これらの政策評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて、上記「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って点検を実施した。対象とした政策評価は、13の行政機関に係る219件であり、平成22年10月21日に点検結果を税制調査会（平成22年度第2回租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム）に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表したところである。

上記の点検結果においては、

- ・ 全ての租税特別措置等に係る政策評価について、上記ガイドラインに沿った分析・説明がなされていない部分があること
- ・ 税込減を是認するような効果の分析・説明が不十分なもの、租税特別措置等の効果を適切に測ることができない指標を設定しているものが目立つこと（＝政策目的に向けた手段としての「有効性」に関する分析・説明が不十分）

等を指摘した上で、今後の課題として、不十分な点が目立った「有効性」に関する分析・説明等を充実させ、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努めるとともに、国民への説明責任の徹底を図ることが必要であること等を指摘している。（点検結果の詳細については、後記V（229ページ以下）参照）

イ 規制による競争状況への影響分析

規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、平成22年4月26日から、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始している。

(3) 目標管理型の政策評価の改善方策に係る検討

目標管理型の政策評価（注1）について、行政事業レビューと連携しつつ、各行政機関の政策のミッションの明確化・体系化及びメリハリのある分かりやすい政策評価の実現等に向けた検討を進めている。（注2）

（注1）「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

（注2）今後の取組については、真に役立つ機能への重点化という観点から、東日本大震災への対応に配慮しつつ、平成23年度に改善方策の試行的な取組を行った上で、当該取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討することとしている。

2 評価結果の政策への反映

(1) 公共事業等における休止又は中止事業数、総事業費等

ア 平成 22 年度の中止事業数、総事業費

法第 7 条第 2 項においては、事業採択後、5 年経過しても着工していない（未着手）、又は 10 年経過しても完了していない（未了）公共事業や政府開発援助等を対象に再評価を行うことが義務付けられている。

これに該当するものを始めとして、評価の結果を踏まえ、平成 22 年度に中止することとされた事業等は、表 2 のとおり、4 行政機関で計 9 事業、総事業費ベースで計 980.8 億円（昨年度は、14 事業の休止又は中止、2,594.1 億円）となっている。また、9 事業の中止に係る残事業費は、255.8 億円（昨年度の残事業費は、1,666.6 億円）である。

表 2 平成 22 年度に中止とされた事業等

（単位：億円）

事業名	個別事業名等（都道府県等）	分類	総事業費	残事業費
外務省 1 事業（総事業費計 159.16 億円）				
政府開発援助	北カランプラ超臨界火力発電所建設計画(I)（インド）	中止	159.16	159.16
厚生労働省 4 事業（総事業費計 802.7 億円）				
水道水源開発等施設整備事業	阪神水道企業団（兵庫県）	中止	137.50	30.63
	大津市（滋賀県）	中止	2.22	0.47
	大阪府（大阪府）	中止	653.72	50.81
水道水源開発等施設整備事業 高度浄水施設等整備事業	松江市（島根県）	中止	9.27	2.75
農林水産省 1 事業（総事業費計 13.9 億円）				
水産物供給基盤整備事業	相川（新潟県）	中止	13.90	10.99
国土交通省 3 事業（総事業費計 5.03 億円）				
住宅市街地基盤整備事業	豊島四丁目地区内多目的広場（東京都）	中止	4.68	0.67
	豊島四丁目地区内道路（東京都）	中止	0.33	0.33
	豊島四丁目地区内下水道（東京都）	中止	0.03	0.03
合計	9 事業	—	980.79	255.84

(注) 1 外務省の総事業費は、供与限度額である。

2 総事業費の記載に当たっては、百万円未満について四捨五入して記載しているため、厚生労働省及び国土交通省における総事業費計と個別事業の総事業費の総計は一致しない。

イ 法施行後における休止等事業数、総事業費等

法が施行された平成 14 年度から 22 年度までの 9 年間で休止又は中止することとされた公共事業等は、表 3 のとおり、計 250 事業、総事業費等の累計は約 4.2 兆円に上っている。

表 3 法施行後の公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費等

(単位：億円 (上段)、事業数 (下段))

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成 14	—	—	338 (8)	—	11,353 (37)	11,691 (45)
15	505 (4)	194 (2)	14 (1)	1,217 (3)	6,940 (43)	8,870 (53)
16	481 (3)	68 (1)	17 (3)	1,430 (2)	1,330 (16)	3,326 (25)
17	—	1,540 (5)	238 (13)	435 (1)	6,188 (22)	8,401 (41)
18	—	1,398 (8)	56 (3)	685 (4)	919 (13)	3,058 (28)
19	60 (1)	186 (3)	59 (4)	—	324 (5)	629 (13)
20	—	722 (3)	37 (4)	335 (3)	1,722 (12)	2,816 (22)
21	—	21 (2)	49 (3)	171 (1)	2,353 (8)	2,594 (14)
22	159 (1)	803 (4)	14 (1)	—	5 (3)	981 (9)
合計	1,205 (9)	4,932 (28)	822 (40)	4,273 (14)	31,134 (159)	42,366 (250)

(2) 一般分野の政策における反映の例

一般分野の政策（注）のうち、評価結果を踏まえて、政策の統合を行ったものや制度等の改正を行ったものなどの例は、表4のとおりである。

（注） 本報告において、「一般分野の政策」とは、法において事前評価が義務付けられている特定5分野（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）を除く政策をいう。

表4 一般分野の政策における反映の例

区分	評価対象政策	評価結果を踏まえた政策への反映状況 (主なもの)
政策（事業）の統合を行ったもの	ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進 〔厚生労働省〕	非正規労働者の正社員化は、社会的に求められているところであり、非正規労働者数の推移の状況等を勘案し、引き続き正社員就職増大を図る必要があるものの、本事業の主な業務である正社員求人確保の実施方法の効率化を図るため、本事業の予算概算要求を取りやめ、平成23年度から求人全般の開拓を行う求人開拓事業に当該業務を統合することとした。
制度等の改正を行った（行うこととした）もの	個人投資家の参加拡大 〔金融庁〕	個人投資家の金融・資本市場への参加拡大に向けた環境整備や適切な投資機会の提供などに取り組み、一定の成果が得られたものの、個人の金融資産の半分は依然として現金・預金であり、諸外国に比べて高い比率であることなどから、取組の充実・改善や新たな施策の検討等に一層取り組んでいく必要があるという評価結果を踏まえ、上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率の2年延長等を盛り込んだ税制改正法案の国会提出等を行った。
	安全・安心で豊かな学校施設・設備の整備推進 〔文部科学省〕	安全・安心で豊かな学校施設を確保するためには、耐震化が必要不可欠であり、そのほかにも老朽化への対応が求められているという評価結果を踏まえ、公立学校施設の耐震化等をより一層推進するため、「安全・安心な学校づくり交付金」を廃止し、補助対象範囲の拡充や使いやすさの向上など地方公共団体の要請を踏まえた「学校施設環境改善交付金」を創設した。

課題解決のために必要な予算要求等を行ったもの	<p>犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 〔国家公安委員会・警察庁〕</p>	<p>街頭犯罪・侵入犯罪を含む刑法犯の認知件数は、平成 21 年度中は約 167 万件と、120 万件前後で推移していた昭和 40 年代を大きく超える水準にあり、また、子どもや女性を被害者とする犯罪についても、いまだ発生が後を絶たず予断を許さない状況にあることから、引き続き犯罪予防対策を推進する必要があるという評価結果を踏まえ、街頭防犯カメラ整備パイロット事業や防犯ボランティア支援事業の推進のための経費を新規に要求した。</p>
	<p>消防防災体制の充実強化 〔総務省〕</p>	<p>火災被害の中心がデパート等の大規模事業所から小規模事業所、福祉施設、一般住宅等に移っており、火災予防に係る規制体系を再構築し、その実効性の向上を図ることが課題となっているという評価結果を踏まえ、シミュレーション、実態調査、検討会の開催等により各種建築物等における防火安全性能の評価・認証システム、消防用機器等の公的認証制度、新たな公表制度等の構築等を行うための経費を新規に要求した。</p>

3 各行政機関における特徴的な取組

各行政機関は、法、基本方針、基本計画等に基づき、政策評価について着実に取り組んでいるところである。

ここでは、各行政機関における特徴的な取組の一例として、実績評価方式における目標、指標等について、評価書において分かりやすい形で整理・一覧化等を行っている事例を紹介する。

[厚生労働省]

厚生労働省では、施策の企画立案により役立つ政策評価を目指し、かつ、国民にも評価の前提や根拠等が伝わる評価書とするため、平成 22 年度に評価書の様式を変更し、関連施策も含めた施策の全体像や施策の枠組み、関連指標、関連事業が把握しやすい記載となるよう努めている。政策体系については、基本目標の下に施策大目標、中目標、小目標という用語の整理を行い、施策中目標及び政策小目標それぞれについて指標を一覧で分かりやすく記載するとともに、評価書の添付資料である「別図政策体系」において、施策小目標の達成手段となる予算事業名を網羅的に記載している。

また、施策中目標の単位で、対応する予算額（決算額）を明らかにしている。

【平成 22 年度実績評価書】

政策体系上の施策中目標の位置付け

平成 22 年度 実績評価書（平成 21 年度の実績の評価）

「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること

施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること



施策中目標の下の施策小目標一覧

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

- （施策小目標 1）医療計画に基づく医療連携体制を構築すること
- （施策小目標 2）救急医療体制を整備すること
- （施策小目標 3）周産期医療体制を確保すること
- （施策小目標 4）小児医療体制を整備すること
- （施策小目標 5）災害医療体制を整備すること
- （施策小目標 6）へき地保健医療対策を推進すること
- （施策小目標 7）病院への立入検査の徹底
- （施策小目標 8）医療法人等の経営の安定化を図ること
- （施策小目標 9）病院における温暖化対策の推進



施策中目標のアウトプット指標及びアウトカム指標

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	在宅で死亡する者の数 （前年以上/毎年）	132,702	131,854	136,437	144,771	集計中
達成率		104.1%	99.3%	103.5%	106.1%	
2	心肺停止の一ヶ月後の生存率（上段）・社会復帰率（下段） （前年以上/毎年）	7.2% 3.3%	8.4% 4.1%	10.2% 6.1%	10.4%	集計中
達成率						

（1）施策小目標1「医療計画に基づく医療連携体制を構築すること」関係						
（指標・目標値）						
指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	在宅で死亡する者の数（前年以上/毎年） ※施策中目標に係る指標1と同じ	132,702	131,854	136,437	144,771	集計中
達成率		104.1%	99.3%	103.5%	106.1%	%

アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
2	地域連携診療計画管理料の算定回数（6月算定分）（前年度以上/毎年度）	-	8	247	1,133	集計中
達成率		-%	-%	3087.5%	458.7%	%
3	地域医療支援病院数（前年度以上/毎年度）	114	153	186	226	267
達成率		125.3%	134.2%	121.6%	121.5%	118.1%

【評価書添付資料 別図政策体系】

①施策目標番号	②責任課室（課室長名）	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標（アウトカム指標は網掛け）	⑦目標値（達成水準／達成時期）	⑧最新値（年度）【達成率】
基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること							
I-1-1	医政局指導課（指導課長：新村和哉）	I-1-1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	I-1-1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること		1 在宅で死亡する者の数	前年以上/毎年	144,771人（20年）【106.1%】

施策小目標の達成手段となる予算事業名一覧

施策小目標	医療計画に基づく医療連携体制を構築すること	医療連携体制推進事業 ・医師派遣等推進事業 ・地域医療確保対策経費 ・公的病院特殊診療部門運営費 ・民間病院特殊診療部門運営費 ・医療施設等施設整備費 ・医療提供体制施設整備交付金 ・医療施設等設備整備費 ・医療提供体制設備整備費
1		

〔国土交通省〕

国土交通省では、政策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する「政策チェックアップ（実績評価方式）」を中心的な評価方式として、政策評価を実施している。

政策チェックアップの対象は、国土交通省の主要な行政目的に係る全ての政策であり、いわゆる政策評価体系として、国土交通省政策評価基本計画に3分野（「暮らし・環境」、「安全」、「活力」）-13 政策目標-47 施策目標を定めている。さらに施策目標の下には、国土交通省事後評価実施計画において、業績指標を設定（233 指標：平成 22 年 7 月 23 日公表）している。

政策チェックアップの実施手順は、対象となる政策について、国民にとっての成果（アウトカム）という観点から横断的かつ体系的に政策目標を整理・一覧化した上で業績指標と目標値を設定し、施策ごとに政策チェックアップを実施している。

政策チェックアップの施策評価における業績指標及び目標値の設定とその測定・評価結果の例は次のとおりである。

＜平成 21 年度政策チェックアップ評価書（平成 22 年 7 月 23 日）（抜粋）＞

分野、目標、指標

○暮らし・環境

政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。

業績指標

16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

業績指標ごとの実績値、評価結果等一覧

平成 21 年度政策チェックアップ結果一覧表（抜粋）

- A 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
- B 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
- C 判断できない

- 1 施策の改善等の方向性を提示
- 2 現在の施策を維持
- 3 施策の中止（施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む）

○政策目標(アウトカム)	業績目標										
	○施策目標(評価の単位)	初期値	平成21年度実績			前年度評価	目標値		重要政策		
			(年度)	実績値	(年度)				評価	(年度)	I
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現											
3 総合的なバリアフリー化を推進する											
旧016	15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	① 29%	平成15年	36.9%	平成20年	B-1	C-1	56%	平成22年	*	*
		② 6.7%	平成15年	9.5%	平成20年	B-1	C-1	17%	平成22年	*	*
旧01	16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	10%	平成15年	16%	平成20年	A-1	C-1	19%	平成22年	*	*
旧018	17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	12%	平成15年度	15%	平成20年度	B-1	B-1	30%	平成22年度	*	*

評価書の記載内容（抜粋）

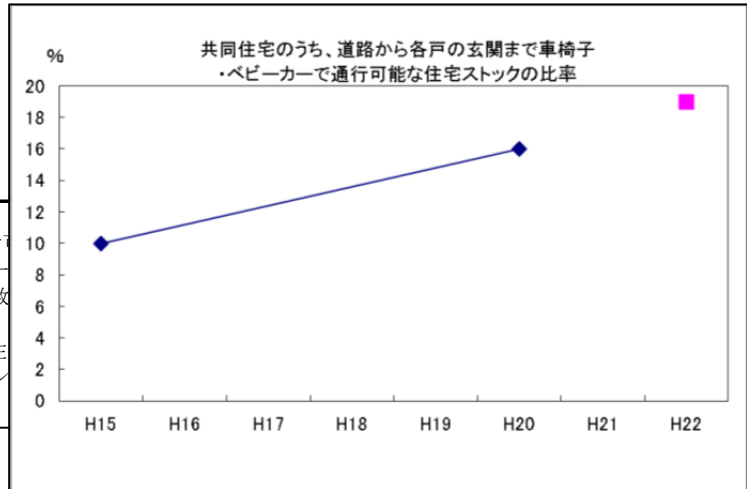
—評価と見直し事項—



業績指標 16

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

評価	目標値	実績値	初期値
A-1	19% (平成22年)	16% (平成20年)	10% (平成15年)



(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率
 ※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率
 ※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数
 (目標設定の考え方・根拠)
 高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者にとって、生活に支障をきたさないよう、生活困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン
 9月19日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」

目標値を設定

(外部要因)

新規住宅着

(他の関係主)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本

・新成長戦略

(2) 労働力

【閣決(重要政策)】

なし

【その他】

・国土交通省

III 住宅

2. 急

～少

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本業績指標は、5年に一度実施される「住宅・土地総合調査」により把握している（直近は H20 に実施）。平成 21 年度の実績値は把握できないものの、本業績指標は、平成 15 年度から平成 20 年度のトレンドとしては着実な上昇を示しており、現時点においては、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化
 - ・ バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅の供給を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標の達成に向けて順調に推移しており、住宅のバリアフリー施策をより一層推進していくため、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業等を支援する高齢者等居住安定化推進事業の創設や、住宅のバリアフリー改修税制等の延長など、平成 22 年度に新たな措置を講じることとしていることから、A-1 と評価した。今後も、税制や予算の拡充等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

平成 22 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 22 年度)

- ・ 高齢者等居住安定化推進事業を創設し、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業や高齢者等の居住の安定確保のための先導的な取組みを支援する。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅等の整備を促進するため、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給計画を都道府県知事が認定する際の床面積基準について、地方公共団体が高齢者居住安定確保計画において別に基準を定めて緩和する場合、当該基準を満たす 地域優良賃貸住宅（高齢者型）を社会資本整備総合交付金（基幹事業）の対象とする。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅等のうち、既存住宅の改良によって高度なバリアフリー化がなされるものについて、補助限度額を優遇する仕組みとすることにより、既存ストックの有効活用による高度にバリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を誘導する。

過去の実績値

H15

10%

Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 22 年度の実施状況等
〔政府全体の状況〕

1 各行政機関が行う政策評価（概要）

(1) 政策評価に関する計画

ア 計画期間

法の規定
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

状況
<p>〔「基本計画等の計画期間」のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画の計画期間について、18行政機関のうち、3年としている機関が4機関、5年としている機関が11機関、その他3機関となっている。 実施計画の計画期間について、17行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

表5 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況									
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
3年	内閣府			←→							
	公正取引委員会			←→							
	公害等調整委員会			←→							
	法務省			←→							
5年	宮内庁		←→								
	総務省		←→								
	外務省		←→								
	財務省		←→								
	文部科学省		←→								
	厚生労働省		←→								
	農林水産省			←→							
	経済産業省	←→									
	国土交通省			←→							
	環境省	←→									
	防衛省	←→									
その他	国家公安委員会・警察庁			←→			(計画期間) 21. 1. 1~24. 3. 31				
	金融庁			←→			(計画期間) 20. 7. 1~24. 3. 31				
	消費者庁			←→			(計画期間) 21. 9. 1~25. 3. 31				

(注) 1 平成22年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。

- 2 は基本計画の計画期間、 \leftarrow \rightarrow は実施計画の計画期間を表す。
- 3 国家公安委員会・警察庁及び金融庁は、基本計画の計画期間を会計年度に変更したため、上記のような計画期間となっている。
- 4 消費者庁は、平成21年9月1日に設置されたため、上記のような計画期間となっている。
- 5 農林水産省は、前基本計画の計画期間を平成18年度から22年度までとしていたが、基本理念等の見直しを行い、平成22年8月10日に、計画期間を平成22年度から26年度までとする新たな基本計画を策定した。あわせて、新しい基本計画を踏まえた実施計画（計画期間：平成22年8月10日から23年3月31日まで）を策定した。

イ 政策評価の対象とする政策及び評価方式

法の規定
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第6条第2項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第7条第2項）。

状況
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表6及び表7のとおりである。
〔事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要〕のポイント〕
事前評価については、法第9条により実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関が18機関のうち15機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。

表6 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業 ・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策 	事業評価方式
消費者庁	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式
外務省	—	総合評価方式、事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの 法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施） 	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策	事業評価方式
経済産業省	原則として基本計画別紙に掲げる34施策	アウトカム目標（予想される効果）等を明示*
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资、法令等）等	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する個別研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	—	事業評価方式*
防衛省	新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）等	事業評価方式

(注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

状 況

〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用している。
事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を全て採用している機関が6機関となっている。また、事業評価方式のみを採用している機関が1機関、実績評価方式のみを採用している機関が6機関及び総合評価方式のみを採用している機関が1機関となっている。
- 実績評価方式を採用している機関が16機関、次いで総合評価方式及び事業評価方式がともに9機関となっており、実績評価方式が最も多く採用されている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については2機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

(注) 法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

第3号 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表7 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府	—	21 政策 [1 施策含む。]	—	—	—	—
宮内庁	2 政策	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	4 施策等	7 施策等	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁	2 規制	8 基本目標、30 業績目標	1 行政課題	—	—	—
金融庁	過去に事前評価を実施し平成 22 年度に効果が発現する予定の事業 [全事業]	24 施策	—	—	—	—
消費者庁	—	10 施策	—	—	—	—
総務省	14 政策 [1 含む。]	5 政策 [6 (外数)]	—	—	—	7 政策 (総合評価方式)
公害等調整委員会	—	2 政策	—	—	—	—
法務省	1 施策	7 施策 [3 (外数)]	4 施策	—	—	—
外務省	—	—	7 基本目標 (24 施策) [4 含む。] 46 具体的施策 [1 含む。]	政府開発援助 8 案件	政府開発援助 24 案件	—
財務省	—	6 総合目標、25 政策目標	—	—	—	—
文部科学省	—	13 政策目標、47 施策目標	実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題 (必要に応じて実施)	—	—	—
厚生労働省	26 事業 [6 含む。] 公共事業 (評価実施要領で規定)	32 施策目標	5 政策	—	公共事業 (評価実施要領で規定)	指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策等
農林水産省	81 公共事業実施地区、2 研究課題、2 政策 (租税特別措置)	[3 事業]	1 課題	—	23 公共事業実施地区	—
経済産業省	—	34 施策	—	—	—	—
国土交通省	400 公共事業 (再評価) 61 公共事業 (完了後の事後評価) 1 研究開発課題 (中間評価) 41 研究開発課題 (終了時評価) 2 事業 (租税特別措置等)	13 の政策目標に係る政策	19 テーマ	3 公共事業	34 公共事業	—
環境省	—	9 施策	—	—	—	—
防衛省	8 項目 (中間段階の事業評価) 17 項目 (事後の事業評価)	2 項目	3 項目	—	—	1 項目 (租税特別措置等)
計	9 機関	16 機関	9 機関	2 機関	4 機関	3 機関

- (注) 1 本表は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。
- 2 []は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と強力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。
- 3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、基本計画において、政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。
- 4 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

ウ その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、以下のとおりである。

a. 政策評価の結果の政策への反映

状況

○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

b. 政策評価に関する透明性の確保

状況

○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

○ その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

(2) 政策評価の実施状況

ア 評価実施件数

平成22年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価・事後評価別、対象政策等別にみると、図5及び図6、表8から表10のとおりである。

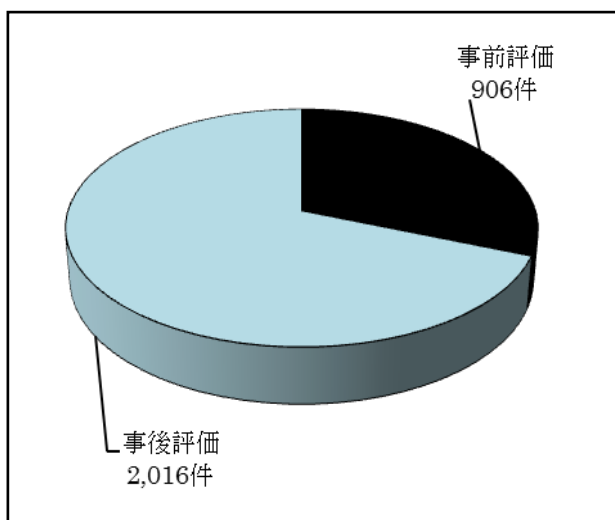
〔「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,922件である（前年度2,645件）。
 - 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が906件、事後評価が2,016件となっている。
 - 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（973件）、次いで厚生労働省（840件）、農林水産省（490件）の順となっており、これらの3機関（2,303件）で全体の約79%を占める。
- * これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表9参照）。

（図5、表8）

図5 政策評価の実施状況

(ア) 事前・事後別評価実施件数



(イ) 行政機関別評価実施件数

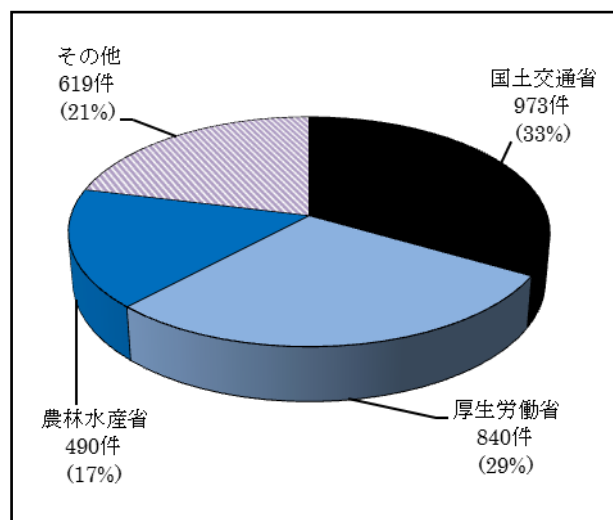


表8 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）	左記以外のもの（第3号）	
内閣府	16	21	0	0	0	37
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	11	0	0	0	11
国家公安委員会・警察庁	5	33	0	0	0	38
金融庁	25	28	0	0	0	53
消費者庁	0	10	0	0	0	10
総務省	27	26	0	0	7	53
公害等調整委員会	0	2	0	0	0	2
法務省	2	9	0	0	0	11
外務省	40	37	3	10	0	77
財務省	2	30	0	0	0	32
文部科学省	29	47	0	0	0	76
厚生労働省	125	715	0	54	595	840
農林水産省	192	298	0	24	0	490
経済産業省	73	50	0	0	0	123
国土交通省	314	659	3	33	0	973
環境省	34	9	0	0	0	43
防衛省	22	31	0	0	1	53
計	906	2,016	6	121	603	2,922

（注） 規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。

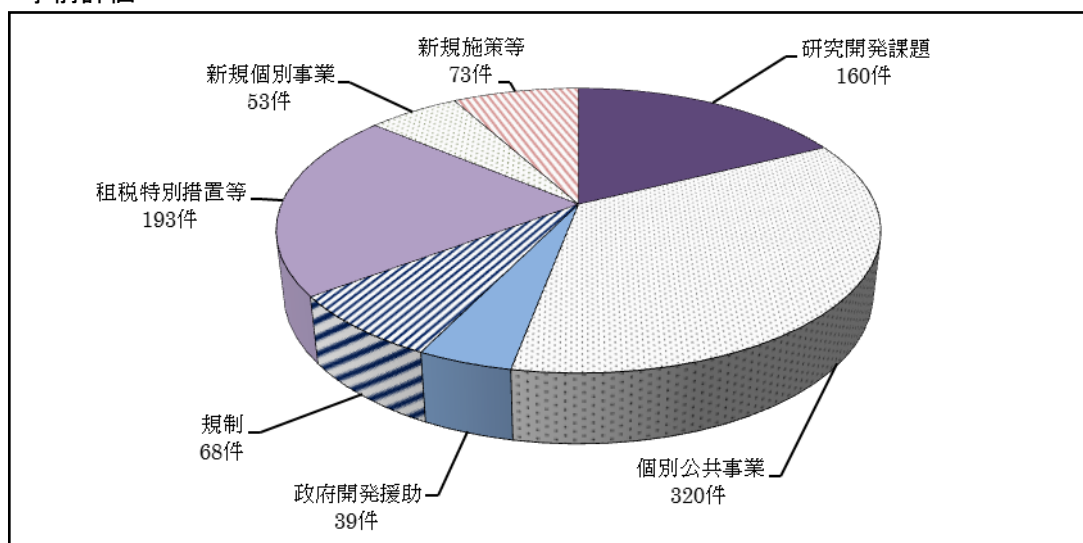
[「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント]

- ・ 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く320件、次いで租税特別措置等を対象としたものが193件、研究開発課題を対象としたもの160件の順となっている。なお、事前評価906件のうち、特定5分野の政策を対象としたものは780件である。
- ・ 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたものが最も多く934件、次いで未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたもの644件となっている。

(図6、表9)

図6 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

(ア) 事前評価



(イ) 事後評価

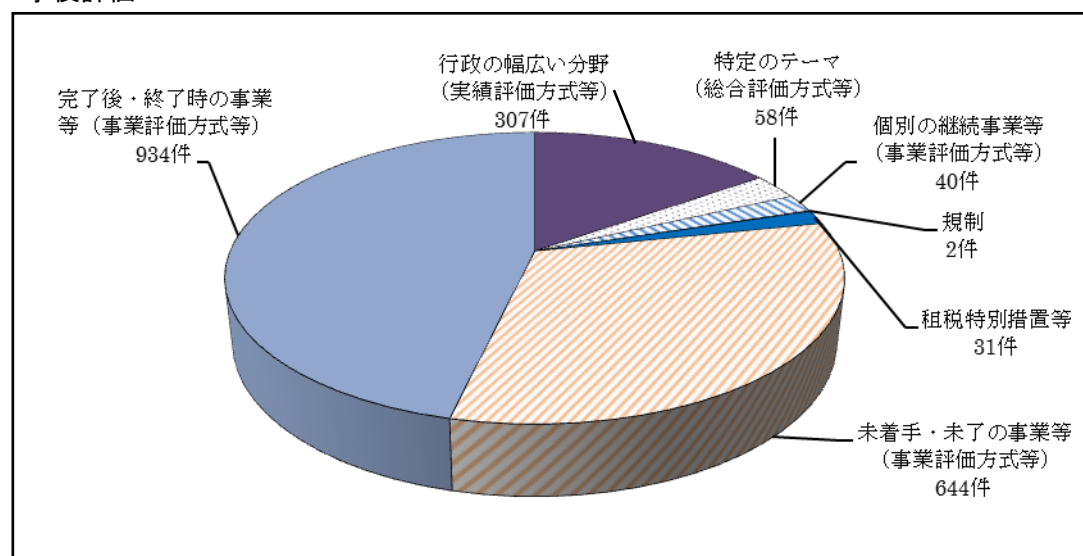


表9 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価								事後評価								小計	合計
	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁官繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の新規個別事業を対象	新規施策等を対象	小計	幅広い分野を対象に定期的に評価（実績評価方式等）	特定のテーマを対象に定期的に評価（総合評価方式等）	個別の事業等継続を対象に評価（事業評価方式等）	規制を対象	租税特別措置等対象	未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）	完了後の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象に評価（事業評価方式等）	小計		
内閣府	0	0	0	1	15	0	0	16	21	0	0	0	0	0	0	21	37	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	0	0	0	11	11	
国家公安委員会・警察庁	0	0	0	4	1	0	0	5	30	1	0	2	0	0	0	33	38	
金融庁	0	0	0	19	6	0	0	25	24	0	1	0	1	0	2	28	53	
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	10	10	
総務省	7	0	0	6	14	0	0	27	5	7	1	0	0	0	13	26	53	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	
法務省	0	0	0	0	0	2	0	2	5	4	0	0	0	0	0	9	11	
外務省	0	0	39	0	1	0	0	40	0	24	0	0	0	13	0	37	77	
財務省	0	0	0	0	2	0	0	2	30	0	0	0	0	0	0	30	32	
文部科学省	0	0	0	0	4	25	0	29	47	0	0	0	0	0	0	47	76	
厚生労働省	28	47	0	11	28	11	0	125	32	3	29	0	2	66	583	715	840	
農林水産省	4	140	0	2	30	0	16	192	3	0	0	0	14	88	193	298	490	
経済産業省	0	1	0	9	40	0	23	73	35	0	0	0	11	4	0	50	123	
国土交通省	115	108	0	11	46	0	34	314	48	9	1	0	2	473	126	659	973	
環境省	0	24	0	5	5	0	0	34	9	0	0	0	0	0	0	9	43	
防衛省	6	0	0	0	1	15	0	22	2	3	8	0	1	0	17	31	53	
計	160	320	39	68	193													
	780						53	73	906	307	58	40	2	31	644	934	2,016	2,922

(注) 1 「研究開発課題を対象」欄、「個別公共事業（官庁官繕事業等を含む。）を対象」欄、「政府開発援助を対象」欄、「規制を対象」欄及び「租税特別措置等対象」欄には、法第9条により事前評価の実施が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

2 「未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象に評価（事業評価方式等）」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる。

〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用し、政策評価を行っている。

(表 10)

表10 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1] 事業評価方式：租税特別措置等 [15]	実績評価方式：21政策 [21]
宮内庁	—	—
公正取引委員会	—	実績評価方式：4施策等 [4] 総合評価方式：7施策等 [7]
国家公安委員会・警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	実績評価方式：30業績目標 [30] 総合評価方式：1行政課題 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2]
金融庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [19] 事業評価方式：租税特別措置等 [6]	実績評価方式：24施策 [24] 事業評価方式：3事業 [3] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]
消費者庁	—	実績評価方式：10施策 [10]
総務省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る研究開発課題 [7] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [6] 事業評価方式：租税特別措置等 [14]	事業評価方式：14政策 [14] 実績評価方式：5政策 [5] 総合評価方式：7政策 [7]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：2政策 [2]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [1] 事業評価方式：法務に係る調査研究 [1]	実績評価方式：5施策 [5] 総合評価方式：4施策 [4]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [39] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	総合評価方式：24施策 [24] 総合評価方式：13政府開発援助 [13]
財務省	事業評価方式：租税特別措置等 [2]	実績評価方式：6総合目標 [6]、 24政策目標 [24]
文部科学省	事業評価方式：「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望する事業及びその他の事業 [25] 事業評価方式：租税特別措置等 [4]	実績評価方式：47施策目標 [47]
厚生労働省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る新規事業 [11] 事業評価方式(公共事業)：平成22年度新規採択地区 [47] 事業評価方式(研究開発)：平成23年度予算概算要求に係る研究開発 [28] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11] 事業評価方式：租税特別措置等 [28]	実績評価方式：32施策目標 [32] 総合評価方式：3政策 [3] 事業評価方式：6成果重視事業 [6] 事業評価方式：23継続事業 [23] 事業評価方式：2租税特別措置等 [2] 事業評価方式：66実施地区(再評価) [66] 事業評価方式：583研究開発課題 [583]
農林水産省	実績評価方式：16政策 [16] 事業評価方式(公共事業)：140事業実施地区 [140] 事業評価方式(研究開発)：4研究開発課題 [4] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [30]	実績評価方式：3成果重視事業 [3] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価88事業実施地区、完了後の評価191事業実施地区 [279] 事業評価方式(研究開発)：2研究開発課題 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [14]
経済産業省	事前評価方式：平成23年度予算概算要求に係る既存の施策 [23] (含租税特別措置等 [40]) 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [9] 事業評価方式：公共事業 [1]	事業評価方式：4公共事業 [4] 実績評価方式：35施策 [35] (含租税特別措置等 [11])

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
国土交通省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求等に係る新規施策等 [34] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11] 事業評価方式（個別公共事業）：平成23年度予算概算要求に係る新規採択事業等 [108] 事業評価方式（個別研究開発課題）：平成23年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等 [115] 事業評価方式：租税特別措置等 [46]	実績評価方式：47施策目標、1成果重視事業[48] 総合評価方式：9テーマ [9] 事業評価方式（個別公共事業）：平成23年度予算概算要求に係る再評価等の473事業 [473] 事業評価方式（個別公共事業）：事業完了後の一定期間経過時の64事業[64] 事業評価方式（個別研究開発課題）：中間評価の研究開発課題[1]、終了時評価の研究開発課題[62] 事業評価方式：租税特別措置等 [2]
環境省	事業評価方式：新設規制 [5] 事業評価方式：租税特別措置等 [5] 事業評価方式：個別公共事業 [24]	実績評価方式：9施策 [9]
防衛省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る新規事業 [15] 事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る新規研究開発 [6] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	中間段階の事業評価：8項目[8] 事後の事業評価：事業を完了した17項目[17] 事業評価方式：租税特別措置等[1] 実績評価方式：2項目 [2] 総合評価方式：3項目 [3]

(注) [] 内は、評価実施件数である。

イ 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされている（法第10条）。

評価書の公表件数を月別にみると、図7及び表11のとおりである。

〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- 政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、例年、8月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。
- このほか、公共事業については、補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が年度末に多く実施されている。

(図7、表11)

図7 評価書の公表時期

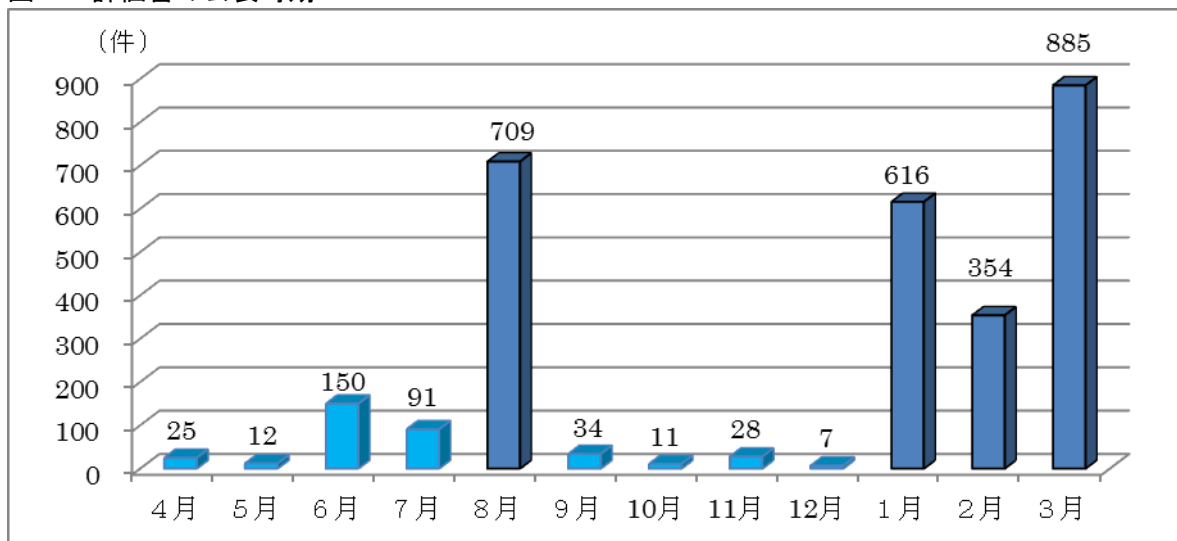


表11 評価書の公表時期

(単位:件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成22年										23年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	37	0	0	0	0	13	0	2	21	0	0	0	1	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	11	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	
国家公安委員会・ 警察庁	38	0	2	0	30	1	1	0	0	0	0	0	4	
金融庁	53	0	1	0	0	35	0	2	0	0	2	0	13	
消費者庁	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	53	0	0	0	0	44	1	3	0	1	0	4	0	
公害等調整委員会	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	11	0	0	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	
外務省	77	0	8	5	6	38	2	1	4	2	2	2	7	
財務省	32	0	0	30	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	76	0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	840	1	0	114	0	95	5	1	2	3	612	1	6	
農林水産省	490	0	0	0	0	102	0	0	0	0	0	1	387	
経済産業省	123	0	1	1	1	113	0	0	0	0	0	0	7	
国土交通省	973	0	0	0	48	151	0	0	1	1	0	346	426	
環境省	43	24	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	5	
防衛省	53	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	24	
計	2,922	25	12	150	91	709	34	11	28	7	616	354	885	

(注) 農林水産省及び国土交通省の平成23年3月の件数には、平成22年度内に評価を実施し、23年4月1日に公表した個別公共事業が含まれている。

(3) 政策への反映状況

事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表12及び表13のとおりである。

[「政策への反映状況（事前評価）」のポイント]

- 事前評価の結果、平成23年度予算概算要求に反映したものは302件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの（評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものや、複数の選択肢から適切な政策を選択したもの）は50件となっている。

(表12)

表12 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁営繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の個別事業を対象	新規施策を対象	計
評価実施件数	160	320	39	68	193	53	73	906
政策評価の結果の政策への反映件数	160 (70)	320 (87)	39 (20)	68 (0)	193 (1)	53 (53)	73 (71)	906 (302)
うち評価対象政策の見直し等	0	—	—	—	—	11	39	50

（注）1 表中の（ ）内は、平成23年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したほかに平成22年度に更に政策への反映を行った件数は56件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成23年度機構・定員要求に反映したものは31件（機構要求10件、定員要求28件）である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの及び複数の選択肢から適切な政策を選択したものである。

【「政策への反映状況（事後評価）」のポイント】

- 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているもの871件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているもの192件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているもの14件となっている。
- 一般分野の政策についてみると、評価結果は、全て予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、43.5%（405件中176件）（昨年度41.9%）となっている。
- 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの103件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの9件となっている。

（図8、表13）

図8 政策への反映状況（一般分野の政策における反映結果別割合）

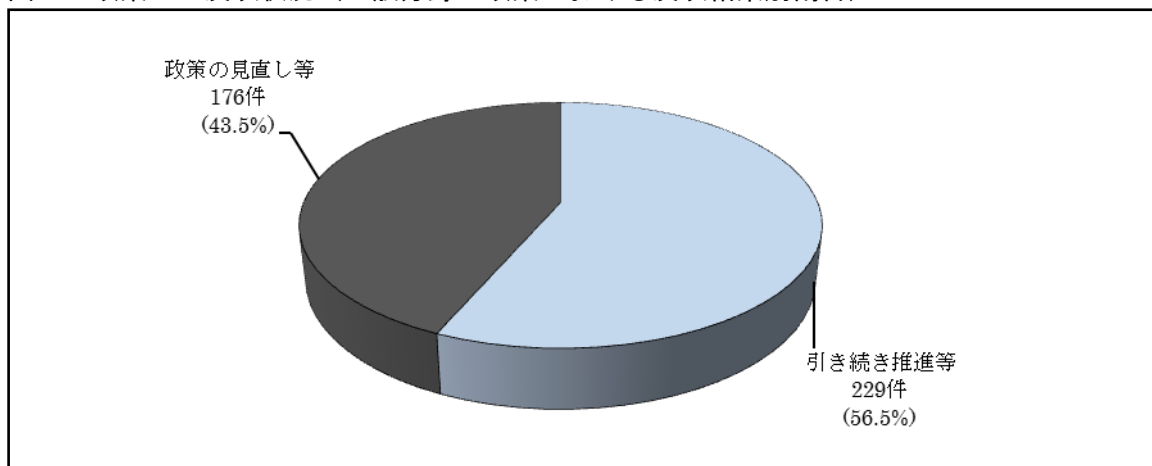


表 13 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般分野の政策				規制を対象に評価	租税特別措置等を対象に評価	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)						
評価実施件数	1,082	405	307	58	40	2	31	644	934	2,016
政策評価の結果の政策への反映件数	1,082 (987)	405 (343)	307 (274)	58 (39)	40 (30)	2 (0)	31 (0)	644 (644)	934	2,016
これまでの取組を引き続き推進	871 (793)	224 (179)	163 (140)	31 (15)	30 (24)	2 (0)	31 (0)	614 (614)	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	192 (180)	171 (159)	143 (133)	26 (24)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	—	—
評価対象政策の重点化等	103 (103)	103 (103)	84 (84)	17 (17)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	9 (9)	8 (8)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	14 (14)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	—	—
その他	5 (0)	5 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—

- (注) 1 表中の()内は、平成23年度予算概算要求等(23年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等)に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成23年度機構・定員要求に反映したものは157件(機構要求58件、定員要求148件)である。
また、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は22件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i)評価対象政策の改善・見直し(政策の拡充等)を行っているもの、(ii)評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv)評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合等による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)」には、個別研究開発課題を対象とした中間評価1件が含まれている。
- 7 「完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。
- 8 「未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものも含まれる。

2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
 - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うものとされている（4ページ参照）。

(1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成22年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、22年4月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
 - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）については、重点的かつ計画的に実施
 - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成22年度から24年度までの3年間に実施する評価のテーマ
 - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
 - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
 - ・ テレワークの推進に関する政策評価
- 平成22年度に実施する評価のテーマ
 - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
 - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
- ※ 既に実施中のもの（総合性確保評価）
 - ・ バイオマスの利活用に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成23年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、23年5月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(2) 政策の評価の実施状況等

① 統一性又は総合性を確保するための評価

平成22年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、3テーマを実施した。これらのうち、1テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当

該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の2テーマについては、評価を実施中である（平成23年3月末現在）。また、平成20年度から22年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、3テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況は表14のとおりである。

表14 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスの利活用に関する政策評価（平成23年2月15日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）に基づく政策が一定の役割を果たしてきた。 ○ 一方、バイオマスの利活用に関する政策については、政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定、政策のコストや効果の把握及び公表、バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保等の課題があり、そのための改善方を勧告した。
評価を実施中の2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止等に関する政策評価 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 	
評価の結果の政策への反映が図られた3テーマ	<ul style="list-style-type: none"> 世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー需給構造の変革や新たなエネルギー社会の実現、地球温暖化対策のための方策の一つとして、次世代自動車等の普及目標を設定し、車種ごとの特性等を踏まえた普及促進策を実施するなど、政策体系の再構築を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成21年5月26日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成23年2月から全都道府県・市町村を対象に配偶者からの暴力に関する相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施しており、その結果を踏まえ相談体制の強化を促進していく。また都道府県等に対し被害者の公営住宅への優先入居等の措置の導入を要請しその拡大が図られた。
	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（平成21年3月3日勧告、公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビジット・ジャパン・キャンペーンについては、平成22年度は、アジア4市場（中国、韓国、台湾、香港）に重点的なプロモーションを展開した。また、出入国審査手続に関する案内員を地方空港へも拡大して配置した。ホテル・旅館の従業員を対象に接遇向上のためのセミナーを開催した。

② 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 22 年度においては、表 15 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表15 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成22年度における点検活動の実施状況
【租税特別措置等に係る政策評価の点検】 <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が平成 23 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、点検を実施。○ 対象とした政策評価は、13 の行政機関に係る 219 件であり、平成 22 年 10 月 21 日に点検結果を税制調査会（平成 22 年度第 2 回租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム）に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表（個別の評価ごとに課題を指摘）。○ 今後の課題として、不十分な点が目立った政策目的に向けた手段としての「有効性」に関する分析・説明等を充実させ、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図る必要があることを提起。
【成果重視事業に係る政策評価の審査】 <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が平成 22 年に行った成果重視事業に係る政策評価を対象に、審査を実施。○ 対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 32 件であり、平成 22 年 11 月 30 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。○ 今後の課題として、「目標の達成度合いの判定方法・基準」を始め、政策評価として備えるべき事項の明確化を徹底していく必要があることを提起。
【規制の事前評価の点検】 <ul style="list-style-type: none">○ 各行政機関が平成 22 年に行った規制の事前評価を対象に、点検を実施。○ 対象とした政策評価は、8 の行政機関に係る 82 件であり、平成 23 年 2 月 25 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表（個別の評価ごとに課題を指摘）。○ 今後の課題として、定性的記述により分析されている評価のうち、一定の前提条件を置くことなどにより、定量的な分析が可能であるものについては、定量化又は金銭価値化を行うなど、今後とも評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図る必要があることを提起。

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 20 年 2 月 18 日決定） 平成 20 年 12 月 25 日一部改正 平成 21 年 4 月 22 日一部改正 平成 21 年 7 月 23 日一部改正 平成 22 年 3 月 8 日一部改正 平成 22 年 6 月 14 日一部改正 平成 23 年 3 月 31 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 77 施策（平成 23 年 3 月 31 日一部改正） 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 22 年 6 月 14 日決定） 平成 23 年 3 月 31 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：21 政策（成果重視事業 1 施策を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：1件 (規制) [表1-3-ア]		評価の結果、規制の新設が妥当とされたもの	1	評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした	1	
	事業評価方式：15件 (租税特別措置等) [表1-3-イ]		評価の結果、租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当とされたもの	15	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	15	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：21件 [82施策] (成果重視事業1施策含む) [表1-3-ウ] [実績評価方式：21件] [表1-3-エ]	S (目標以上の成果を達成できた)	13	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	15	
			A (達成できた)	53		概算要求に反映	15
						機構・定員要求に反映	4
						機構要求に反映	2
				定員要求に反映	3		
		B (一定の成果を挙げたが、達成できなかった)	11	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	6		
					概算要求に反映	6	
					機構・定員要求に反映	3	
					機構要求に反映	2	
				定員要求に反映	1		
C (達成できなかった)	2	政策の重点化等	5				
未集計等	3	政策の一部の廃止、休止又は中止	5				
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 10 日に「公共施設等運営権制度の創設等に係る規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公共施設等運営権制度の創設等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 15 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日及び 10 月 15 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設（所得税）
3	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充（個人住民税）
4	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の事業期間以内での償却可能化）
5	P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充
6	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置
7	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
8	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置
9	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充
10	「国際戦略総合特区」（仮称）における特例措置
11	「地域活性化総合特区」（仮称）における特例措置
12	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置
13	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置
14	沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置（新設）
15	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 1-4-(2) 参照。

2 No. 14 及び 15 は改要望に係る評価書である。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 11 月 11 日に「平成 21 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	市民活動の促進	引き続き推進
2	公文書等の保存及び利用の取組	改善・見直し
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	引き続き推進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	引き続き推進
5	経済財政政策の推進	改善・見直し
6	地域活性化の推進	改善・見直し
7	科学技術政策の推進	引き続き推進
8	防災政策の推進	引き続き推進
9	沖縄政策の推進	改善・見直し
10	共生社会実現のための施策の推進	改善・見直し
11	栄典事務の適切な遂行	引き続き推進
12	男女共同参画社会の形成の促進	引き続き推進
13	食品の安全性の確保	引き続き推進
14	原子力利用の安全確保	引き続き推進
15	公益法人制度改革等の推進	引き続き推進
16	経済社会総合研究の推進	引き続き推進
17	迎賓施設の適切な運営	引き続き推進
18	北方領土問題の解決の促進	引き続き推進
19	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	改善・見直し
21	官民人材交流センターの適切な運営	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表1-4-(3)参照。
2 No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の21政策を対象として評価を実施中（平成23年8月公表予定）。

表1-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

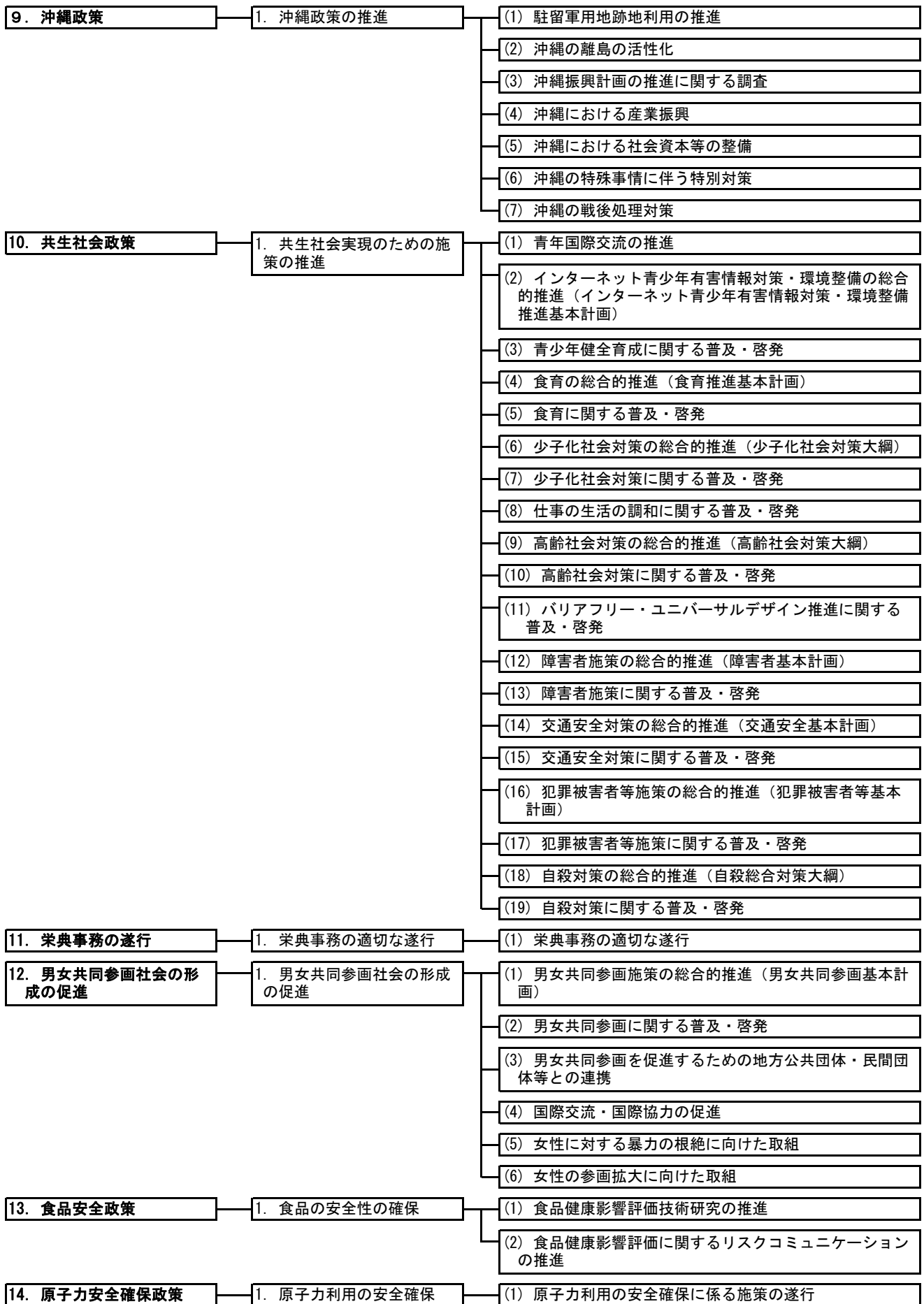
No.	評価対象政策
1	市民活動の促進
2	公文書等の保存及び利用の取組
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
5	経済財政政策の推進
6	地域活性化の推進
7	科学技術政策の推進
8	防災政策の推進
9	沖縄政策の推進
10	共生社会実現のための施策の推進
11	栄典事務の適切な遂行
12	男女共同参画社会の形成の促進
13	食品の安全性の確保
14	原子力利用の安全確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
21	官民人材交流センターの適切な運営

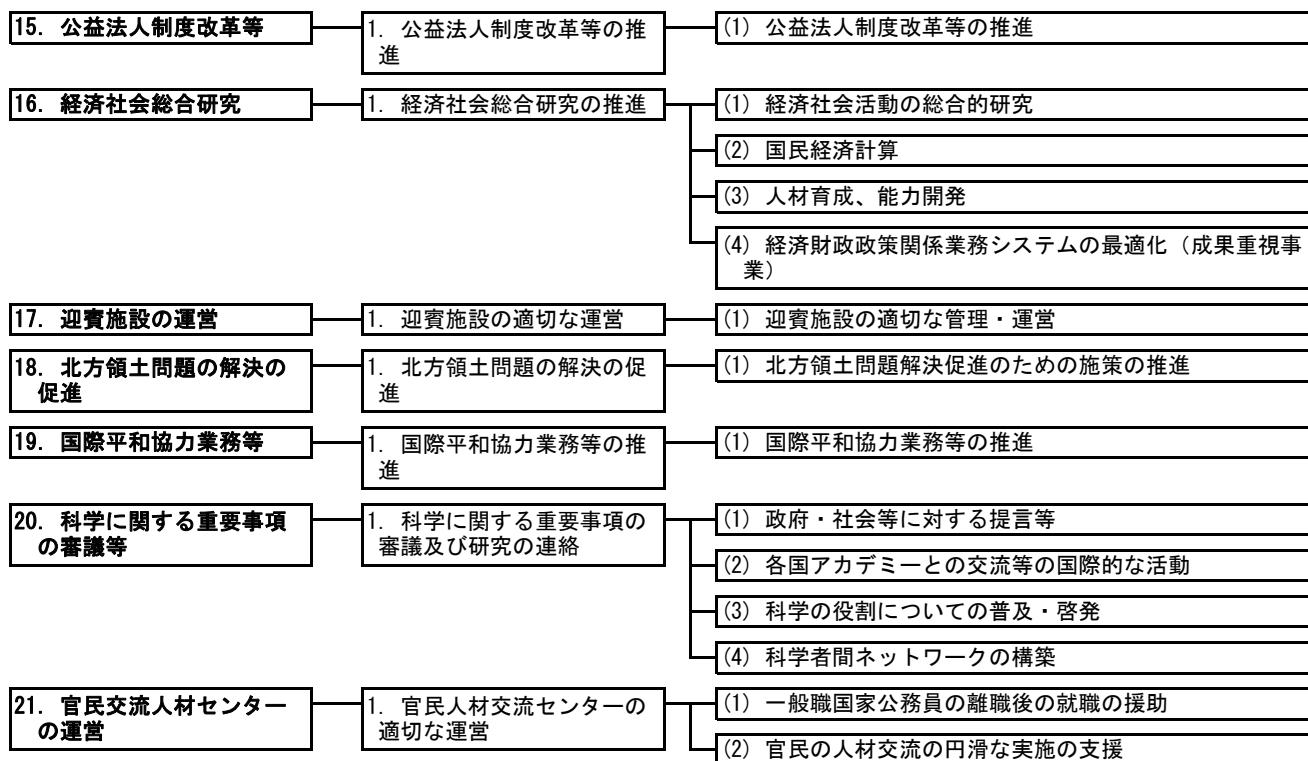
(注) No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

政策分野	政策	施策
1. 市民活動促進	1. 市民活動の促進	(1) 市民活動の促進
2. 公文書館関連政策	1. 公文書等の保存及び利用の取組	(1) 公文書館制度の推進
3. 政府広報・広聴	1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
4. 遺棄化学兵器廃棄処理	1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収
5. 経済財政政策	1. 経済財政政策の推進	(1) 企業再生支援機構の監督体制等の整備 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 緊急雇用対策の実施 (5) 道州制特区の推進 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (8) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (9) 国内の経済動向の分析 (10) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (11) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化政策	1. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 地方の元気再生事業の実施 (3) 地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定 (4) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定 (5) 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の配分計画の策定 (6) 構造改革特区計画の認定 (7) 地域再生計画の認定 (8) 特定地域再生事業会社の指定 (9) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (10) 地域再生支援利子補給金の支給
7. 科学技術政策	1. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
8. 防災政策	1. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h22/taiou_h22.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成22年度宮内庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：2政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{事業評価方式：2件} [表2-3-ア]	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度宮内庁政策評価実施計画」等に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施中（平成 23 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	宮内庁の広報活動の推進
2	正倉院宝物の紹介

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成22年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第3条第6号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、事務総局官房総務課（以下「官房総務課」という。）及び各部局筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成22年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：4施策等 ○ 総合評価：7施策等
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：4件 〔表3-3-ア〕 ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-ウ〕	これまでの 取組を 引き続き 進める	4 ≪1≫	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】	4 ≪1≫
					概算要求に反映	3 ≪1≫
					機構・定員要求に反映	3
				機構要求に反映	0	
				定員要求に反映	3	
		総合評価方式：7件 〔表3-3-イ〕 ≪総合評価方式：6件≫ 〔表3-3-エ〕	これまでの 取組を 引き続き 進める	6 ≪5≫	1 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	6 ≪5≫
		これまでの 取組の 改善・見直 しを行う	1 ≪1≫	2 評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た 【改善・見直し】	1 ≪1≫	
				概算要求に反映	2 ≪5≫	
				政策の重点化等	1	
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) ≪ ≫は、平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成21年度に評価結果が公表され、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成 22 年 7 月 28 日及び 23 年 3 月 30 日に公表。

表 3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	審判手続（平成 21 年度）	引き続き推進
2	企業結合の審査（平成 21 年度）	引き続き推進
3	独占禁止法違反行為に対する措置（平成 21 年度）	引き続き推進
施策 2 公正な取引慣行の推進		
4	下請法違反行為に対する措置（平成 21 年度）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 3-4-(1) 参照。

(2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 7 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成 22 年 7 月 28 日及び 23 年 3 月 30 日に公表。

表 3-3-イ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	企業結合の審査－企業結合審査における独占禁止法上の問題点の指摘－	引き続き推進
施策 2 公正な取引慣行の推進		
2	取引慣行等の実態把握・改善－広告業界の取引実態に関する調査－	引き続き推進
3	事業活動に関する相談・指導－独占禁止法相談ネットワークの取組－	改善・見直し
4	中小事業者を取り巻く取引の公正化－下請法・独占禁止法（優越的地位の濫用）に関する相談対応－	引き続き推進
施策 3 競争環境の整備		
5	競争政策の普及啓発－公正取引委員会の広報・広聴活動－	引き続き推進
6	競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化－共同研究の実施、公開セミナー、国際シンポジウムの開催－	引き続き推進
7	規制改革後の市場の機能の監視－政策評価における「競争状況への影響の	引き続き推進

	把握・分析等の方法」の普及・定着への取組－	
--	-----------------------	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表3-4-(2)参照。

- (3) 以下の1施策等は、「平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成16年7月28日に公表し、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-ウ 実績評価方式により平成21年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公正かつ自由な競争のルール of 厳正な運用－平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続－	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表3-4-(3)参照。

- (4) 以下の6施策等は、「平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画」、「平成19年度公正取引委員会政策評価実施計画」及び「平成21年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成17年11月17日、19年7月25日、20年3月28日、21年7月22日及び22年3月31日に公表し、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-エ 総合評価方式により平成21年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策2 ルールある競争社会の推進		
1	不公正な取引方法等の規制－知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組－	引き続き推進
2	取引慣行等の実態把握・改善－ガソリン・家電製品の流通実態の調査－	改善・見直し
3	中小企業を取り巻く取引の公正化－大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知－	引き続き推進
施策3 競争環境の積極的な創造		
4	国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第7回年次総会の主催を通じた国際協力－	引き続き推進
5	法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－	引き続き推進
6	規制改革分野における競争環境の整備－「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表－	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表3-4-(4)参照。

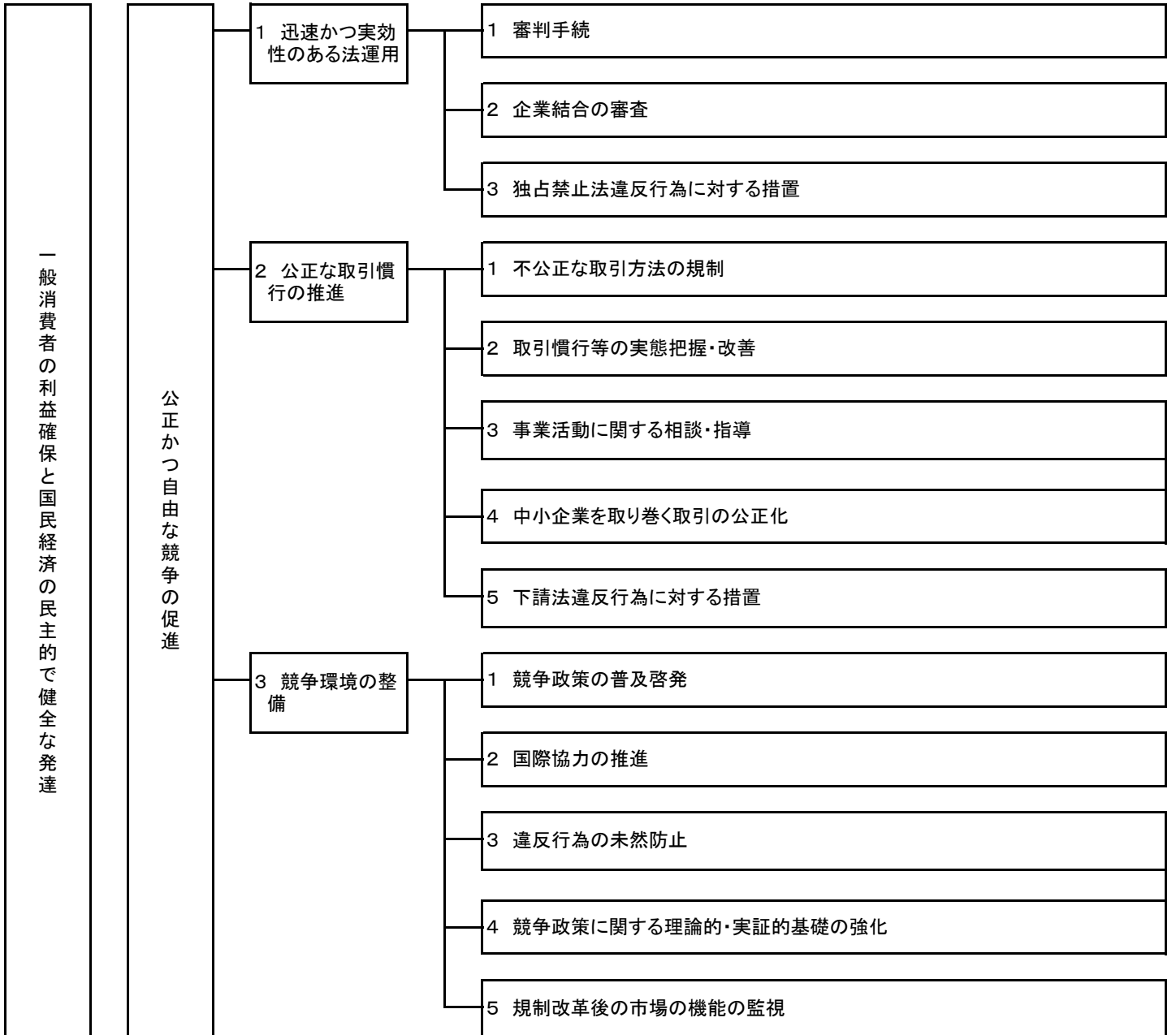
政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan22.pdf>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年7月8日改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：17政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成22年度政策評価の実施に関する計画（平成22年3月18日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成21年1月から22年3月までの間を評価期間とする8の基本目標と30の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と

		<p>29の業績目標について評価を実施（23年度に評価書を作成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価：2つの規制について評価書を作成（2つの事業及び11の規制について平成23年度に評価書を作成）。 ○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成（1つの行政課題について平成23年度に評価書を作成）。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成22年度実績評価計画書」（平成22年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：4件 (規制)〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	4	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を国会へ提出	2				
				評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする政令を制定	2				
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認められる	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	1				
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：30件 〔表4-3-ウ〕 〔7の基本目標と 29の業績目標〕 〔表4-3-エ〕	達成	7	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	29			
			おおむね達成	18	概算要求に反映	25			
					機構・定員要求に反映	19			
					機構要求に反映	5			
		定員要求に反映	18						
		達成が十分とは 言い難い	5	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1				
		総合評価方式：1つの行政課題 〔表4-3-オ〕 〔総合評価方式：1つの行政課題〕 〔表4-3-カ〕	1	これまでの取組を引き続き進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1		
								概算要求に反映	1
								機構・定員要求に反映	1
								機構要求に反映	1
定員要求に反映	1								
事業評価方式：2件 (規制)〔表4-3-キ〕 〔事業評価方式：13件〕 (規制)〔表4-3-ク〕 (事業)〔表4-3-ケ〕	2	新設された規制は妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2				
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—				
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—				
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—				

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年5月27日及び23年3月9日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正	
1	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加
2	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正	
3	犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加
4	規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月19日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	捜査特別報奨金の非課税

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の8の基本目標と30の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成22年7月8日に「平成21年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進

9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進
基本目標8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上		
30	警察行政の電子化の推進	廃止、休止、中止

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表4-4-(3)参照。

（2）所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標について評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-エ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進

13	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月2日に「総合評価書 警察改革の推進」として公表。

表4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察改革の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(4)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の1つの行政課題を対象として評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	振り込め詐欺対策の推進

- (5) 事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2つの規制を対象として評価を実施し、その結果を平成23年3月31日に「事業評価書 警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制」として公表。

表4-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制		
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手續	引き続き推進

2	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする	引き続き推進
---	----------------------	--------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(5)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の11の規制を対象として評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-ク 事業評価方式により評価実施中の政策（規制）

No.	評価対象政策
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制	
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
4	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
6	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止
8	性風俗関連特殊営業を営む者による住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制	
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制	
10	準空気銃の所持の禁止
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

(7) 事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2つの事業を対象として評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-ケ 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

No.	評価対象政策
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による謀報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h22_seisaku_yosan.pdf)参照

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定） 平成22年8月24日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） (2) 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） (3) 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） (4) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（(1)を除く） (5) (1)に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成22年度金融庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定） 平成22年8月24日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：24施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成22年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成22年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式：19件 (規制) 〔表5-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	19	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	13		
				2 評価結果を踏まえ、政令等を制定及び改正した(改正する予定)	6		
	事業評価方式：6件 (租税特別措置等) 〔表5-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	6	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った			
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】 概算要求に反映	5		
					機構・定員要求に反映	7	
						機構要求に反映	3
						定員要求に反映	7
			16	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映	9		
					機構・定員要求に反映	7	
					機構要求に反映	4	
					定員要求に反映	7	
					1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1
							2 事業は終了しているが、評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定)
1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1					
		2	2				
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の19政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、8月4日、10月22日、23年1月28日、3月10日及び3月11日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公益法人等が行う共済事業に対する保険業法の規制の特例措置の導入
2	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、包括利益の表示に関する会計基準の策定等に伴う財務諸表等規則等の改正
3	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定
4	デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し
5	募集又は売出しの判定のための人数通算対象に対するストック・オプションの付与の除外
6	連結ソルベンシー・マージン規制の導入
7	ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）の利用の円滑化を図るための開示制度等の整備
8	コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大
9	銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁
10	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
11	不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化
12	英文開示の範囲拡大
13	企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（試験制度の見直し）
14	企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（公認会計士資格制度の見直し）
15	企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（企業財務会計士の創設等）
16	投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加
17	保険会社の同一グループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行
18	破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備
19	認可特定保険業者に係る制度整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	イスラム金融に関する所要の税制措置
2	特別法人税の撤廃
3	投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の見直し
4	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化
5	少額短期保険業者に係る収入割の特例措置の延長
6	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 21 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保		
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムミックリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	改善・見直し
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
基本目標Ⅲ 円滑な金融等		
施策目標 1 活力のある市場を構築すること		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	改善・見直し
16	決済システム等の整備	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	改善・見直し
20	中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進	改善・見直し
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
(業務支援基盤整備に係る施策)		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 5-4-(3) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 23 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保	
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
14	公認会計士監査の充実・強化
基本目標Ⅲ 円滑な金融等	
施策目標 1 活力のある市場を構築すること	
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
16	決済システム等の整備・定着
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
(業務支援基盤整備に係る施策)	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究分析の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 22 年度に効果が発現する事業のうち以下の 2 事業及び以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	—
2	証券短期売買システムの開発	—
3	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(4)参照。

2 No.1、2は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成22年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表5-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

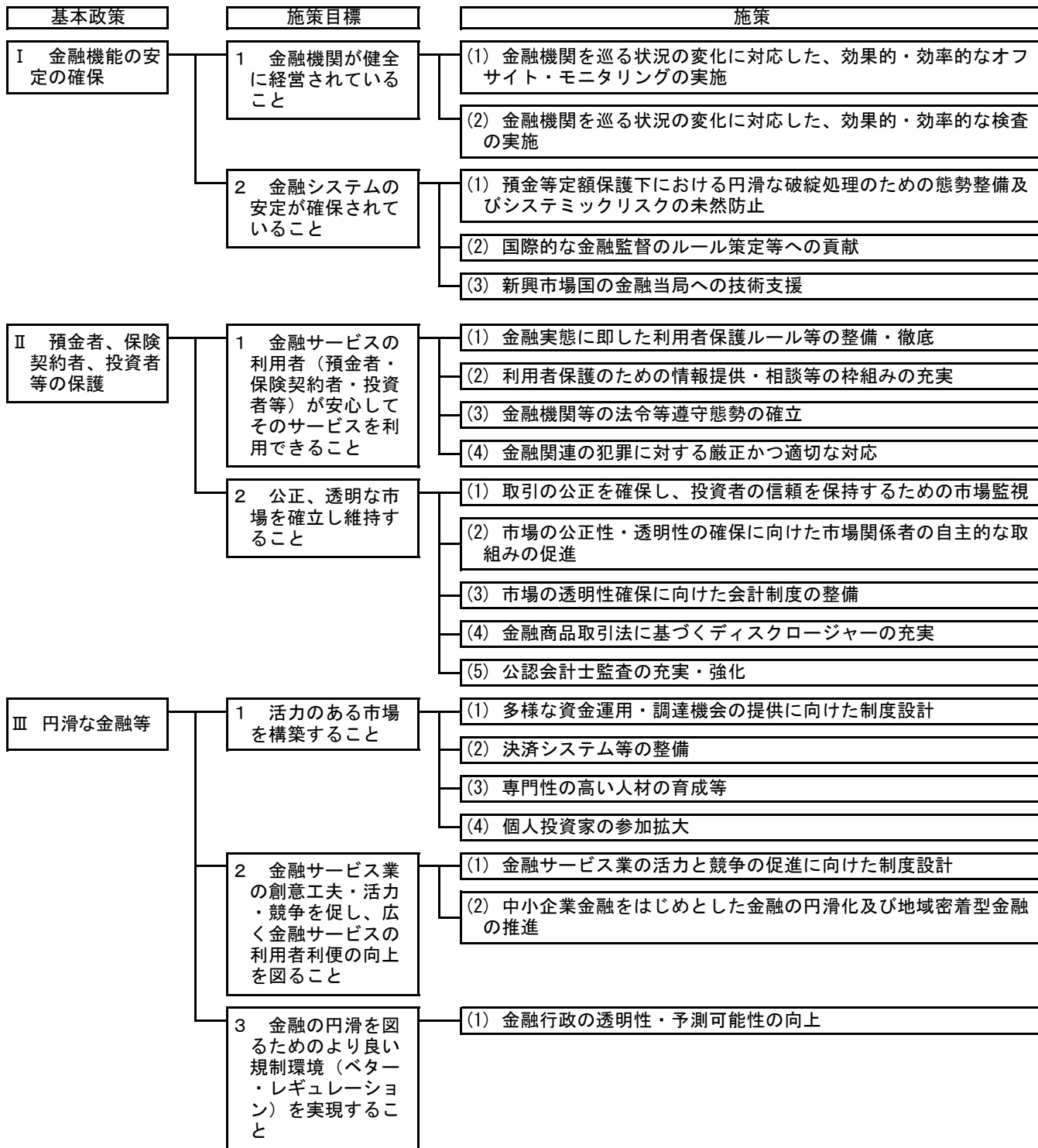
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	損害保険会社等の火災保険等に係る異常危険準備金の積立額の損金算入	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(5)参照。

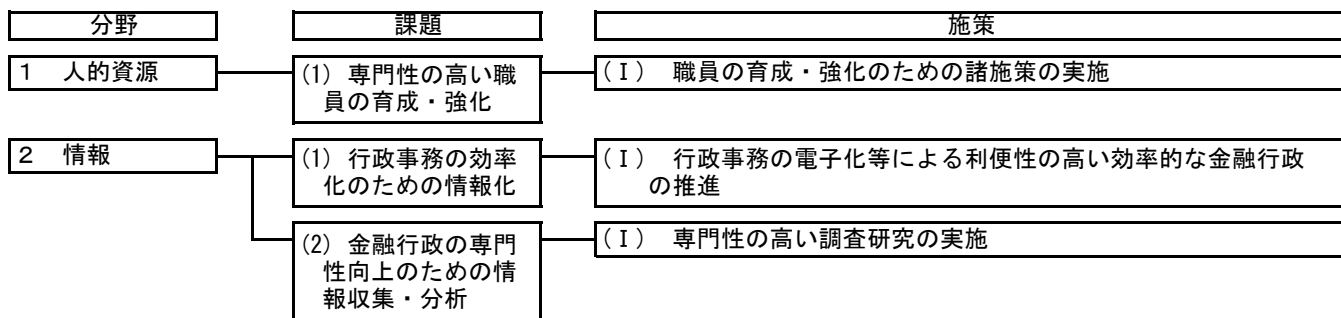
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku22.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成22年度消費者庁政策評価実施計画（平成22年10月7日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 〔表6-3-ア〕 {実績評価方式：10件} 〔表6-3-イ〕	A：目標以上の成果を達成できた B：達成できた C：達成に向けて進展があった	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1	
				5		概算要求に反映	1
						機構・定員要求に反映	1
						機構要求に反映	1
						定員要求に反映	1
				25		2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	7
							4
4							
4							
2							
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—		

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているので、両者の数は一致しない。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成21年度政策評価書(事後評価)」として公表。

表6-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	改善・見直し
2	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進	改善・見直し
3	個人情報保護に関する施策の推進	改善・見直し
4	一元的な消費者情報の集約・分析	改善・見直し
5	地方消費者行政の推進	改善・見直し
6	消費者の安全確保のための施策の推進	改善・見直し
7	消費者取引対策の推進	引き続き推進
8	物価対策の推進	改善・見直し
9	消費者表示対策の推進	改善・見直し
10	食品表示対策の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表6-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施中。

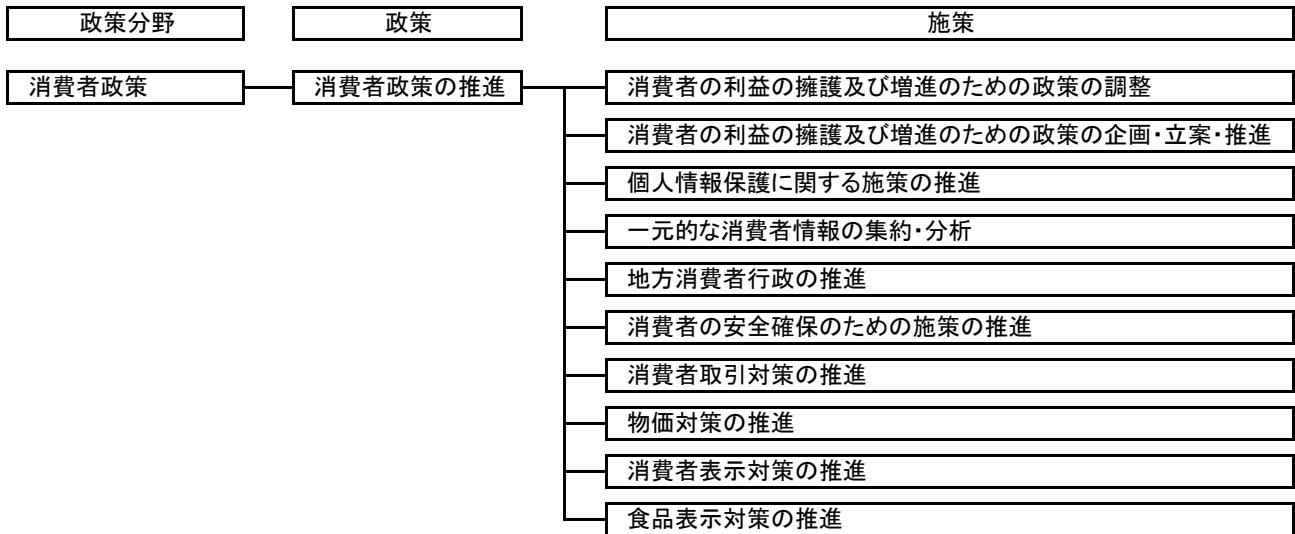
表6-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
2	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供
5	地方消費者行政の推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進
7	消費者取引対策の推進
8	物価対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/22seisakuyosan.pdf>)参照

総務省

《総務省》

表 7-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正 平成22年3月30日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業 (2) 既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題 (3) 規制の新設又は改廃を目的とする政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 実績評価：総務省の主要な政策 事業評価：次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策 (1) 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 一定期間継続している研究開発制度（(1)に該当するものを除く。） (3) 一定期間継続している事業（(1)及び(2)に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業 総合評価：(1) 総務省の主要な政策 (2) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成22年度総務省政策評価実施計画（平成22年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策のうち5政策（その他に成果重視事業6件） ○ 事業評価：14政策（成果重視事業1件含む）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 総合評価：20の主要な政策のうち7政策

表 7-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数								
事前評価		事業評価方式：7件 (研究開発課題) 〔表7-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	7	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映 概算要求に反映	7 7						
		事業評価方式：6件 (規制) 〔表7-3-イ〕	必要性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、法令等に反映	6						
		事業評価方式：14件 (租税特別措置等) 〔表7-3-ウ〕	必要性等が認められる	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	14						
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 〔表7-3-エ〕	着実に取組効果が現れていることが認められる	5	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3						
					概算要求に反映	3						
					機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	1 1 1						
2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	2											
概算要求に反映	2											
機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	1 0 1											
政策の重点化等	2											
政策の一部の廃止、休止又は中止	1											
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—						
							未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
概算要求に反映	4 《5》											
機構・定員要求に反映 機構要求に反映	3 《2》 0											
《総合評価方式：6件》 〔表7-3-キ〕 〔表7-3-ク〕												

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
				定員要求に反映 3 《 2 》
				2 評価結果を踏まえ、評 価対象政策の改善・見直 しを行った（することと した又はする予定） 【改善・見直し】 3 《 1 》
				概算要求に反映 3 《 1 》
				機構・定員要求に反映 1 《 1 》
				機構要求に反映 1
				定員要求に反映 1 《 1 》
				政策の重点化等 2

(注) 《 》は、平成 20 年度及び平成 21 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成 21 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 7-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度予算概算要求を行う以下の 7 の研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日に「平成 22 年度事前事業評価書」として公表。

表 7-3-ア 個別研究開発課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	次世代無線通信測定技術の研究開発（拡充） 100GHz 超帯域無線信号の高精度測定技術の研究開発
2	ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発
3	動的偏波・周波数制御による衛星通信の大容量化技術の研究開発
4	超高周波搬送波による数十ギガビット無線技術の研究開発
5	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発
6	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発
7	グローバル展開型通信衛星技術開発事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 7-4-1(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は廃廃に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 10 月 14 日、12 月 13 日及び 23 年 2 月 14 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 7-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	消火器の耐圧性能点検の義務付け及び点検開始時期の見直し
2	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長
3	特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備
4	パーソナル無線の免許の有効期間の特例の廃止
5	電気通信事業者間の公正な競争の促進のための制度整備（2 件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 7-4-2 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 14 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日、9 月 14 日及び 10 月 5 日に「平成 22 年度政策評価書（租税特別措置等に係る政策の事前評価書）」として公表。

表 7-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
2	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
3	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）
4	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）
5	中小企業等基盤強化税制（中小卸売、小売及びサービス業）
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

7	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
8	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
9	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
10	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
11	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
12	メーリングサービス業に対する中小企業等基盤強化税制の延長
13	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
14	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表7-4-(3)参照。
2 No.13 及び14 は改要望に係る評価書である。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

そのうち、実績評価方式を用いて、「平成22年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表7-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	引き続き推進
2	情報通信技術高度利活用の推進	改善・見直し
3	情報通信技術利用環境の整備	引き続き推進
4	ICT分野における国際戦略の推進	引き続き推進
5	消防防災体制の充実強化	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表7-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成22年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の14政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度事後事業評価書」として公表。

表7-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	ネットワーク・ヒューマン・インターフェースの総合的な研究開発（ネットワークロボットに関する研究開発）	—
2	ナノ技術を活用した超高機能ネットワーク技術の研究開発	—
3	情報家電の高度利活用技術の研究開発	—
4	地域ICT利活用モデル構築事業	—
5	第4世代移動通信システム実現に向けたスループット高速化技術の研究開発	—
6	車車間通信の実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発	—
7	FPUの周波数有効利用に係る研究開発	—
8	高マイクロ波帯への周波数移行の促進に向けた基盤技術の高度化のための研究開発	—
9	衛星通信における適応偏波多重（APDM）伝送技術の研究開発	—

10	レーダーの狭帯域化技術の研究開発	—
11	次世代移動通信システムの周波数共用技術	—
12	衛星通信システムにおける周波数共用技術等の研究開発	—
13	無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	引き続き推進
14	電気通信行政情報システム最適化事業（成果重視事業）	—

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表7-4-(5)参照。

（3）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

そのうち、総合評価方式を用いて、「平成22年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の7政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表7-3-カ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し
3	地域力創造	引き続き推進
4	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
5	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
6	電子政府・電子自治体の推進	改善・見直し
7	郵政行政の推進	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表7-4-(6)参照。

（4）以下の1政策は、「平成20年度総務省政策評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成20年度に「平成20年度政策評価書（平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表7-3-キ 総合評価方式により平成20年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	電波利用料財源電波監視等の実施	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表7-4-(7)参照。

（5）以下の5政策は、「平成21年度総務省政策評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成21年度に「平成21年度政策評価書（平成20年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表7-3-ク 総合評価方式により平成21年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	適正な行政管理の実施	引き続き推進
2	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	引き続き推進
3	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	引き続き推進
4	恩給行政の推進	改善・見直し
5	公的統計の体系的な整備・提供	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表7-4-(8)参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進
	2 適正な行政管理の実施
	3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等
	5 地域力創造
	6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化
	7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進
	11 情報通信技術高度利活用の推進
	12 ユビキタスネットワークの整備
	13 情報通信技術利用環境の整備
	14 電波利用料財源電波監視等の実施
	15 ICT分野における国際戦略の推進
	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進
	18 恩給行政の推進
	19 公的統計の体系的な整備・提供
	20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000051438.pdf) 参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 8 - 1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成20年1月7日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成22年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成22年3月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：2件 〔表8-3-ア〕 〔実績評価方式：2件〕 〔表8-3-イ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1
					概算要求に反映	1
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1
					概算要求に反映 政策の重点化等	1 1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 8-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 5 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 22 年度事後評価書）」として公表。

表 8-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行		
1	公害紛争の処理	改善・見直し
2	土地利用の調整	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 8-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

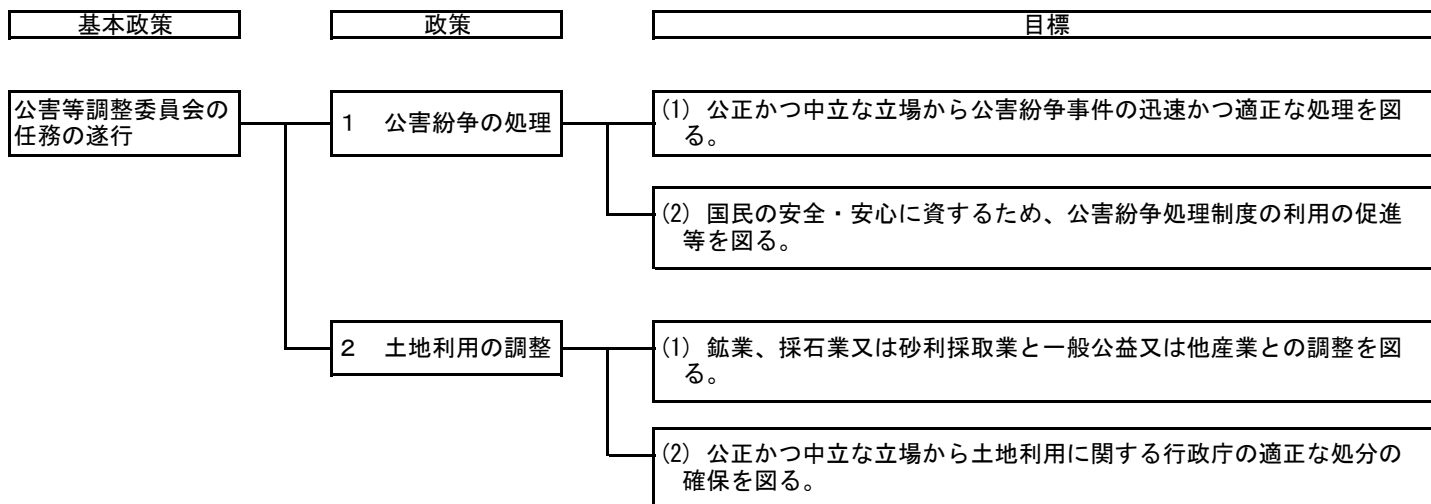
実績評価方式を用いて、「平成 22 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象に評価を実施中（平成 23 年 8 月公表予定）。

表 8-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
1	公害紛争の処理
2	土地利用の調整

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000051438.pdf)参照

法務省

《法務省》

表9-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日決定） 平成21年4月1日改定 平成21年12月28日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象に選定して行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	法務省事後評価の実施に関する計画（平成22年3月29日決定） 平成23年1月19日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1施策 ○ 実績評価：7施策 3成果重視事業 ○ 総合評価：4施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数									
事前評価		事業評価方式：2件 〔表9-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	2	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映	2 2								
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 〔表9-3-イ〕 〔実績評価方式：10件〕 (成果重視事業3件含む) 〔表9-3-ウ、エ〕	そのまま継続が妥当	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	5 5 1 1 0								
						総合評価方式：4件 〔表9-3-オ〕 〔総合評価方式：4件〕 〔表9-3-カ〕	そのまま継続が妥当	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	4 2 0 2				
										{事業評価方式：1件} 〔表9-3-キ〕	—	—	—	—
										未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—									
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—									

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表9-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の2事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成22年10月6日に「平成22年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	〔VII-14-(2)〕
1	施設の整備（宇都宮法務総合庁舎新営工事）
	〔I-3-(1)〕
2	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表9-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、5施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月15日に「平成21年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
3	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	引き続き推進
4	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
5	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表9-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び3つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表9-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	検察権行使を支える事務の適正な運営
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
3	保護観察対象者等の改善更生
4	医療観察対象者の社会復帰
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施

6	債権管理回収業の審査監督
7	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成23年8月に公表予定。

表9-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
	[Ⅲ-9-(1)]
1	登記情報システム再構築事業
2	地図管理業務・システムの最適化事業
	[Ⅴ-12-(1)]
3	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 No.1は平成24年度、No.2は23年度、No.3は26年度に公表予定。

(3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、4施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月15日に「平成21年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	引き続き推進
2	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
3	人権の擁護	引き続き推進
4	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表9-4-(3)参照。

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4施策を対象として評価を実施中。

表9-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	人権の擁護
3	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
4	出入国の公正な管理

(注) No.1は平成24年8月、No.2～3は23年8月、No.4は平成25年度に公表予定。

(5) 事業評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の法務に関する調査研究を対象として評価を実施中。

表9-3-キ 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
	[Ⅰ-3-(1)]

1 法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）

（注）平成23年8月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000023209.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 10-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 23 年度(平成 22 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画(平成 22 年4月 30 日策定)	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 7の基本目標に係る24の施策(4成果重視事業を含む) ○ 46の具体的施策(1成果重視事業を含む)
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	○ 未着手：政府開発援助8案件 ○ 未了：政府開発援助24案件
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 10-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	政府開発援助：39件 〔表10-3-ア、イ〕 ≪政府開発援助：36件≫ 〔表10-3-ウ〕	実施が妥当	39 ≪36≫	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	39 ≪36≫	
				概算要求に反映（することを予定）	20 ≪36≫	
	事業評価方式：1件 （租税特別措置等） 〔表10-3-エ〕	実施が妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象措置の実施につき税制改正要望を提出した	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表10-3-オ〕 〔総合評価方式：24件〕 〔表10-3-カ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
				概算要求に反映	4	
				機構・定員要求に反映	1	
				機構要求に反映	0	
				定員要求に反映	1	
				17	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	20
概算要求に反映	20					
機構・定員要求に反映	20					
機構要求に反映	7					
定員要求に反映	20					
政策の重点化等	14					
政策の一部の廃止、休止又は中止	2					
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：3件 〔表10-3-キ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
		条件付き継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	1	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：10件 〔表10-3-ク〕	継続が妥当	10	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	10	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 ≪ ≫ は、平成21年度に評価結果が公表され、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 10-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、5月19日、5月31日、6月11日、6月22日、7月5日、7月29日、8月31日、10月5日、11月11日、11月19日、11月29日、12月13日、12月21日、23年3月1日及び3月24日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 10-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「バイオラ病院改善整備計画(第2次)」(トンガ王国)
2	「ティグライ州地方給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
3	「地方給水整備計画」(イエメン共和国)
4	「キンシャサ市ボワ・ルー通り補修及び改修計画(第二次)」(コンゴ民主共和国)
5	「ンガリエマ浄水場拡張計画」(コンゴ民主共和国)
6	「サンタフェ橋建設計画」(ニカラグア共和国)
7	「ニューバガモヨ道路拡幅計画」(タンザニア連合共和国)
8	「ブジュンブラ市内交通網整備計画」(ブルンジ共和国)
9	「チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
10	「中央ウガンダ医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
11	「バマコ中央魚市場建設計画」(マリ共和国)
12	「ネアックルン橋梁建設計画」(カンボジア王国)
13	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画(2/2期)」(インドネシア共和国)
14	「第二次小学校建設計画」(ナイジェリア連邦共和国)
15	「エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画」(ケニア共和国)
16	「アボタバード市上水道整備計画」(パキスタン・イスラム共和国)
17	「中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
18	「カブール国際空港誘導路改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
19	「カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
20	「ナイロビ西部環状道路建設計画」(ケニア共和国)
21	「東部州5橋架け替え計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
22	「感染症病院建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
23	「オエクシ港緊急改修計画」(東ティモール民主共和国)
24	「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(パレスチナ自治区)
25	「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル共和国)
26	「中等教育改善計画」(スワジランド王国)
27	「第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」(カンボジア王国)
28	「地方州都における配水管改修及び拡張計画」(カンボジア王国)
29	「中等学校建設・施設改善計画」(レソト王国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(1)参照。
なお、平成23年度予算要求までに公表したNo.1~17については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、6月22日、7月5日、9月29日、11月24日、23年1月24日、2月1日、2月18日及び3月29日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 10-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「タリマルジャン火力発電所増設計画」(ウズベキスタン共和国)
2	「第三次気候変動対策プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
3	「サンパウロ州沿岸部衛生改善計画(Ⅱ)」(ブラジル)
4	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ王国)
5	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
6	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
7	「ギソン火力発電所建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
8	「道路改良・保全計画」(フィリピン共和国)
9	「ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画(Ⅲ)」(インド)
10	「大コロombo圏都市交通整備計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(2)参照。
 なお、平成23年度予算要求までに公表したNo.1～3については、予算要求に反映。

- (3) 以下の36案件(無償資金協力16、有償資金協力20)は、平成21年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表10-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成21年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画」(ボリビア多民族国)
2	「中学校建設計画」(モザンビーク共和国)
3	「気象レーダーシステム整備計画」(フィリピン共和国)
4	「国立障害者リハビリテーション・センター建設計画」(ペルー共和国)
5	「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」(コンゴ民主共和国)
6	「マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)」(タンザニア連合共和国)
7	「ニアス島橋梁復旧計画」(インドネシア共和国)
8	「ゴープ伝統的水産基盤改善計画」(グレナダ国)
9	「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」(グアテマラ共和国)
10	「ンガリエマ浄水場改修計画」(コンゴ民主共和国)
11	「上水道エネルギー効率改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
12	「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」(パレスチナ自治区)
13	「オーロラ記念病院改善計画」(フィリピン共和国)
14	「タンバクンダ州給水施設整備計画」(セネガル共和国)
15	「第二次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
16	「ジャフナ教育病院中央機能改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
有償資金協力	
17	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「中小企業支援計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)」(インドネシア共和国)
22	「東西ハイウェイ整備計画」(グルジア)
23	「中西部上水道セクターローン」(イラク共和国)
24	「アル・アッカーズ火力発電所建設計画」(イラク共和国)
25	「デラロック水力発電所建設計画」(イラク共和国)
26	「ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画」(ルーマニア)
27	「ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画」(エジプト・アラブ共和国)

28	「ルムットバライ地熱発電計画」(インドネシア共和国)
29	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)」(インドネシア共和国)
30	「地方都市上水道整備計画」(モロッコ王国)
31	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第五期)」(インド)
32	「コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
33	「チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
34	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第二期)」(インド)
35	「オルカリアI 4・5号機地熱発電計画」(ケニア共和国)
36	「全国基幹送電網拡充計画」(パキスタン・イスラム共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(3)参照。

- (4) 租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月3日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表10-3-エ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	改善・見直し
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	引き続き推進

20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表10-4-(5)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施中。

表10-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、IT広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手(法第7条第2項第2号イ)の3案件を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-キ 未着手の事業(政府開発援助)を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「北カランプラ超臨界火力発電所建設計画(I)」(インド)	廃止、休止、中止
2	「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)」(インド)	引き続き推進
3	「ウツタル・プラデシュ州仏跡観光開発計画」(インド)	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表10-4-(6)参照。

2 平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして4

案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により3案件を評価している。

- (4)「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了(法第7条第2項第2号ロ)の10案件を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-ク 未了の事業(政府開発援助)を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「地方上下水道整備計画」(ペルー)	引き続き推進
2	「高等教育基金借款事業(2)」(マレーシア)	引き続き推進
3	「ボジュイク・メケジェ道路改良事業」(トルコ)	引き続き推進
4	「地方給水事業」(チュニジア)	引き続き推進
5	「環境モデル都市事業(貴陽)」(中国)	引き続き推進
6	「湖南省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
7	「湖北省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
8	「江西省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
9	「ベトナムテレビ放送センター建設事業」(ベトナム)	引き続き推進
10	「全国下水処理事業」(マレーシア)	引き続き推進

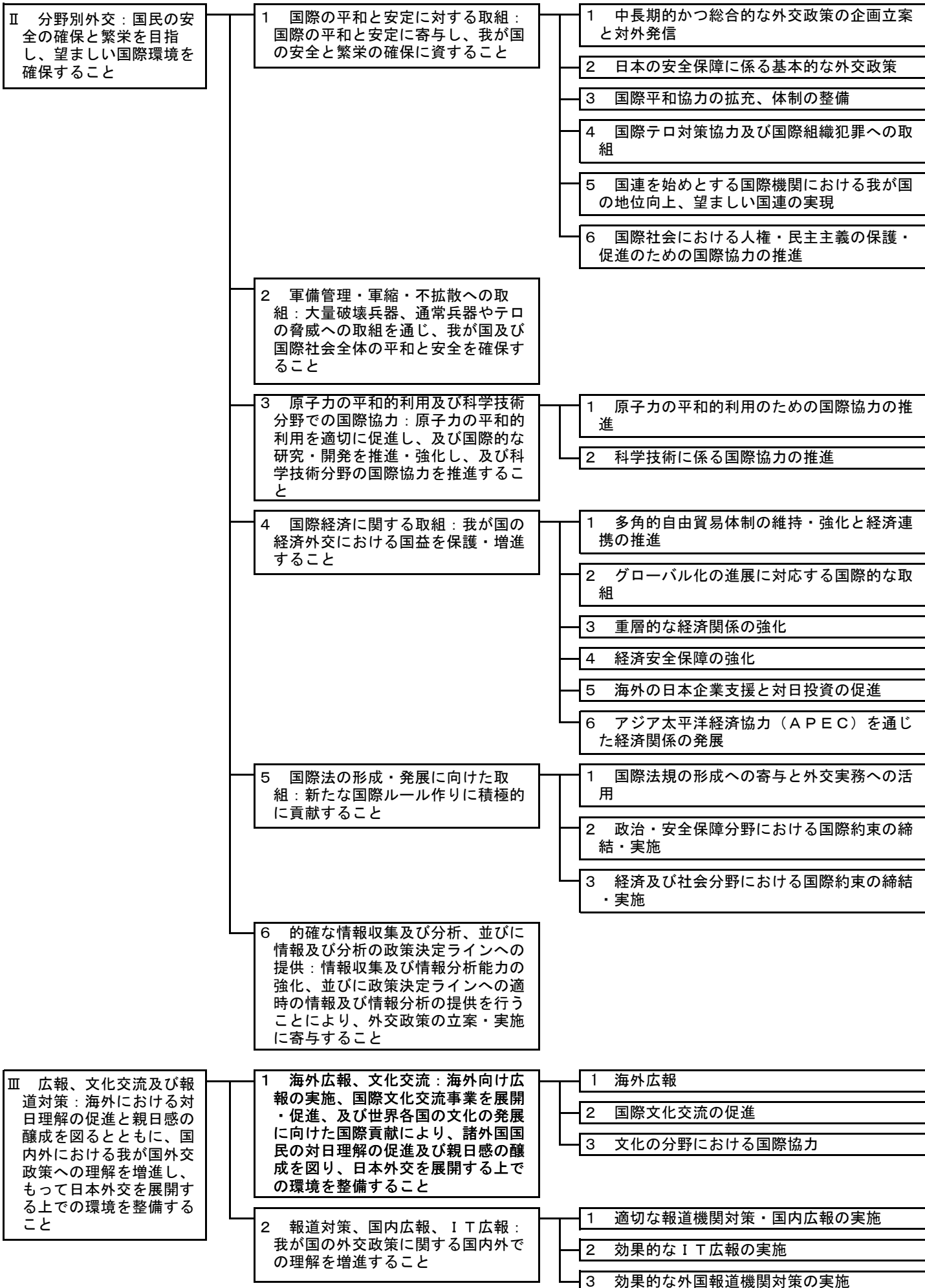
(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(7)参照。

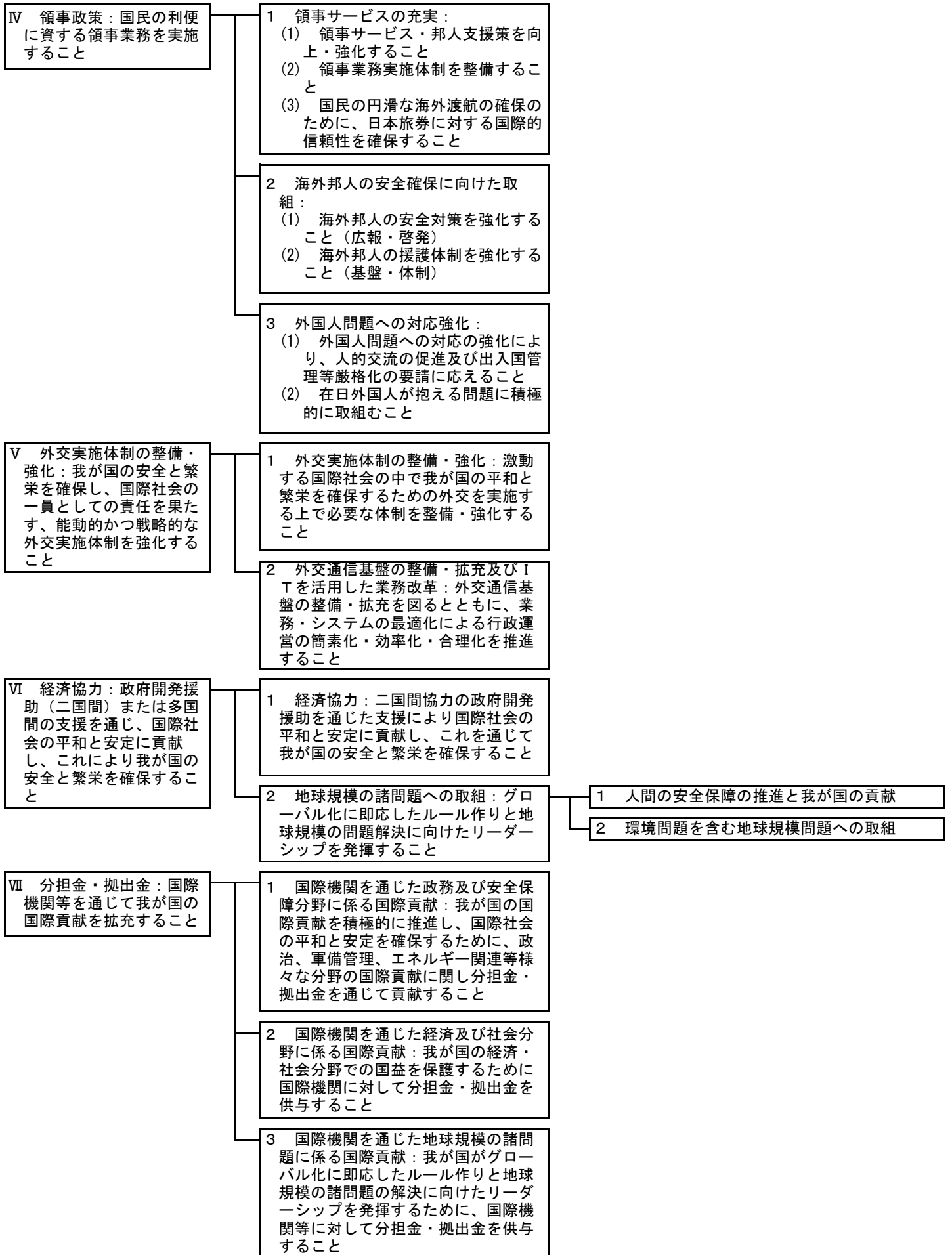
2 平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして17案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により10案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化 2 朝鮮半島の安定に向けた努力 3 未来志向の日韓関係の推進 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化 7 南西アジア諸国との友好関係の強化 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進 2 北米諸国との経済分野での協力推進 3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化 2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ 2 中東諸国との二国間関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進 2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html 参照

財務省

《財務省》

表 11-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂 平成22年6月29日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用に努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成22年度政策評価の実施に関する計画（平成22年3月31日策定） 平成22年6月改訂、平成23年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6総合目標 25政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数			
事前評価		事業評価方式： 2件 (租税特別措置等) 〔表11-3-ア〕	必要性等、有効性等、相当 性が認められる	2	評価結果を踏まえ、税制改 正要望に反映	2		
事後 評価	実施計画期 間内の評価 対象政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式： 30件 〔表11-3-イ〕 { 実績評価方 式：31件} 〔表11-3-ウ〕	1 目標の 達成度	・A (達成に向け て相当の進展があ った) ・B (達成に向け て進展があった) ・C (達成に向け て一部の進展こと どまった)	14 12 4	1 評価結果を踏まえ、こ れまでの取組を引き続き 進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映 17 機構・定員要求に反映 7 機構要求に反映 7 定員要求に反映 5	27	
			2 事務運 営のプ ロセス	・適切であった ・有効であった ・効率的であった ・おおむね適切で あった ・おおむね有効で あった ・おおむね効率的 であった	19 17 16 11 13 14	2 評価結果を踏まえ、評 価対象政策の改善・見直 しを行った（することと した又はする予定） 【改善・見直し】 概算要求に反映 2 機構・定員要求に反映 2 機構要求に反映 2 定員要求に反映 2 政策の重点化等 2	3	
			3 結果の 分析	・的確に行われて いる ・おおむね的確に 行われている	8 22	3 評価結果を踏まえ、当 該政策を廃止、休止又は 中止した（廃止、休止又 は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	0	
			4 政策の 改善策の 提言	・有益な提言がな されている ・提言がなされて いる	22 8			
			5 政策評 価の改善 策の提言	・有益な提言がな されている	4			
			未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策な し	—	—	—	—
			未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策な し	—	—	—	—
			その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策な し	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 9 月 1 日に「平成 22 年度租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 11-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置の延長
2	制度的に他の企業年金等へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 11-4-(1) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成 21 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30 の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 6 月 29 日に、「平成 21 年度政策評価書」として公表。

表 11-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う	改善・見直し
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す	引き続き推進
6	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	引き続き推進

政策目標 1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現		
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築	引き続き推進
政策目標 3 国の資産・負債の適正な管理		
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	改善・見直し
17	庁舎及び宿舍の効率性の向上	改善・見直し
18	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持		
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展		
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進		
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）		
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
27	地震再保険事業の健全な運営	引き続き推進
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	引き続き推進
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表11-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施中（平成 23 年 6 月公表予定）。

表 11-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

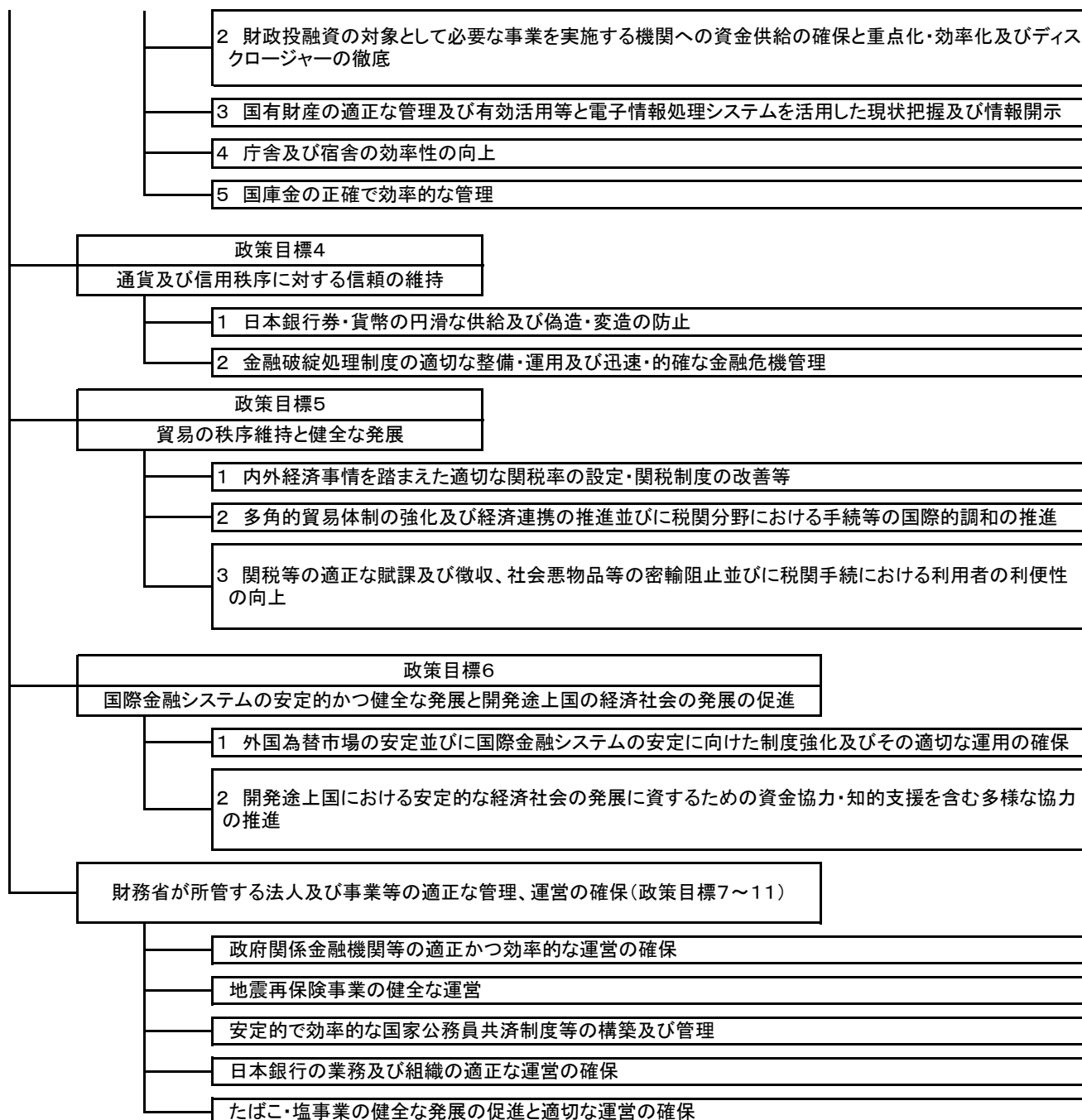
No.	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変

	化に適應した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適應し、国民が信頼できる税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
	<p>1 我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う</p> <p>2 厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む</p> <p>3 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む</p> <p>4 金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う</p> <p>5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す</p> <p>6 総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う</p>
政策目標1	
健全な財政の確保	
	<p>1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進</p> <p>2 必要な歳入の確保</p> <p>3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保</p> <p>4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示</p> <p>5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行</p> <p>6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営</p>
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
	<p>1 支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築</p>
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
	<p>1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制</p>



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2010_budget/index.htm) 参照

文部科学省

《文部科学省》

表 12-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策及び社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいものを対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。</p> <p>この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、法施行令第3条第1号又は第2号に該当する政策の事前評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、本新規・拡充事業評価の一環として行う。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融資に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融資、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。</p> <p>総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

実施計画の名称	平成 22 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 22 年 3 月 31 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成21年度に取り組んだ全ての施策を対象とする（13政策目標－47施策目標）。 ○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 12-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式： 25件 〔「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望：10事業 その他：15事業 〔表12-3-ア〕〕	23年度の新規・拡充事業等として実施することが適当	25	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映したもの	25
				概算要求に反映	25
	事業評価方式： 4件 (租税特別措置等) 〔表12-3-イ〕	—	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行ったもの	4
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 13政策目標の下に掲げる47施策目標 〔表12-3-ウ〕	想定した以上に順調に進捗	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	26
				概算要求に反映	25
				機構・定員要求に反映	12
				機構要求に反映	4
				定員要求に反映	12
				順調に進捗	30
順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	16	概算要求に反映	21		
		機構・定員要求に反映	13		
		機構要求に反映	1		
		定員要求に反映	13		
		政策の重点化等	1		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

表 12-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に向けて、以下の 25 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 23 年度新規・拡充事業等ー」として公表。

表 12-3-ア 新規・拡充個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望する事業	
1	安全で質の高い学校施設の整備
2	未来を拓く学び・学校創造戦略
3	義務教育費国庫負担金
4	学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム
5	「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ
6	成長を牽引する若手研究人材の総合育成・支援イニシアティブ
7	元気な日本復活！2大イノベーション～人（ヒューマン）と社会のためのイノベーション実現～
8	我が国の強み・特色を活かした日本発「人材・技術」の世界展開
9	元気な日本スポーツ立国プロジェクト
10	文化芸術による日本元気復活プラン
その他の事業	
11	成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進（新規）
12	認定こども園設置促進事業（新規）
13	小学校外国語活動の教材整備事業（新規）
14	全国学力・学習状況調査の実施（拡充）
15	大学教育質向上推進事業（新規）
16	地域社会の求める人材を養成する大学等連携事業（新規）
17	口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境整備事業（新規）
18	イノベーションシステム整備事業（イノベーション成長戦略実現支援プログラム）（新規）
19	科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進（新規）
20	海洋資源利用促進技術開発プログラム（うち、海洋生物資源確保技術高度化）（新規）
21	体育・保健体育のデジタル教材の作成（新規）
22	青少年教育施設を活用した交流事業（新規）
23	舞台芸術創造力向上・発信プラン（拡充）
24	映画製作支援事業（新規）
25	伝統音楽等の普及促進支援事業（新規）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表12-4-(1)参照。

(2) 租税特別措置等に係る 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 23 年度新規・拡充事業等ー」として公表。

表 12-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	地域住民同士により公共活動を行う NPO 法人に係る認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和
2	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置
3	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費に係るもの）
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表12-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13 政策目標の下に掲げる 47 施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省実績評価書－平成 21 年度実績－」として公表。

表 12-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
政策目標 1 生涯学習社会の実現		
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	改善・見直し
3	地域の教育力の向上	改善・見直し
4	家庭の教育力の向上	改善・見直し
5	I C Tを活用した教育・学習の振興	改善・見直し
政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
6	確かな学力の育成	改善・見直し
7	豊かな心の育成	改善・見直し
8	児童生徒の問題行動等への適切な対応	引き続き推進
9	青少年の健全育成	改善・見直し
10	健やかな体の育成及び学校安全の推進	改善・見直し
11	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
12	魅力ある優れた教員の養成・確保	引き続き推進
13	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	改善・見直し
14	教育機会の確保のための特別な支援づくり	引き続き推進
15	幼児教育の振興	引き続き推進
16	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
政策目標 3 義務教育の機会均等と水準の維持向上		
17	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興		
18	大学などにおける教育研究の質の向上	改善・見直し
19	大学などにおける教育研究基盤の整備	改善・見直し
政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進		
20	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
政策目標 6 私学の振興		
21	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進		
22	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
23	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	引き続き推進
24	地域における科学技術の振興	引き続き推進
25	科学技術システム改革の先導	改善・見直し
26	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
政策目標 8 原子力の安全及び平和利用の確保		
27	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握	引き続き推進
政策目標 9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備		
28	学術研究の振興	引き続き推進
29	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	改善・見直し
30	科学技術振興のための基盤の強化	改善・見直し
政策目標 10 科学技術の戦略的重点化		
31	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
32	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
33	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
34	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
35	原子力分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
36	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進

37	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
38	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	改善・見直し
政策目標11 スポーツの振興		
39	子どもの体力の向上	改善・見直し
40	生涯スポーツ社会の実現	改善・見直し
41	我が国の国際競技力の向上	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現		
42	芸術文化の振興	改善・見直し
43	文化財の保存及び活用の充実	改善・見直し
44	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	引き続き推進
45	文化芸術振興のための基盤の充実	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
46	国際交流の推進	引き続き推進
47	国際協力の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表12-4-(3)参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応

施策目標2-4 青少年の健全育成

施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり

施策目標2-10 幼児教育の振興

施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進

施策目標7-3 地域における科学技術の振興

施策目標7-4 科学技術システム改革の先導

施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2010/01/26/1287202_3_1.pdf) 参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日決定） 平成19年9月28日一部変更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更 平成22年3月31日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 法第9条に規定する政策 (2) 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものと及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 前年度の実施計画の評価予定表において事後評価の対象とすることを予定しているものに加え、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。なお、イに該当する場合は、重点評価課題として、重点的に評価することとする。 ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づき定める成果重視事業 (7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税） (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの (9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)（ウを除く）の場合については実績評価又は総合評価方式、(1)ウ、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等

		<p>の情報として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 ○ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）（平成22年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：32の施策目標（11の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：5政策 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した26の事業及び6の成果重視事業
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未着手：該当なし ○ 未了：個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 (3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの (5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

表13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数																			
事前評価	事業評価方式：11件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策効果が有効であると認められたため予算要求を行う	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11	概算要求に反映	11																	
						事業評価方式：47件 (個別公共事業) 〔表13-3-イ〕	新規採択が妥当である	47	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	47	概算要求に反映	47												
											事業評価方式：28件 (研究開発) 〔表13-3-ウ〕	新規採択が妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28	概算要求に反映	28							
																事業評価方式：11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	11				
																					事業評価方式：28件 (租税特別措置等) 〔表13-3-オ〕	妥当である	28	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：32件 〔表13-3-カ〕	廃止	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】																			
						見直しの上増額	5	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	25	機構・定員要求に反映														
										見直しの上現状維持	9	機構要求に反映	0	定員要求に反映	1									
														見直しの上減額	12	概算要求に反映	25	機構・定員要求に反映	4					
																		見直しをせず、現状維持	5	機構要求に反映	0	定員要求に反映	4	
																						事業評価方式：23件 (継続事業) 〔表13-3-キ〕	継続が妥当である	20
とりやめが妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	2	概算要求に反映	2																			
				実施した事業は妥当	2	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	4	政策の重点化等	2															
								4 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1															

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
	事業評価方式：6件 (成果重視事業) 〔表13-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	3	概算要求に反映	3
		実施した事業は妥当	3	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	3		
	総合評価方式：3件 〔表13-3-ケ〕	—	3	1 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1
		—	—	—	—	—	—
	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表13-3-コ〕	継続が妥当である	2	評価結果を踏まえ、評価対象の施策につき、引き続き当該措置が必要である 【引き続き推進】	2		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：54件 (個別公共事業(再評価)) 〔表13-3-サ〕	継続が妥当である	50	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	50		
		見直しが妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策の一部を中止した(中止する予定) 【改善・見直し】	1		
		休止又は中止が妥当である	3	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	3		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式：12件 (個別公共事業(再評価)) 〔表13-3-サ〕	継続が妥当である	11	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	11		
		休止又は中止が妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1		
	事業評価方式：583件 (個別研究開発課題) 〔表13-3-シ〕	行政課題の解決に貢献している	583	今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し反映する予定である	583		

- (注) 1 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、5政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じている政策等を除いた3事業について評価を実施している。
- 3 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、事前評価の実施後、一定期間が経過した26事業を評価することとしていたが、平成22年度以前に事業が終了したことにより、3事業を除いた23事業について評価を実施している。

表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成23年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、11の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「平成22年度事業評価書（事前）」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	「国民の安心を守る肝炎対策強化推進」事業（新規）
2	子宮頸がん予防対策強化事業
3	働く世代への大腸がん検診推進事業
4	「職場における受動喫煙防止対策」事業（新規）
5	「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業（一部新規）
6	就職活動準備事業（新規）
7	「実践的な職業能力開発支援の実施」事業
8	両立支援に関する雇用管理改善事業（新規）
9	「地域医療支援センター（仮称）運営支援」事業（新規）
10	「チーム医療実証」事業（新規）
11	医療情報データベース基盤整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(1)参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の47の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（16（3）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（31（12）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(2)参照。
2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成21年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

- (3) 平成23年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働省の平成23年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表。

表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(3)参照。

- (4) 以下の10の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成22年4月16日、6月24日、

10月27日、11月10日、12月8日、23年1月20日、2月7日及び3月24日に「規制影響分析書」として公表。

表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医薬品に関する広告制限の対象の追加（結腸・直腸がん治療薬「パニツムマブ」及びその製剤について）
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加（多発性骨髄腫治療薬「レナリドミド」及びその製剤について）
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ベンダムスチン」、その塩類及びそれらの製剤について）
4	「酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
5	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
6	「毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定及び指定除外）」について（2件）
7	「毒物及び劇物取締法施行令の改正」について
8	医薬品に関する広告制限の対象の追加（骨髄異形成症候群治療薬「アザンチジン」及びその製剤について）
9	「認定職業訓練の認定制度の創設等」について
10	「有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護」について

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(4)参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る28政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日、9月30日及び23年3月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 13-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
3	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
4	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
5	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
6	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
7	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充
8	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充
9	グリーン投資減税
10	サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制
11	医業継続に係る相続税・譲与税の納税猶予等の特例措置
12	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
13	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
14	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
15	共同利用施設の特別償却制度の延長
16	公害防止用設備の特別償却制度の延長
17	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
18	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
19	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
20	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
21	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
22	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）の延長
23	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長

24	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
25	療養病床の転換に係る特別償却制度
26	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費）
27	「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置
28	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表13-4-(5)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、32の施策目標について評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度実績評価書（平成21年度の実績の評価）」として公表。

表13-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について	改善・見直し
2	「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について	引き続き推進
3	「政策医療を向上・均てん化させること」について	改善・見直し
4	「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について	改善・見直し
5	「適正な移植医療を推進すること」について	改善・見直し
6	「医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること」について	改善・見直し
7	「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること」について	改善・見直し
8	「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること」について	引き続き推進
9	「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」について	改善・見直し
10	「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について	引き続き推進
11	「健康危機管理に関すること」について	引き続き推進
12	「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について	改善・見直し
13	「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について	改善・見直し
14	「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について	引き続き推進
15	「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること」について	改善・見直し
16	「労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること」について	改善・見直し
17	「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」について	改善・見直し
18	「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について	改善・見直し
19	「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」について	改善・見直し
20	「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について	引き続き推進

21	「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」について	改善・見直し
22	「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと」について	改善・見直し
23	「男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること」について	改善・見直し
24	「母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること」について	改善・見直し
25	「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」について	改善・見直し
26	「災害に際し応急的な支援を実施すること」について	引き続き推進
27	「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること」について	改善・見直し
28	「障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること」について	改善・見直し
29	「企業年金等の健全な育成を図ること」について	改善・見直し
30	「企業年金等の適正な運営を図ること」について	改善・見直し
31	「二国間等の国際協力を推進すること」について	改善・見直し
32	「国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(6)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成18年度に事業評価（事前評価）を実施した19年度予算概算要求に係る新規事業のうち、22年度における継続事業23事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事業評価書（事後）」として公表。

表13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	在宅緩和ケア対策推進事業	廃止、休止、中止
2	へき地巡回診療へり運営事業	改善・見直し
3	小児救急電話相談事業	引き続き推進
4	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業	引き続き推進
5	医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業	引き続き推進
6	病原体等管理体制整備事業	引き続き推進
7	がん検診実施体制強化モデル事業	—
8	マンモグラフィ検診従事者研修事業	引き続き推進
9	過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業	廃止、休止、中止
10	ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進	廃止、休止、中止
11	マザーズハローワーク事業	引き続き推進
12	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト	引き続き推進
13	ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援	引き続き推進
14	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施事業	引き続き推進
15	「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業	引き続き推進
16	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	廃止、休止、中止
17	短時間労働者均衡待遇推進等助成金事業	改善・見直し
18	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）	引き続き推進
19	養育費相談支援センター事業	引き続き推進
20	生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型）貸付制度	引き続き推進
21	工賃倍増計画支援事業費補助金	引き続き推進
22	発達障害者支援開発事業	引き続き推進
23	要介護認定適正化事業	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(7)参照。
2 No.7は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、6つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び23年3月31日に「平成22年度成果重視事業評価書」として公表。

表13-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	—
4	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	—
5	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	—
6	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、3政策について評価を実施し、平成23年3月31日に「総合評価書」として公表。

表13-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	新型インフルエンザ対策	改善・見直し
2	「子ども・子育て応援プラン」	—
3	介護保険制度	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表13-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進
2	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の66実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表13-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
-----	--------	-----------

1	簡易水道等施設整備事業（13 地区）	引き続き推進 （13 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（53（2）地区）	引き続き推進 （48（1）地区） 改善・見直し （1 地区） 廃止、休止、中止 （4（1）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(11)参照。
2 本表の地区数のうち、()内は、平成21年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

(7) 事業評価方式を用いて、平成21年度に終了した583研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表13-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策（23課題）
2		厚生労働科学特別研究（17課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（46課題）
4		臨床応用基盤（30課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	長寿・障害総合（40課題）
6		子ども家庭総合（5課題）
7		第3次対がん総合戦略（55課題）
8		生活習慣病・難治性疾患克服総合（176課題）
9		感染症対策総合（40課題）
10		こころの健康科学（20課題）
11		地域医療基盤開発推進（40課題）
12	IV 健康安全確保総合研究分野	労働安全衛生総合（4課題）
13		食品医薬品等リスク分析（68課題）
14		健康安全・危機管理対策総合（19課題）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(12)参照。

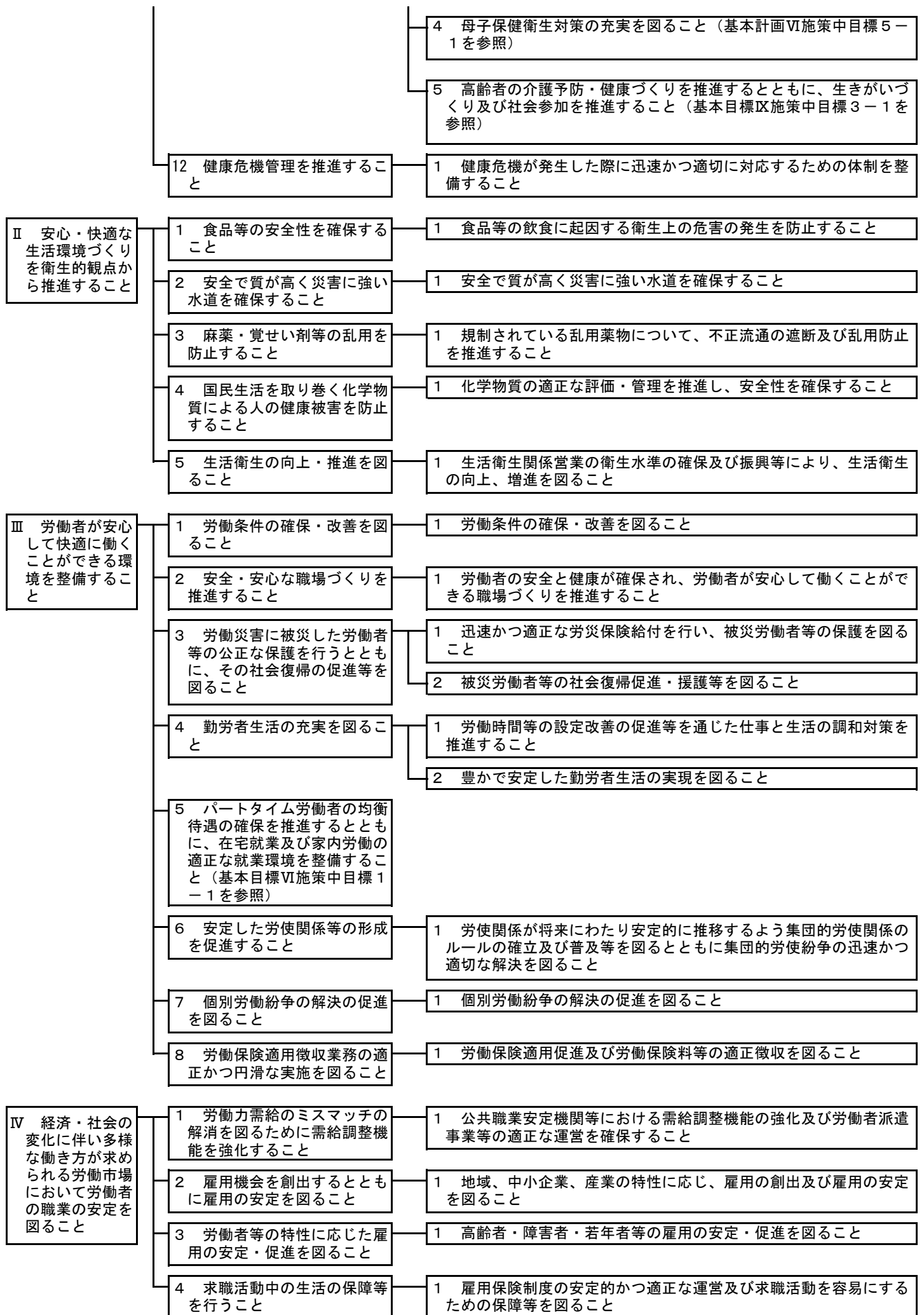
政策体系（厚生労働省）

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

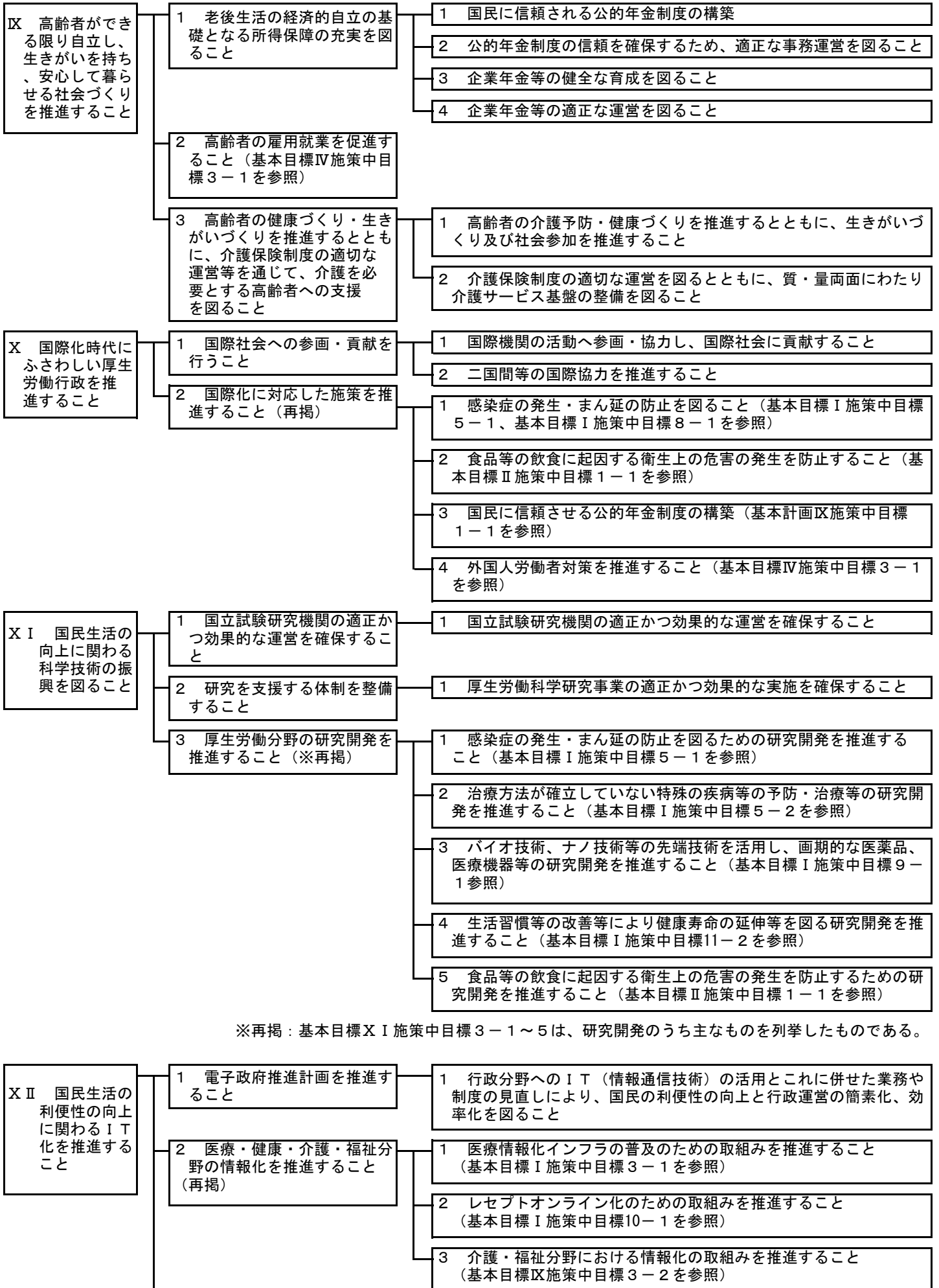
厚生労働省の使命

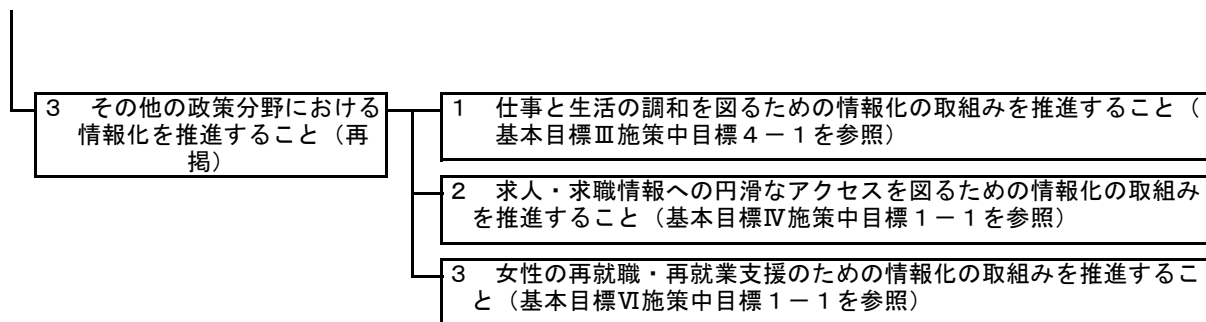
厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

基本目標	施策大目標	施策中目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること
		2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
		2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること
		2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
		3 適正な移植医療を推進すること
		4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること
2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること		
3 医薬品の適正使用を推進すること		
7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	
8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること	
9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	
10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	
	2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること	
11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	
	2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること	
	3 安心・安全な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策中目標2-1を参照）	



V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事
	3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子育て家庭の生活の安定を図ること	1 子育て家庭の生活の安定を図ること
	4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
	5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
	6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
	5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと 2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）





（注） 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09_02a.pdf)参照

農林水産省

《農林水産省》

表 14-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が 10 年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。 ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が 10 年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。</p> <p>(2) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価の基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房情報評価課（以下「情報評価課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。情報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 情報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 22 年 8 月 10 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 3 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：81 公共事業実施地区 2 研究課題 2 政策（租税特別措置）</p> <p>○ 総合評価：1 課題</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：23 公共事業実施地区
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 14-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	実績評価：16政策分野 〔表14-3-ア〕	予算要求は妥当	16	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	16	
				概算要求に反映	16	
				機構・定員要求に反映	7	
				機構要求に反映	3	
	定員要求に反映	6				
	事業評価方式：9公共事業(140事業実施地区) <23年度事業着手要求事業:31地区> 〔表14-3-イ～エ〕 <23年度新規地区採択要求事業:109地区> 〔表14-3-ウ、オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	140	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行った	140	
概算要求に反映				15		
事業評価方式：4研究開発課題 〔表14-3-カ〕	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4		
			概算要求に反映	4		
事業評価方式：2件(規制) 〔表14-3-キ〕	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	2		
事業評価方式：30件(租税特別措置等) 〔表14-3-ク〕	税制改正要望を行うことは妥当	30	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	30		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3成果重視事業 〔表14-3-ケ〕	目標の達成に向けて順調に進捗等	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	3
			今後、成果の検証を実施等	1		
	事業評価方式(期中)：8公共事業(64事業実施地区) 〔表14-3-コ～ス〕	継続が妥当	59	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	59	
				概算要求に反映	2	
				計画変更の上、継続が妥当	4	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】
	中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】	1		
	事業評価方式(完了後)：31公共事業(191事業実施地区) 〔表14-3-セ～チ〕	実施は妥当	191	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	191	
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表14-3-ツ〕	概ね目的を達成した	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2	
	事業評価方式：14件(租税特別措置等) 〔表14-3-テ〕	継続が妥当	14	評価結果を踏まえ、引き続き継続する方針とした 【引き続き推進】	14	
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式(期中): 8公共事業(24事業実施地区)〔表14-3-コ～シ〕	継続が妥当	24	評価結果を踏まえ、引き続き実施する		24
				【引き続き推進】		
				概算要求に反映		3
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—		—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 14-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

「平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 の政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 23 年度政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ア 政策分野を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	食の安全と消費者の信頼の確保
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化
3	食品産業の持続的な発展
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
5	優良農地の確保と有効利用の促進
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進
8	農業・農村における 6 次産業化の推進
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
11	森林の有する多面的機能の発揮
12	林業の持続的かつ健全な発展
13	林産物の供給及び利用の確保
14	水産資源の回復
15	漁業経営の安定
16	漁村の健全な発展

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (12 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (8 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (2 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (118 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表 (平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ウ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業(直轄)(16地区)
2	民有林補助治山事業(補助)(2地区)
3	森林環境保全整備事業(補助)(100地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(3)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成23年度に事業着手を要求している以下の1事業(3地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(3地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(4)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成23年度に新規地区採択を要求している以下の2事業(7地区)を対象として評価を実施し、その結果を平成23年4月1日に「平成22年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表(平成23年3月31日政務3役会議決定)。

表 14-3-オ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業(補助)(3地区)
2	水産資源環境整備事業(補助)(4地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(5)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成23年度において新規実施等を予定している総事業費10億円以上のプロジェクト研究開発課題4課題を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「研究開発の事業評価書(プロジェクト研究課題の事前評価)」として公表。

表 14-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新農業展開ゲノムプロジェクト
2	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発
3	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
4	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(6)参照。

- (7) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年2月28日及び3月4日に「規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	家畜の伝染性疾病に対する防疫対応の強化を図るため、家畜の所有者等が講ずべき消毒等の防疫措置に関する規定の新設・拡充
2	無届伐採者に対する造林命令の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(7) 参照。

(8) 租税特別措置等に係る以下の 30 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ク 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	植林費の損金算入の特例 (国税)
2	植林費の損金算入の特例 (地方税)
3	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税)
4	中小企業等の貸倒引当金の特例 (森林組合等) (国税)
5	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税)
6	中小企業等の貸倒引当金の特例 (地方税)
7	中小企業等の貸倒引当金の特例 (森林組合等) (地方税)
8	中小企業等の貸倒引当金の特例 (地方税)
9	技術研究組合の所得計算の特例
10	グリーン投資減税 (木質・草本バイオマスガス利用装置)
11	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備)
12	グリーン投資減税 (木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置)
13	グリーン投資減税 (木質バイオマス利用加温装置)
14	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (国税)
15	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (地方税)
16	集積区域における集積産業用資産の特別償却
17	新用途米穀加工品等製造設備の特別償却
18	特定地域における工業用機械等の特別償却 (半島振興対策実施地域)
19	特定地域における工業用機械等の特別償却 (過疎地域)
20	特定地域における工業用機械等の特別償却 (離島振興対策実施地域)
21	特定地域における工業用機械等の特別償却 (奄美群島)
22	特定地域における工業用機械等の特別償却 (振興山村として指定された地区)
23	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
24	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
25	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (市街化区域等の内外の農業用資産)
26	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (農用地区域等内にある土地等)
27	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
28	独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加
29	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設 (国税)
30	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設 (地方税)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(8) 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 3 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 21 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 14-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業	引き続き推進
2	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	引き続き推進
3	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(9) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年を経過した以下の 3 事業（5 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 14-3-コ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（3 地区）	引き続き推進
2	国営農地再編整備事業（直轄）（1 地区）	引き続き推進
3	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(10) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業又は事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 6 事業（28 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-サ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業（補助）（5 地区）	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（10 地区）	引き続き推進
3	畑地帯総合整備事業（補助）（7 地区）	引き続き推進
4	中山間総合整備事業（補助）（2 地区）	引き続き推進
5	農地保全事業（補助）（3 地区）	引き続き推進
6	農村環境保全対策事業（補助）（1 地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(11) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（50 地区）を対象として期中の評価を实

施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-シ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業(独立行政法人事業)(48 地区)	引き続き推進
2	民有林補助治山事業(補助)(2 地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(12)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた以下の 2 事業(5 地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事後評価書(期中の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ス 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(2 地区)	改善・見直し(2 地区)
2	水産物供給基盤整備事業(補助)(3 地区)	改善・見直し(2 地区) 廃止、休止、中止(中止 1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(13)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の以下の 4 事業(13 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表 14-3-セ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(7 地区)
2	国営農用地再編整備事業(直轄)(2 地区)
3	直轄地すべり対策事業(直轄)(1 地区)
4	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(14)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 18 事業(131 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ソ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(13 地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19 地区)

3	畑地帯総合整備事業（補助）（11 地区）
4	畑地帯開発整備事業（補助）（1 地区）
5	農道整備事業（補助）（11 地区）
6	農業集落排水事業（補助）（16 地区）
7	農村総合整備事業（補助）（8 地区）
8	農村振興総合整備事業（補助）（8 地区）
9	田園整備事業（補助）（1 地区）
10	地域用水環境整備事業（補助）（2 地区）
11	中山間総合整備事業（補助）（13 地区）
12	農地防災事業（補助）（9 地区）
13	農地保全事業（補助）（3 地区）
14	農村環境保全対策事業（補助）（2 地区）
15	海岸保全施設整備事業（農地）（補助）（3 地区）
16	海岸環境整備事業（農地）（補助）（2 地区）
17	草地畜産基盤整備事業（補助）（5 地区）
18	畜産環境総合整備事業（補助）（4 地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(15)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 3 事業（25 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-タ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（2 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（14 地区）
3	森林居住環境整備事業（補助）（9 地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(16)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事業評価書（完了後の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-チ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業（補助）（2 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（1 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）
4	漁村総合整備事業（補助）（12 地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（3 地区）
6	海岸環境整備事業（補助）（3 地区）

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(17)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度末をもって終了した総事業費 10 億円以上のプロジェ

クト研究開発課題2課題を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の終了時評価）」として公表。

表14-3-ツ 終了したプロジェクト研究課題を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策
1	粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発
2	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響評価と緩和及び適応技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(18)参照。

- (11) 「平成22年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表14-3-テ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

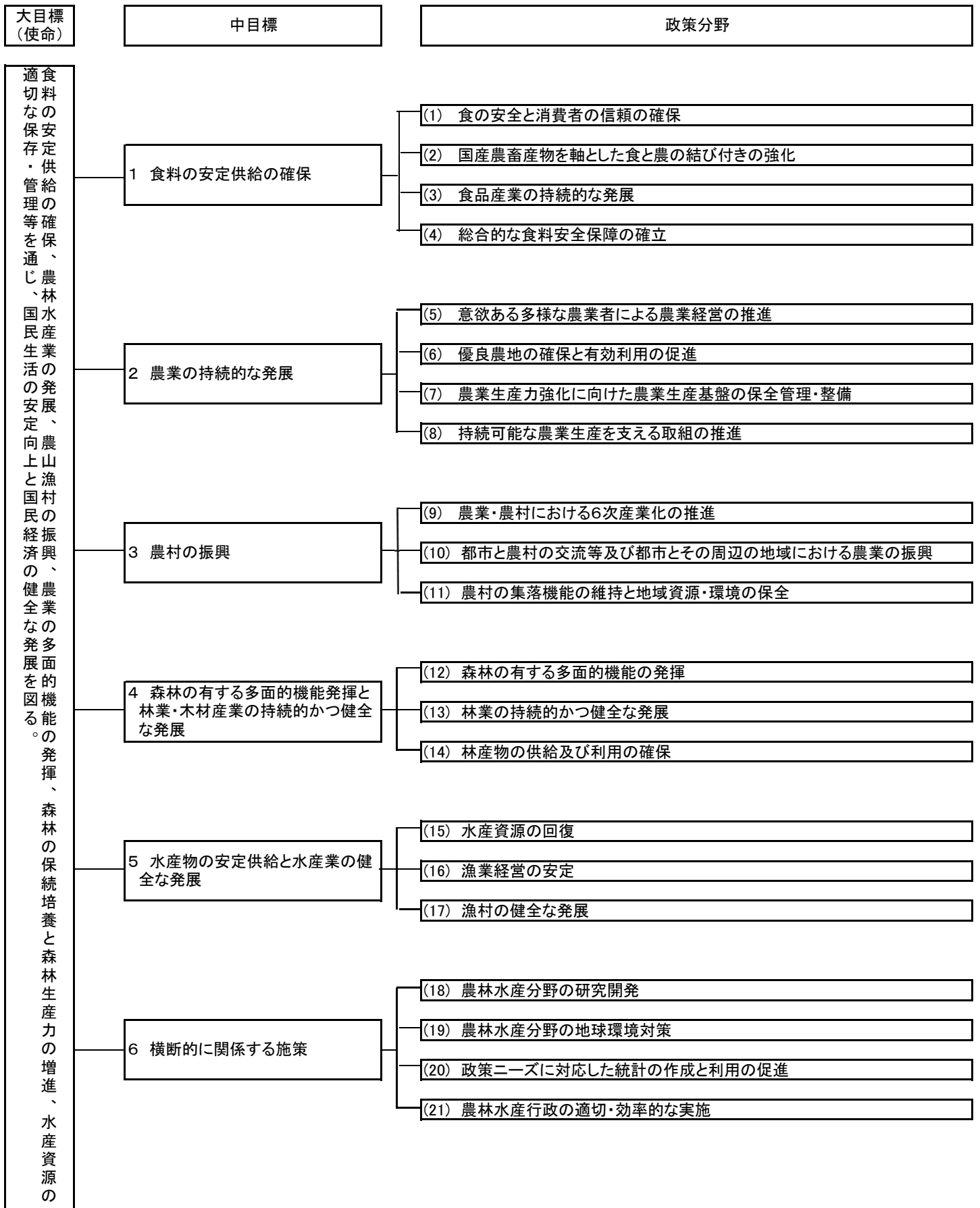
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
3	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
4	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)	引き続き推進
6	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
7	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
8	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
10	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
11	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
13	収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業)	引き続き推進
14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(農振法)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(19)参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注)1 本政策体系は、平成22年度農林水産省政策評価実施計画(22年8月10日決定)に基づき作成

(注)2 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/seisaku.pdf>)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 15-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象。 ○ 施策の主管課の長は、企画・立案をしようとする施策について、施策の目的、必要性、概要、達成すべきアウトカム目標（予測される効果）及び目標達成度を計測する指標、施策あるいは含まれる事業のコスト等を明らかにする。 ○ 規制法令の主管課の長は、当該法令の制定又は改廃時に、(1)規制の目的、内容及び必要性等、(2)規制によりもたらされる便益や費用、(3)代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする。 ○ 租税特別措置等に係る税制改正要望を行う課等の長は、当該措置等に係る政策について、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を踏まえ、事前評価を行う。
	3 事後評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象とし、具体的な対象は、毎年度、実施計画において明らかにする。 ○ 事前評価を実施した施策の主管課の長は、施策が、想定した範囲のコストで、十分に所期の効果を生んでいるか否かを判定するとともに、その後の運用や制度設計へ反映すべき知見を得るため、原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う。 ○ 規制法令の主管課の長は、規制の目的に照らして、その達成状況などを評価する実績評価を行う。 ○ 租税特別措置等に係る税制改正要望を行う課等の長は、当該措置等に係る政策について、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を踏まえ、事後評価を行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。また、経済産業局にも同様の窓口を置く。
実施計画の名称	平成22年度経済産業省事後評価実施計画（平成22年6月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：基本計画の別紙に掲げる34施策（経済産業省の所掌に係る租税特別措置等に係る政策のうち評価の必要性の高いものを含む。） ○ 事後評価の方法：評価対象となる施策を主管する課等の長は、当該施策の特性などに応じて適切な手法を用い、適切な観点から合理的に評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事前評価：23件 (租税特別措置等：40件) 〔表 15-3-ア〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	23	
			概算要求に反映	23	
			機構・定員要求に反映	16	
		機構要求に反映	6		
		定員要求に反映	14		
		事前評価：9件（5政策） (規制) 〔表 15-3-イ〕	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	9	
		事業評価方式：1件 (公共事業) 〔表 15-3-ウ〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：35件 (租税特別措置等：11件) 〔表 15-3-エ〕 〔表 15-3-オ〕 《実績評価方式：9件》 〔表 15-3-カ〕	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った	35 《9》	
				【改善・見直し】	
				概算要求に反映	35 《9》
				機構・定員要求に反映	25 《6》
				機構要求に反映	9 《4》
		定員要求に反映	23 《5》		
		政策の重点化等	35 《9》		
		事業評価方式：4件 (公共事業) (22年8月公表：4件) 〔表 15-3-キ〕	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた	4	
			【引き続き推進】		
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	

(注) 《 》は、平成 21 年度に評価結果が公表され、「平成 21 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 15-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 23 年度予算概算要求等に当たり、以下の 23 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度政策評価（事前評価・事後評価）」（注 2）として公表。

表 15-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	工業標準・知的基盤の整備
4	経営イノベーション・事業化促進
5	ITの利活用の促進
6	流通・物流基盤整備
7	貿易投資促進
8	経済協力の推進
9	ものづくり産業振興
10	サービス産業強化
11	コンテンツ産業強化
12	中小企業事業環境の整備
13	経営革新・創業促進
14	経営安定・取引の適正化
15	地域経済の活性化の推進
16	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
17	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
18	省エネルギーの推進
19	原子力の推進・電力基盤の高度化
20	鉱物資源の安定供給確保
21	温暖化対策
22	環境経営・競争力の強化
23	原子力安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(1)参照。

2 経済産業省では、事前評価書と事後評価書を一体的に作成・公表している。

3 表15-3-アに掲げる施策に含まれる租税特別措置等については以下40件。

No.	評価対象政策
	1 産業人材
1	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費）
	2 技術革新の促進・環境整備
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
3	技術研究組合の所得計算の特例
	5 経営イノベーション・事業化促進
4	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく有限責任事業組合（LLP）への現物出資に係る譲渡益課税の繰り延べ
5	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）の改正に伴う登録免許税の所要の措置
6	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置
7	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法等に基づく不動産取得税の軽減措置の延長

8	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置
	6 ITの利活用の促進
9	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）
	12 貿易投資促進
10	日本のアジア拠点化のための税制措置
	20 中小企業事業環境の整備
11	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
	21 経営革新・創業促進
12	産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置
13	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（中小企業高度化事業）
14	中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）
15	中小企業等基盤強化税制（中小卸売、小売及びサービス業）
16	中小企業等の貸倒引当金の特例
17	商工組合等の留保所得の特別控除
18	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
19	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
	22 経営安定・取引の適正化
20	中小企業者等の法人税率の特例
	24 地域経済の活性化の推進
21	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却
22	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置
	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
23	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
24	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
25	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
26	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
27	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
28	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
29	特定災害準備金（露天石炭採掘災害防止準備金）
30	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
31	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
32	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）
33	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
34	再生可能エネルギーに係る課税標準の特例措置の拡充
35	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
36	低公害車の燃料供給設備に係る特例措置
	27 省エネルギーの推進
37	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化
38	電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置
	29 鉱物資源の安定供給確保
39	特定災害防止準備金（採石災害防止準備金）
	32 環境経営・競争力の強化
40	排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策について評価を行い、その結果を平成22年5月17日、7月29日及び23年3月10日に「事前評価書」として公表。

表15-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し
2	ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制

3	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を規制的手法の導入により推進する政策
4	鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制（3件）
5	供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策（3件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(2)参照。

- (3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成23年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業1事業について事前評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表15-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(3)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の34の施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表15-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産業人材	改善・見直し
2	技術革新の促進・環境整備	改善・見直し
3	知的財産の適切な保護	改善・見直し
4	工業標準・知的基盤の整備	改善・見直し
5	経営イノベーション・事業化促進	改善・見直し
6	ITの利活用の促進	改善・見直し
7	流通・物流基盤整備	改善・見直し
8	情報セキュリティ対策の推進	改善・見直し
9	消費者行政（製品・取引）の推進	改善・見直し
10	経済産業統計の整備	改善・見直し
11	通商政策	改善・見直し
12	貿易投資促進	改善・見直し
13	経済協力の推進	改善・見直し
14	貿易管理	改善・見直し
15	ものづくり産業振興	改善・見直し
16	情報産業強化	改善・見直し
17	サービス産業強化	改善・見直し
18	コンテンツ産業強化	改善・見直し
19	化学物質管理	改善・見直し
20	中小企業事業環境の整備	改善・見直し
21	経営革新・創業促進	改善・見直し

22	経営安定・取引の適正化	改善・見直し
23	まちづくりの推進	改善・見直し
24	地域経済の活性化の推進	改善・見直し
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	改善・見直し
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	改善・見直し
27	省エネルギーの推進	改善・見直し
28	原子力の推進・電力基盤の高度化	改善・見直し
29	鉱物資源の安定供給確保	改善・見直し
30	温暖化対策	改善・見直し
31	資源循環推進	改善・見直し
32	環境経営・競争力の強化	改善・見直し
33	原子力安全	改善・見直し
34	産業保安	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(4)参照。
2 経済産業省では、事前評価書と事後評価書を一体的に作成・公表している。
3 表15-3-エに掲げる施策に含まれる租税特別措置等については以下11件であり、評価結果を踏まえ、引き続き継続することが妥当と判断した。

No.	評価対象政策	
	2 技術革新の促進・環境整備	
1	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	
	15 ものづくり産業振興	
2	特別修繕準備金（連続式溶解炉（ガラス））	
3	特別修繕準備金（銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉）	
	21 経営革新・創業促進	
4	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）	
5	保険会社等の異常危険準備金	
6	中小企業高度化事業①事業所税の非課税②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除③共同利用機械等の固定資産税の軽減④共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例	
	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
7	特別修繕準備金（球形ガスホルダー）	
8	特別修繕準備金（石油の貯蔵の用に供する貯油槽）	
9	固定資産税の課税標準等の特例措置（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務用資産に係る特例措置）	
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
10	原子力発電施設解体準備金	
11	使用済燃料再処理準備金	

- (2) 平成21年度の通商政策の重点目標に対して、実績評価方式を用いて、「平成22年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、事後評価を実施し、その結果を平成22年6月15日に「平成22年度事後評価書（平成21年度の通商政策の重点目標に対する実績評価）」として公表。

表15-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	通商政策	改善・見直し

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(5)参照。

- (3) 以下の9施策は、「平成21年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成21年度に事後評価書として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及び

これらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求等に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 15-3-カ 実績評価方式により平成21年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産業人材	改善・見直し
2	工業標準・知的基盤の整備	改善・見直し
3	通商政策	改善・見直し
4	経済協力の推進	改善・見直し
5	サービス産業強化	改善・見直し
6	コンテンツ産業強化	改善・見直し
7	経営革新・創業促進	改善・見直し
8	まちづくりの推進	改善・見直し
9	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(6)参照。

- (4) 「平成22年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業4事業について事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-キ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈22年8月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（4事業）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(7)参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

使命(ミッション):
競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

政策	施策	
1. 経済産業政策	01 産業人材	
	02 技術革新の促進・環境整備	
	03 知的財産の適切な保護	
	04 工業標準・知的基盤の整備	
	05 経営イノベーション・事業化促進	
	06 ITの利活用の促進	
	07 流通・物流基盤整備	
	08 情報セキュリティ対策の推進	
	09 消費者行政(製品・取引)の推進	
	10 経済産業統計の整備	
2. 対外経済政策	11 通商政策	
	12 貿易投資促進	
	13 経済協力の推進	
	14 貿易管理	
3. ものづくり・情報・サービス産業政策	15 ものづくり産業振興	
	16 情報産業強化	
	17 サービス産業強化	
	18 コンテンツ産業強化	
	19 化学物質管理	
4. 中小企業・地域経済産業政策	20 中小企業事業環境の整備	
	21 経営革新・創業促進	
	22 経営安定・取引の適正化	
	23 まちづくりの推進	
	24 地域経済の活性化の推進	
5. エネルギー・環境政策	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	
	27 省エネルギーの推進	
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
	29 鉱物資源の安定供給確保	
	30 温暖化対策	
	31 資源循環推進	
	32 環境経営・競争力の強化	
	6. 原子力安全・産業保安政策	33 原子力安全
		34 産業保安

(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ

(http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/23fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 16-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更 平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更 平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日最終変更</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題及び規制の事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を政策チェックアップの対象とする。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業</p>

		<ul style="list-style-type: none"> イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 「成果重視事業」の事後評価 「成果重視事業」については、政策チェックアップ又は個別研究開発課題評価の手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。個別研究開発課題評価による場合は、毎年度の中間評価を実施する。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。
実施計画の名称	平成 22 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 21 年 8 月 31 日策定） 平成 23 年 3 月 31 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る政策 ○ 政策レビュー：19テーマ ○ 個別公共事業の再評価（2に該当するもの以外）：400事業

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：61事業 ○ 個別研究開発課題の中間評価：1課題 ○ 個別研究開発課題の終了後の事後評価：41課題 ○ 租税特別措置等の事後評価：2事業
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年未着工：個別公共事業の3事業 ○ 10年継続中：個別公共事業の34事業

表 16-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：34件 〈23年度予算概算要求時：32件〉 〔表16-3-ア〕 〈23年度予算概算要求時実施分修正等：2件〉 〔表16-3-イ〕	新規施策の評価は妥当	34 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 概算要求に反映 32 機構・定員要求に反映 4 機構要求に反映 1 定員要求に反映 4
	規制の事前評価（事業評価方式）：11件 〔表16-3-ウ〕	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	11 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：108件 〈23年度予算概算要求時〉：24件 〔表16-3-エ〕 〈23年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉：14件 〔表16-3-オ〕 〈23年度予算に向けた事業（補助事業等）〉：70件 〔表16-3-カ〕	事業の採択は妥当	108 平成23年度予算等に反映した 概算要求に反映 24
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：115件 〈23年度予算概算要求時〉：25件 〔表16-3-キ〕 〈22年度末公表〉：90件 〔表16-3-ク〕	課題の採択は妥当	115 平成23年度予算等に反映した 概算要求に反映 25
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：46件 〔表16-3-ケ〕	租税特別措置等によることが妥当	46 平成23年度税制改正要望に反映した
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：48件 （47施策目標） 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-コ〕 （成果重視事業：1件） 〔表16-3-サ〕	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当
16 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 概算要求に反映 16 機構・定員要求に反映 4 機構要求に反映 0 定員要求に反映 4 政策の重点化等 2			
政策レビュー（総合評価方式）：9テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）9件〕 〔表16-3-シ〕 {政策レビュー（総合評価方式）：10テーマ} 〔表16-3-ス〕		テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	9 評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
個別公共事業の再評価（事業評価方式）：473件{9件} 〈22年度河川関係予算配分・執行业務分14件〉〔表16-3-セ〕 〈23年度予算概算要求時実施等：9件{1件}〉〔表16-3-ソ〕 〈23年度予算に向けた事業（直轄事業等）：325件〉〔表16-3-タ〕 〈23年度予算に向けた事業（補助事業等）：125件{8件}〉〔表16-3-チ、ツ〕 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）437件{9件}〕 〔未着手（法第7条第2項第2号イ）3件〕 〔未了（法第7条第2項第2号ロ）33件〕	事業の継続が妥当 454	事業を継続 【引き続き推進】 454	概算要求に反映 8	
	事業を見直した上での継続が妥当 16	事業を見直した上で継続 【改善・見直し】 16	概算要求に反映 1	事業を中止 【廃止、休止、中止】 3
	事業の中止が妥当 3			再事後評価、改善措置の必要なし 64
	個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：64件 〔表16-3-テ〕		再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した 64	個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）：1件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-ト〕
個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）：1件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-ト〕	研究開発課題の継続は妥当 1	平成23年度予算に反映した 【引き続き推進】 1	個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：62件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-ナ〕	
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：62件 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-ナ〕	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした 62	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する 62	租税特別措置等の事後評価（事業評価方式）：2件 〔表16-3-ニ〕	
租税特別措置等の事後評価（事業評価方式）：2件 〔表16-3-ニ〕	継続が妥当 2	引き続き推進 【引き続き推進】 2		

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 16-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 32 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 23 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 16-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（23 年度予算概算要求時）

No.	評価対象施策
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	サービス付き高齢者住宅の供給支援制度等の新設による、高齢者等居住安定化推進事業の拡充
2	マンション再生環境整備事業（仮称）の創設
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
3	電気自動車による公共交通のグリーン化促進事業
4	節水促進施策の推進
5	気候変動の影響による大渇水の被害軽減方策となる基本的な水利用調整方法の構築
6	水インフラの国際展開支援と世界的な水問題への対応の推進
7	下水道革新的技術実証事業の創設
政策目標 3 地球環境の保全	
8	モーダルシフト等推進事業の創設
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
9	津波警報、緊急地震速報等の高度化
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
10	海洋権益を保全するための海洋調査等の推進（海洋調査能力の向上）
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
11	港湾経営の民営化
12	内航海運の競争力強化に向けた安全・環境性能向上対策の創設
13	国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策の創設
14	着地型旅行商品流通促進支援事業
15	スポーツ観光支援事業
16	ユニバーサルツーリズムネットワーク構築支援事業
17	バランスシートの改善による関西国際空港の積極的強化
政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進	
18	交通・まちづくりの一体的、総合的な推進
19	環境共生型都市開発プロジェクトの国際展開支援の推進
20	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援
政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
21	地域公共交通確保維持改善事業（仮称）の創設
政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
22	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立
23	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進
24	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築
25	官民連携による海外プロジェクトの推進
26	成長戦略の担い手たる建設産業の育成支援策の創設
27	建設工事に係る新たな下請債権保全策の導入
28	既存測量成果活用モデル事業（仮称）の創設
29	即戦力を備えた船員の養成に向けた内航用練習船の整備
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
30	大都市圏戦略推進事業の創設
31	「新しい公共」育成支援事業の創設 ① 地方公共団体が「新しい公共」活動主体の認定を行うための法律の整備 ② 「新しい公共」分野への投融資を行うファンド造成支援制度の創設

	③「新しい公共」活動主体に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援制度の創設
32	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的地域戦略の推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(1)参照。

- (2) 「平成23年度予算概算要求等に係る事前評価書」(平成22年8月27日公表)に、必要な修正及び追加を行い、23年3月31日に「平成22年度政策アセスメント結果(評価書)」として公表。

表16-3-イ 政策アセスメントを実施した施策(23年度予算概算要求時実施分の追加修正等)

No.	評価対象施策
政策目標7 都市再生・地域再生等の推進	
1	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援
政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
2	既存測量成果の活用方策検討調査の創設

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成22年8月)II3(3)に基づくものである。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃(11件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成22年12月10日、23年2月3日、2月7日、2月15日及び3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	河川法施行令の一部を改正する政令案について
2	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(2件)
3	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
4	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案
5	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(3件)
6	航空法の一部を改正する法律案(3件)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(3)参照。

2 表中の()は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (4) 平成23年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業に係る24事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成22年8月27日に「平成23年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業(23年度予算概算要求時)

No.	事業区分		件数
1	海岸事業	直轄事業	2
2	道路・街路事業	直轄事業等	4
		補助事業等	4
3	港湾整備事業	直轄事業	8
4	官庁営繕事業		2

5	船舶建造事業	3
6	海上保安官署施設整備事業	1
計		24

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(4)参照。

2 No.1～3は公共事業関係費、No.4～6はその他施設費に係るものである。

(5) 平成23年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、14事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された16事業を含め、その結果を平成23年2月1日に「個別公共事業の評価書－平成22年度－」として公表。

表16-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈23年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	4	—
2	道路・街路事業	直轄事業等	10	—
3	海岸事業	直轄事業	—	1
4	道路・街路事業	直轄事業等	—	4
5	港湾整備事業	直轄事業	—	7
6	官庁営繕事業		—	2
7	船舶建造事業		—	1
8	海上保安官署施設整備事業		—	1
計			14	16

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(5)参照。

2 No.1～5は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

3 No.3～8は政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業（平成23年度予算概算要求時に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

(6) 平成23年度予算に向けた評価として、補助事業等について、70事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成22年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された4事業を含め、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書（その2）－平成22年度－」として公表。

表16-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈23年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	道路・街路事業	補助事業等	5	—
2	港湾整備事業	補助事業	1	—
3	都市・幹線鉄道整備事業		49	—
4	住宅市街地総合整備事業		5	—
5	都市公園事業	補助事業等	3	—
6	離島振興特別事業		1	—
7	奄美群島振興開発事業		3	—
8	小笠原諸島振興開発事業		3	—
9	道路・街路事業	補助事業等	—	4
計			70	4

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(6)参照。

2 No.1～5、9は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

3 No.9は政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業（平成23年度予算概算要求時に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

(7) 新規課題として開始しようとする 25 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 23 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 16-3-キ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈23 年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題
1	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム（マルチGNSS）による高精度測位技術の開発
2	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発
3	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発
4	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究
5	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究
6	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究
7	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究
8	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究
9	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究
10	港湾地帯における高潮被害評価と対策に関する研究
11	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発に関する研究－超大型バルクキャリアに対応した合理的な計画基準の検討－
12	測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究
13	プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究
14	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発
15	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究
16	道路空間上の移動体に対する局所的大雨情報の伝達システムの開発
17	山間遊水池としての洪水調節専用（流水型）ダムの高機能化に関する研究
18	フェイルセーフ機構付き積層ゴム免震装置の開発
19	全層梁降伏型メカニズムを形成する中低層鉄骨ラーメン構造の開発
20	アジア諸国を対象とした社会資本アセットマネジメントのデファクト標準化戦略
21	大面積非構造材落下被害を有効に防ぐためのネット構造施工方法の開発
22	無線センサネットワークによる多点型土砂災害予測システム
23	非線形疲労応答解析に基づくコンクリート系橋梁床版の余寿命推定システム
24	X線ライナックを搭載した量子ビームロボットを用いた橋梁部材の計測システムの開発
25	実在文教施設の加力実験に基づく低コスト耐震補強法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 16-4-(7) 参照。

また、平成 23 年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた 90 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、平成 23 年 3 月 31 日に「個別研究開発課題評価書－平成 22 年度－」として公表。

表 16-3-ク 事前評価を実施した個別研究開発課題〈22 年度末実施〉

No.	評価対象研究開発課題
1	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム（マルチGNSS）による高精度測位技術の開発
2	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発
3	フロンを使用しない鉄道車両用空気サイクル空調機の開発
4	無線技術と既存設備の活用による地方交通線向け省力化列車制御システムの開発
5	乗降位置可変型ホーム柵の開発
6	光三次元測定技術を応用した線路外からの建築限界測定装置の開発
7	ロングレール軸力測定装置の機能向上に関する開発
8	地盤振動の予測シミュレーション手法の開発
9	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発

10	社会資本LCAの実用化研究
11	道路交通の常時観測データの収集、分析及び利活用の高度化に関する研究
12	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究
13	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究
14	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究
15	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究
16	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究
17	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究
18	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発に関する研究ー超大型バルクキャリアに対応した合理的な計画基準の検討ー
19	沿岸域の統合的管理による港湾環境の保全・再生に関する研究
20	測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究
21	プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究
22	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発
23	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究
24	道路空間上の移動体に対する局所的大雨情報の伝達システムの開発
25	山間遊水池としての洪水調節専用（流水型）ダムの高機能化に関する研究
26	フェイルセーフ機構付き積層ゴム免震装置の開発
27	全層梁降伏型メカニズムを形成する中低層鉄骨ラーメン構造の開発
28	アジア諸国を対象とした社会資本アセットマネジメントのデファクト標準化戦略
29	大面積非構造材落下被害を有効に防ぐためのネット構造施工方法の開発
30	無線センサネットワークによる多点型土砂災害予測システム
31	非線形疲労応答解析に基づくコンクリート系橋梁床版の余寿命推定システム
32	X線ライナックを搭載した量子ビームロボットを用いた橋梁部材の計測システムの開発
33	実在文教施設の加力実験に基づく低コスト耐震補強法の開発
34	太陽エネルギー利用と蓄電・蓄熱技術を融合した高自立循環型エネルギー供給システムに関する技術開発
35	居住者満足感に基づく省エネ性と快適性の最適環境制御技術の開発
36	超省エネ平面型LED照明灯に関する技術開発
37	靱性が高く、軽量で施工がしやすい断熱コンクリートの開発による基礎又は躯体断熱工法の検証と確立
38	住宅・オフィス空間における自然エネルギー利用技術の開発
39	枠組壁工法におけるSMART-WINDOWシステムに関する技術開発
40	近未来のライフスタイル変化を考慮したトータル・デマンドの予測手法の技術開発
41	蒸暑期にも有効な超高断熱・高気密住宅（パッシブハウス）に関する技術開発
42	オフィスの知的創造性を高める省エネルギーサーカディアン照明・温熱環境制御手法の開発
43	戸建住宅における領域統合システム開発
44	ヒートポンプと日射利用による快適性の高い省エネ型蓄熱式床暖房の研究開発
45	住宅の環境負荷削減要素技術の導入を促進する先導的普及推進技術の開発
46	パッシブ手法を応用したトータル空調(暖冷房・調湿・換気)対応の省エネ型住宅用デシカントシステムの技術開発
47	潜熱蓄熱材と高熱効率床材を用いたヒートポンプ式床冷暖房システムに関する技術開発
48	雨水利用壁面緑化による暑熱環境の改善および省エネルギーの効果を定量化する熱・水収支的評価技術の開発
49	個別送風ファンを用いた次世代省エネ型建築・全館空調システムに関する技術開発
50	廃コンクリート・石系廃棄物の低炭素・完全循環利用技術の開発
51	二酸化炭素を利用したコンクリートスラッジの再資源化に関する技術開発
52	空気清浄装置に利用される吸着材の再生利用に関する技術開発
53	住宅の床下環境モニタリングと生物劣化予測システムに関する技術開発
54	薄型ALCパネルのプレカットシステムに関する技術開発
55	改修工事におけるエコ生産のための3次元レーザースキャナーを用いた計測技術の開発
56	砕石による地盤改良工法に関する技術開発
57	国産材（主に間伐材や端材）を利用した断熱性と透湿性を併せ持つ木質系耐力面材の開発と省力化工法の構築
58	建設廃棄物の削減及び再資源化に関する技術開発
59	建築現場の残土を活用した無焼成レンガの現場製造に関する技術開発
60	鉄骨ユニットを使用した中高層建物向け建築工法の開発

61	超高強度RC柱の高耐久化に関する技術開発
62	建築分野における土の高度利用と新構法の研究・開発
63	湿式外断熱工法外壁に係る火災安全性能評価基準、及び、燃え広がりを抑制する施工技術の開発
64	建築基礎のための地盤改良体の品質調査における比抵抗技術の確立
65	ビル建築の耐震性と施工性の向上に資する鋼・ALC複合型軽量床版の開発
66	戸建住宅下に設置する地震計の開発及び評価・運用方法に関する研究開発
67	回転貫入鋼管杭斜杭工法による既存杭基礎の耐震補強に関する技術開発
68	安全安心な建物建設に資する配筋検査システムに関する技術開発
69	開き戸の開放軽減に関する技術開発
70	高性能・高耐久袖壁付き鉄筋コンクリート柱部材の研究開発
71	樹脂含浸繊維シートを用いた住宅の基礎及び柱脚補強工法の開発
72	木質系住宅における狭小間口の耐震補強壁に関する技術開発
73	国産低密度木材を用いた木質ラーメンフレーム構法の開発
74	可搬式レーザによる既設床の無振動・無騒音防滑工法に関する技術開発
75	次世代型ダンパーを用いた長周期地震動対応戸建て免震システムに関する技術開発
76	指挟み事故防止のための中心吊ピボットヒンジに関する技術開発
77	都市集合住宅の安全安心『21世紀型コミュニティ』構築支援システムの技術開発
78	ケミレスタウンを活用したシックハウス対策型住宅（居住ユニット）の開発
79	デザイン性を重視した見せる（露出型）耐震補強工法の開発
80	中高層建築物の大幅な重量軽減を目的としたプレストレスト集成材床スラブシステムの技術開発
81	既存RCフレームに合成接合される枠付き鉄骨ブレースを用いた耐震補強法に関する技術開発
82	新型ボルトにより補強した木造軸組工法の開発
83	入浴行為に着目した浴室等の安全性評価手法の開発
84	空気清浄機能付き換気システムに関する技術開発
85	鉄骨造建築物の安全性向上に資する新自動溶接技術の開発
86	小さい変形領域で高い最大耐力を発揮する高性能接合部材を用いた間接接合機構の開発
87	アレルゲン低減空間に関する技術開発
88	既存小規模木造住宅の基礎の耐震補強工法の開発
89	木造住宅の快適空間を実現する高機能格子状吹き抜け水平構面の技術開発
90	塑性論アナロジーモデルを適用した新スウェーデン式サウンディング試験法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(8)参照。

(8) 租税特別措置等に係る46政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策評価」として公表。

表16-3-ケ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	海外インフラプロジェクト準備金の創設
3	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の償却可能化）
4	中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）
5	中小企業等の貸倒引当金の特例（法人税）
6	商工組合等の留保所得の特別控除（法人税）
7	投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の見直し
8	戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称）に係る特例措置の創設
9	「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設
10	大都市圏の新たな政策区域に係る事業用資産の買換特例措置
11	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度
12	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度
13	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
14	振興山村における工業用機械等の特別償却
15	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

16	特定都市再生緊急整備地域（仮称）に係る課税の特例措置
17	都市再生促進税制
18	まち再生促進税制
19	都市の再生を図るための新たな金融支援に関連する特例措置
20	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置
21	まちづくりを担う法人に対する支援税制
22	エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特例控除
23	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
24	特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
25	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度
26	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度
27	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度
28	小笠原諸島における旅館業建物等に係る特別償却制度
29	下水道資源の利活用のための設備等を取得した場合の税制上の特例措置
30	雨水貯留浸透施設に係る割増償却制度の延長
31	サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制
32	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）
33	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置
34	認定建替計画（特定防災機能向上型）に係る事業用資産の買換特例の延長
35	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
36	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除の延長
37	特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長及び拡充
38	内航環境低負荷船の特別償却制度の延長及び拡充
39	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
40	国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度の創設
41	国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の拡充
42	持株会社の設立による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る特例措置の創設
43	特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
44	国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度
45	特定の事業用資産の買換え等の特例措置
46	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表16-4-(9)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

47の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成22年7月23日に「平成21年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-3 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	引き続き推進
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	引き続き推進
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正	改善・見直し

	な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	改善・見直し
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	引き続き推進
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	改善・見直し
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	引き続き推進
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進
25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し
27	流通業務立地等の円滑化を図る	引き続き推進
28	集約型都市構造を実現する	引き続き推進
29	鉄道網を充実・活性化させる	引き続き推進
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	引き続き推進
32	道路交通の円滑化を推進する	引き続き推進
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	引き続き推進
35	建設市場の整備を推進する	引き続き推進
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	自動車運送業の市場環境整備を推進する。	引き続き推進
39	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	引き続き推進
40	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
41	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	引き続き推進
42	離島等の振興を図る	改善・見直し
43	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
44	技術研究開発を推進する	引き続き推進
45	情報化を推進する	引き続き推進
46	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
47	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(10)参照。

また、以下の1事業（成果重視事業）を対象として政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成22年7月23日に「平成21年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-3 政策チェックアップを実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
-----	--------	-----------

1	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）	引き続き推進
---	---	--------

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表16-4-(11)参照。

（2）以下の9のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成23年3月31日に「平成22年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 16-3-シ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	運輸安全マネジメント評価	引き続き推進
2	道路交通の安全施策	引き続き推進
3	観光立国の実現	引き続き推進
4	申請・届出等手続きのオンライン利用の促進	引き続き推進
5	首都圏整備法等に基づく大都市圏政策の見直しについて	引き続き推進
6	LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果	引き続き推進
7	都市再生の推進	引き続き推進
8	住生活基本計画（全国計画）	引き続き推進
9	鉄道の安全施策	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表16-4-(12)参照。

また、以下の10のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成23年度以降に評価結果を取りまとめる予定。

表 16-3-ス 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	住宅・建築物の耐震化の促進
2	港湾の大規模地震対策
3	緊急地震速報の利用の拡大
4	行政行動の改革
5	美しい国づくり政策大綱
6	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律）
7	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
8	土砂災害防止法
9	スーパー中核港湾プロジェクト
10	市町村の防災判断を支援する警報の充実

（注） No. 1～3は、当初、平成22年度内に評価結果を取りまとめるとされていたが、別に定める日までに評価結果を取りまとめると変更されたものであり、No. 4～10は、平成23年度内に評価結果を取りまとめるとされているものである。

（3）平成22年度予算に係る評価として、河川関係予算を配分・執行する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、13事業について「個別公共事業の評価書（その3）」として平成22年8月27日に、「個別公共事業の評価書（その3）」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（その4）」として22年11月17日にそれぞれその結果を公表。

表 16-3-セ 再評価を実施した個別公共事業（22年度予算（河川関係予算を配分・執行する事業）に係る評価）

No.	事業区分	件数	評価結果の反映状況
-----	------	----	-----------

1	河川事業（直轄事業等）	13	引き続き推進
		[評価手続中：1]	
		1	引き続き推進
計		14	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(13)参照。

- (4) 平成23年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業に係る9事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成22年8月27日に「平成23年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-3 再評価を実施した個別公共事業（23年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	9	引き続き推進（8件） 改善・見直し（1件）
2	空港整備事業	直轄事業等	0 [評価手続中：1]	—
計			9 [評価手続中：1]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(14)参照。

- (5) 平成23年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、325事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された9事業を含め、その結果を平成23年2月1日に「個別公共事業の評価書—平成22年度—」として公表。

表16-3-4 再評価を実施した個別公共事業（23年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	63	—	引き続き推進
2	ダム事業	直轄事業等	1	—	引き続き推進
3	砂防事業等	直轄事業	23	—	引き続き推進
4	海岸事業	直轄事業	4	—	引き続き推進
5	道路・街路事業	直轄事業等	180 [評価手続中：3]	—	引き続き推進
6	港湾整備事業	直轄事業	51	—	引き続き推進
7	都市公園事業	直轄事業	3	—	引き続き推進
8	ダム事業	直轄事業等	—	9	引き続き推進（8件） 改善・見直し（1件）
9	空港整備事業	直轄事業等	— [評価手続中：1]	0	—
計			325 [評価手続中：3]	9 [評価手続中：1]	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(15)参照。

2 No. 8～9は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成23年度予算概算要求時に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

3 No. 5の評価手続中3件については、「個別公共事業の評価書（その2）—平成22年度—」において再評価を実施したため、表16-2（総括表）には記載していない。

- (6) 平成23年度予算に向けた評価として、補助事業等について、122事業を対象として再評価

(事業評価方式)を平成22年度内に実施し、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成22年度ー」として公表。

表16-3-チ 再評価を実施した個別公共事業(23年度予算に向けた事業(補助事業等))

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	6	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	8	引き続き推進
3	道路・街路事業	直轄事業等	55	引き続き推進(44件) 改善・見直し(11件)
		補助事業等	15	引き続き推進
4	土地区画整理事業		2	引き続き推進
5	港湾整備事業	直轄事業	1	改善・見直し
		補助事業	18	引き続き推進
6	都市・幹線鉄道整備事業		4	引き続き推進
7	住宅市街地基盤整備事業		9	引き続き推進(7件) 改善・見直し(2件)
8	下水道事業		4	引き続き推進(3件) 改善・見直し(1件)
計			122	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表16-4-(16)参照。

(7) 平成21年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業3事業を対象として再評価(事業評価方式)を平成22年度内に実施し、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成22年度ー」として公表。

表16-3-ツ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	[評価手続中: 15年度評価2 20年度評価3 21年度評価2]	—
2	住宅市街地基盤整備事業		21年度評価:3	廃止、休止、中止
3	港湾整備事業	補助事業等	[評価手続中: 20年度評価1]	—
計			3 [評価手続中:8]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表16-4-(17)参照。

(8) 事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した64事業を対象として完了後の事後評価(事業評価方式)を平成22年度内に実施し、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書(その2)ー平成22年度ー」として公表。

表16-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	16
2	ダム事業	直轄事業等	1
3	砂防事業等	補助事業	1
4	海岸事業	直轄事業	2
5	道路・街路事業	直轄事業等	24

		補助事業等	2
6	港湾整備事業	直轄事業	10
7	空港整備事業	直轄事業	1
8	都市・幹線鉄道整備事業		4
9	官庁営繕事業		3
計			64

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 16-4-(18) 参照。

2 No.1～8は公共事業関係費、No.9はその他施設費に係るものである。

- (9) 研究期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年3月31日に「個別研究開発課題の評価書－平成22年度－」として公表。

表 16-3-ト 中間評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題	評価結果の反映状況
1	船舶からの環境負荷低減のための総合対策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 16-4-(19) 参照。

- (10) 研究期間が終了した個別研究開発課題62課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年3月31日に「個別研究開発課題評価書－平成22年度－」として公表。

表 16-3-ナ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発
2	建築設備等の安全性能確保のための制御システム等の設計・維持保全技術の開発
3	電力・バイオプラスチック生産型下水汚泥処理システムの開発
4	日本周辺で発生する津波を対象とした環太平洋情報ネットワークの開発
5	都市域に分布する宅地谷埋め盛土地盤の耐震性評価法の高度化
6	嫌気性下水処理における溶存メタン温室効果ガスの放散防止とエネルギー回収
7	東京ベイエリアにおける水と緑のネットワーク形成に関する研究
8	鉄筋コンクリート造建築物の補修後の性能解析技術の開発と最適補修戦略の策定
9	ゼロエミッション・高資源回収型下水汚泥処理プロセスの開発
10	都市分散型水活用システムの地域住民の選好に基づく環境パフォーマンス評価
11	新しい形態を有する超々高層建築物の耐風設計手法に関する研究
12	被災した構造物の安全・簡易・迅速復旧工法の開発
13	ASRの迅速判定およびハイブリッド陽極システムによるコンクリート膨張抑制手法の開発
14	コンクリート構造物長寿命化に資する品質保証／性能照査統合システムの開発
15	汎用3次元CAD エンジンの調査と設計に関する技術開発
16	塩分の飛来・付着特性と塗装の劣化を考慮した鋼桁洗浄システムの開発
17	道路舗装工事の施工の効率化と品質確保に関する技術開発
18	図面データを直接利用したICT監督業務支援ツールの開発
19	SAAMジャッキを用いた効果的なアンカーのり面の保全手法の開発
20	表面改質材による既設コンクリート構造物の延命補修システムの構築
21	既存構造物の撤去・補強を核としたWPC 構造住宅ストック高度利用促進技術の開発
22	光学的非接触全視野計測法によるコンクリート構造物のマルチスケール診断法の開発
23	都市空間における雪氷災害に伴う費用軽減を目指したリスクマネジメントシステムの構築
24	中小建築物の良質ストック化と環境負荷低減を目指す建築・外皮システムの開発
25	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発

26	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発
27	新築および既築改修を対象とした低コスト普及型断熱工法の開発
28	屋上・壁面緑化によるヒートアイランド緩和効果に関する評価技術の開発
29	次世代型ソーラー給湯システムに関する技術開発
30	快適性評価を取り入れた伝統的木造住宅の省エネルギー化に関する技術開発
31	新エネルギー技術と蓄電技術を組み合わせた住宅・建築用エネルギーシステムの開発
32	既存住宅の断熱性能と各周辺性能の診断に関する技術開発
33	ハウスメーカーの新築現場における I C タグを活用した「次世代型ゼロエミッションシステム」に関する技術開発
34	飛散性アスベスト等のクローズ型連続除去・減容固化工法の開発
35	木質系建築部材の再資源化率向上を目指した高性能木質接合具の開発
36	超高耐久コンクリート用セメントの高度な評価手法に関する技術開発
37	高品質再生細骨材Hの製造をコアとしたコンクリートリサイクル技術の開発
38	外装サイディング材による耐震補強工法の開発
39	既設住宅棟の増築・減築並びに耐震補強方法に関する技術開発
40	先進複合材料による在宅施工可能な超薄型システム耐震壁の開発
41	長寿命型超耐震建築システムの開発
42	ハニカムチューブ構造による高耐久、高強度高層建築システムの開発
43	不等沈下家屋の復旧・補強用屋内施工杭に関する技術開発
44	ラビッドプロトタイプ台車の開発
45	電池駆動L R Vの環境適合性の発展
46	海の10モードプロジェクト
47	外洋上プラットフォームの研究開発
48	気候変動等に対応した河川・海岸管理に関する研究
49	大規模災害時の交通ネットワーク機能の維持と産業界の事業継続計画との連携に関する研究
50	建築物の構造安全性能検証法の適用の最適化に関する研究
51	建築空間におけるユーザー生活行動の安全確保のための評価・対策技術に関する研究
52	建物用途規制の性能基準に関する研究
53	都市整備事業に対するベンチマーク手法適用方策に関する研究
54	低頻度メガリスク型の沿岸域災害に対する多様な効用を持つ対策の評価に関する研究
55	国際交通基盤の統合的リスクマネジメントに関する研究
56	セカンドステージ I T Sによるスマートなモビリティの形成に関する研究
57	測地基準系精密保持手法に関する研究
58	日本列島の地殻活動メカニズム解明の高度化に関する研究
59	正確・迅速な地盤変動把握のための合成開口レーダー干渉画像の高度利用に関する研究
60	地理空間情報の時空間化とその応用に関する研究
61	合成開口レーダーによる地すべりの監視に関する研究
62	温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(20)参照。

(11) 租税特別措置等に係る2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策評価」として公表。

表16-3-2 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

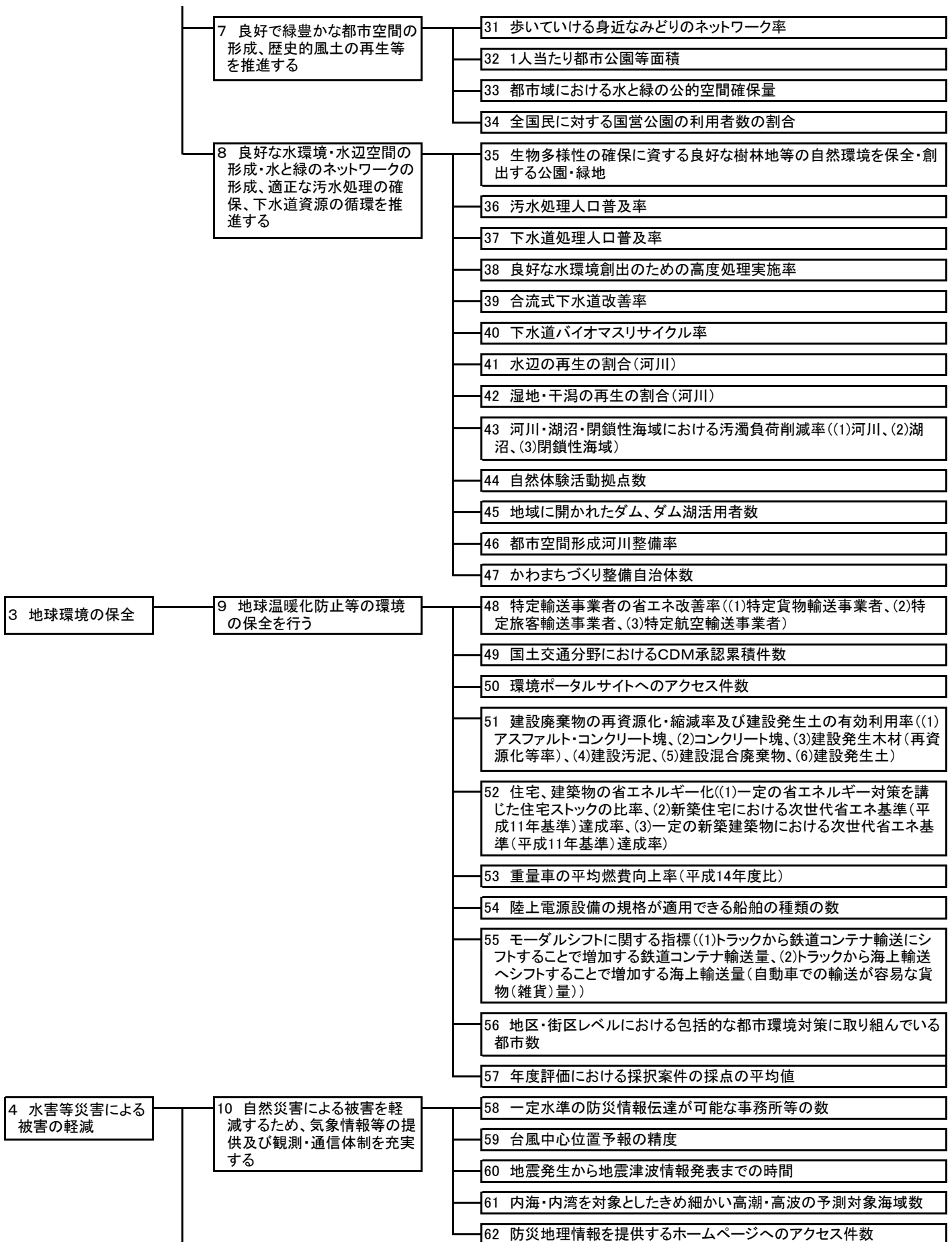
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	新幹線鉄道大規模改修準備金	引き続き推進
2	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	引き続き推進

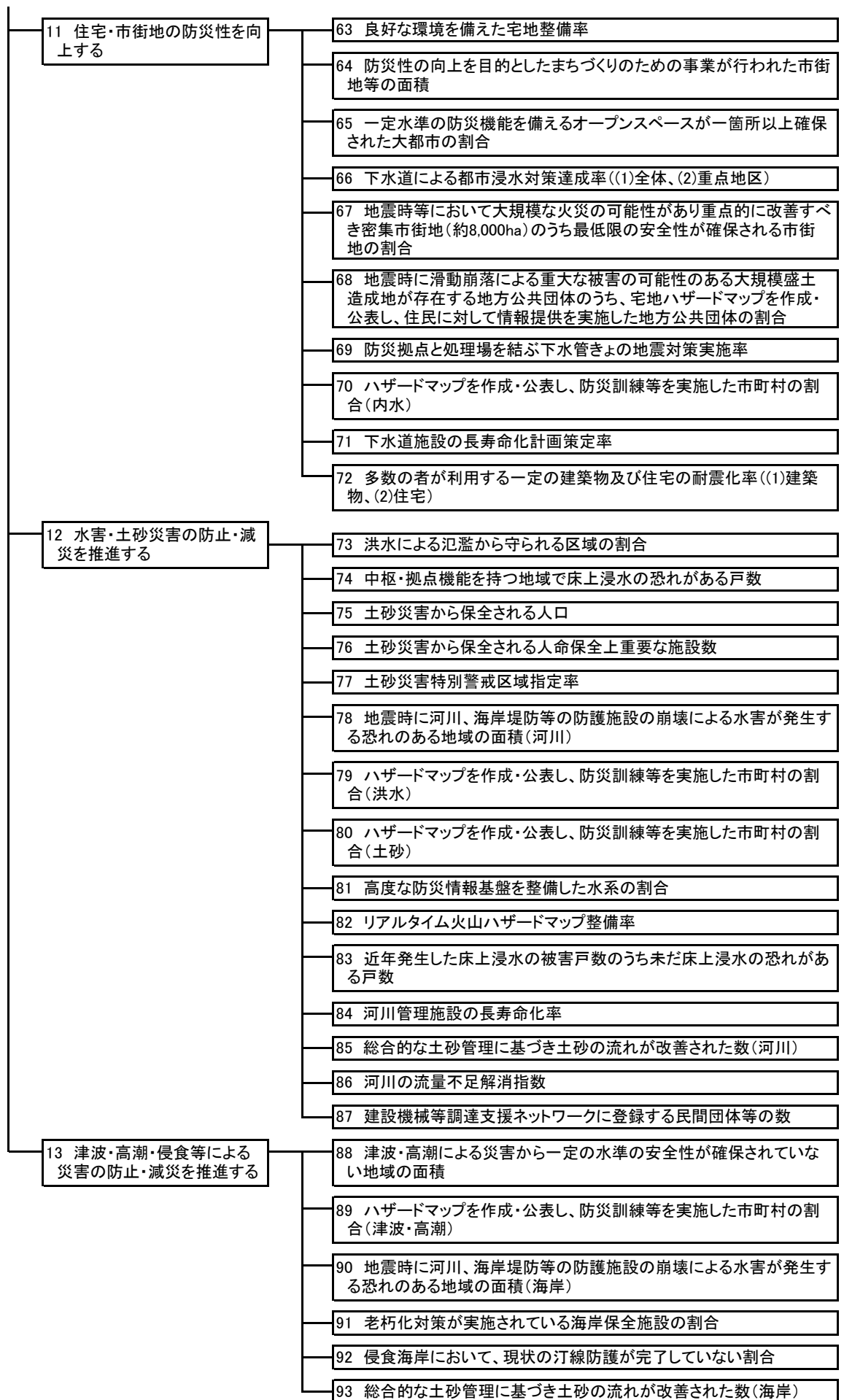
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(21)参照。

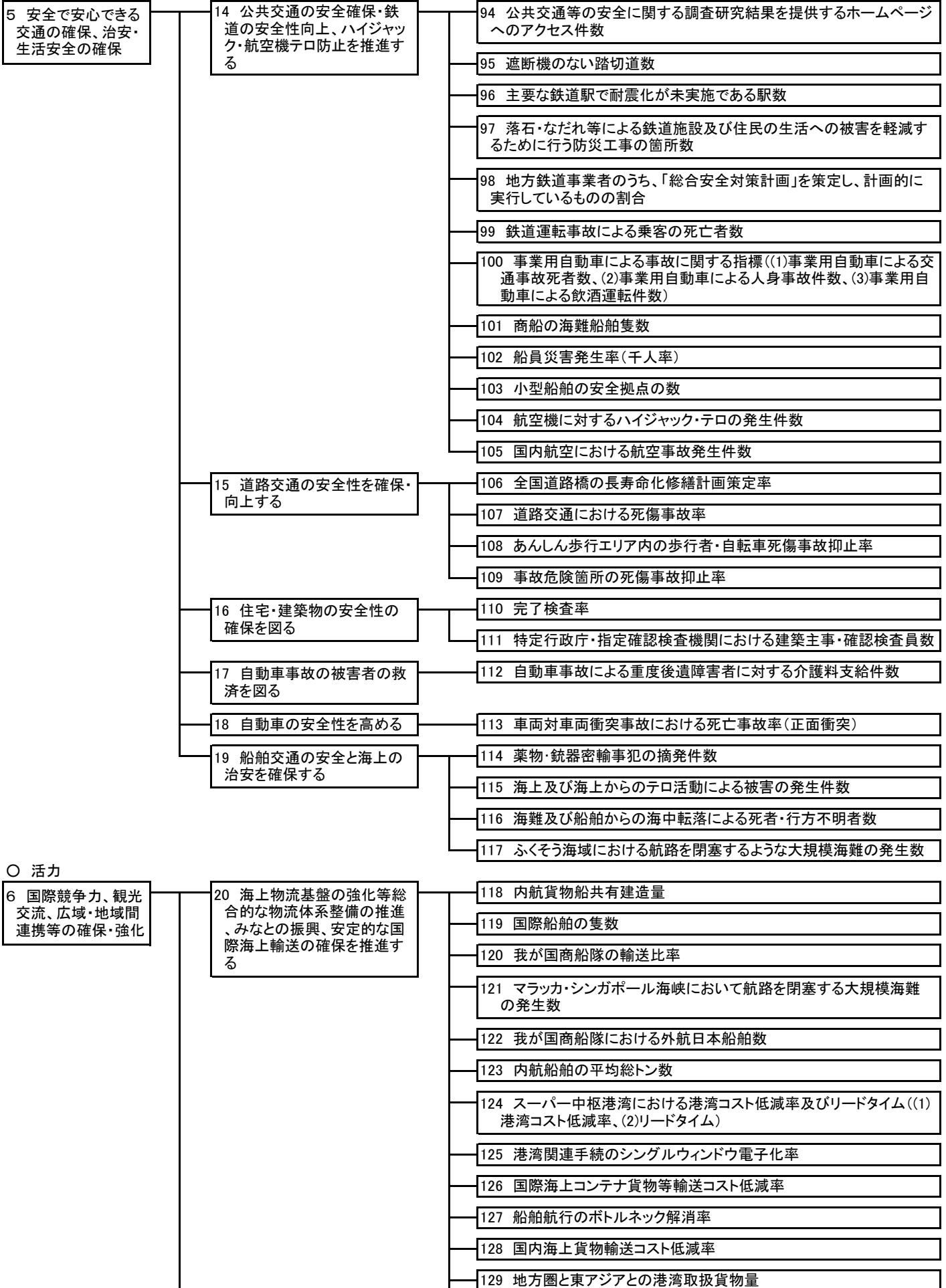
政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの
業績指標

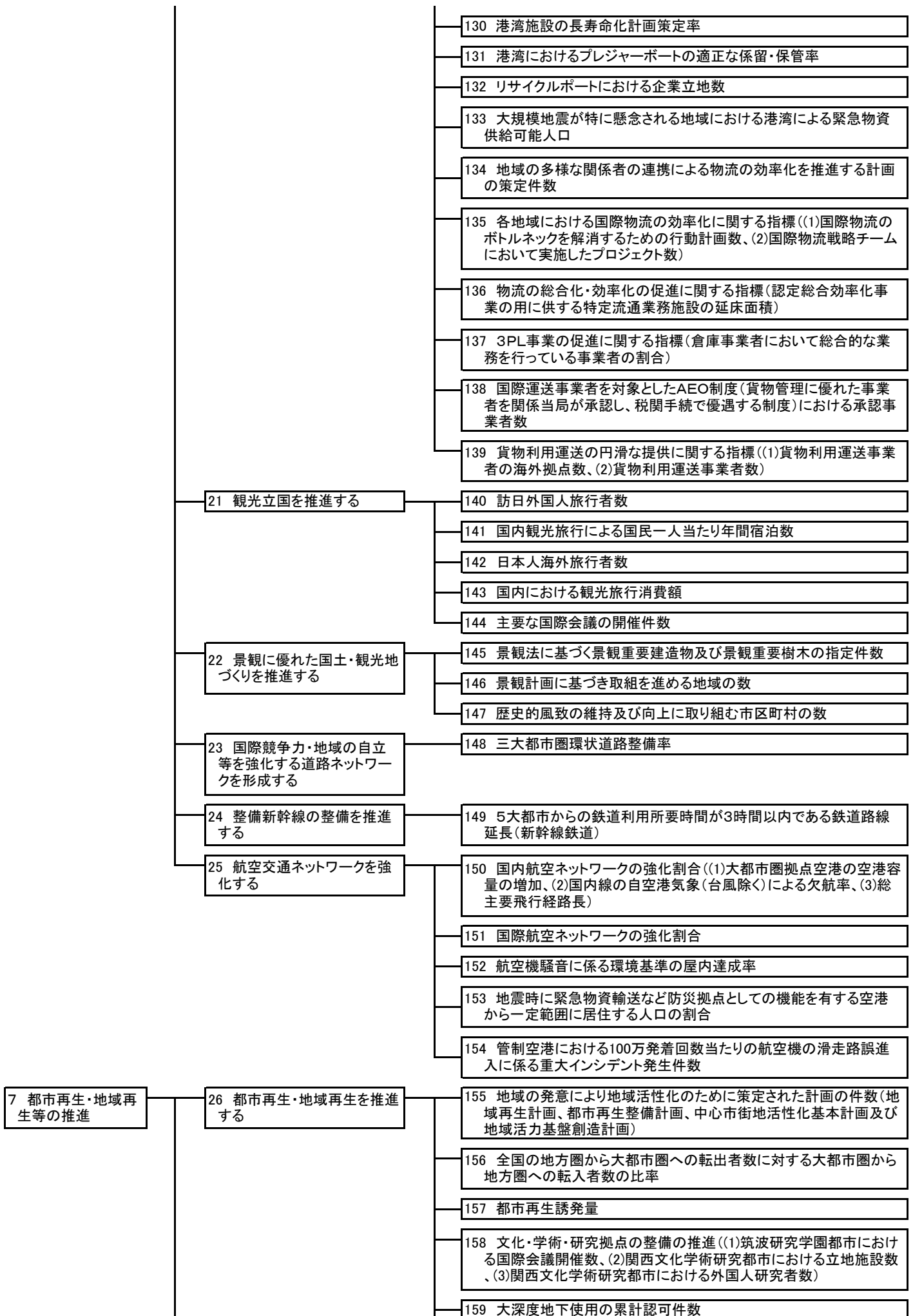
政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未満率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率((1)全国、(2)大都市圏)	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間((1)減失住宅の平均築後年数、(2)住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	
		9 公共施設等のバリアフリー化率((1)特定道路におけるバリアフリー化率、(2)段差解消をした旅客施設の割合、(3)視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、(4)不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	
		10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数((1)低床バス車両、(2)ノンステップバス車両、(3)福祉タクシー)	
		11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合((1)鉄軌道車両、(2)旅客船、(3)航空機)	
		12 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	
		13 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((1)園路及び広場、(2)駐車場、(3)便所)	
		14 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率((1)一定のバリアフリー化、(2)高度のバリアフリー化)	
		16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			19 水辺の再生の割合(海岸)
			20 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
			21 湿地・干潟の再生の割合(港湾)
			22 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
			23 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合
		5 快適な道路環境等を創造する	24 建設機械から排出されるNox・PMの削減量
25 市街地の幹線道路の無電柱化率			
26 クリーンエネルギー自動車の普及台数			
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	27 渇水影響度		
	28 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数		
	29 地下水採取目標量の達成率		
	30 水源地域整備計画の完了の割合		

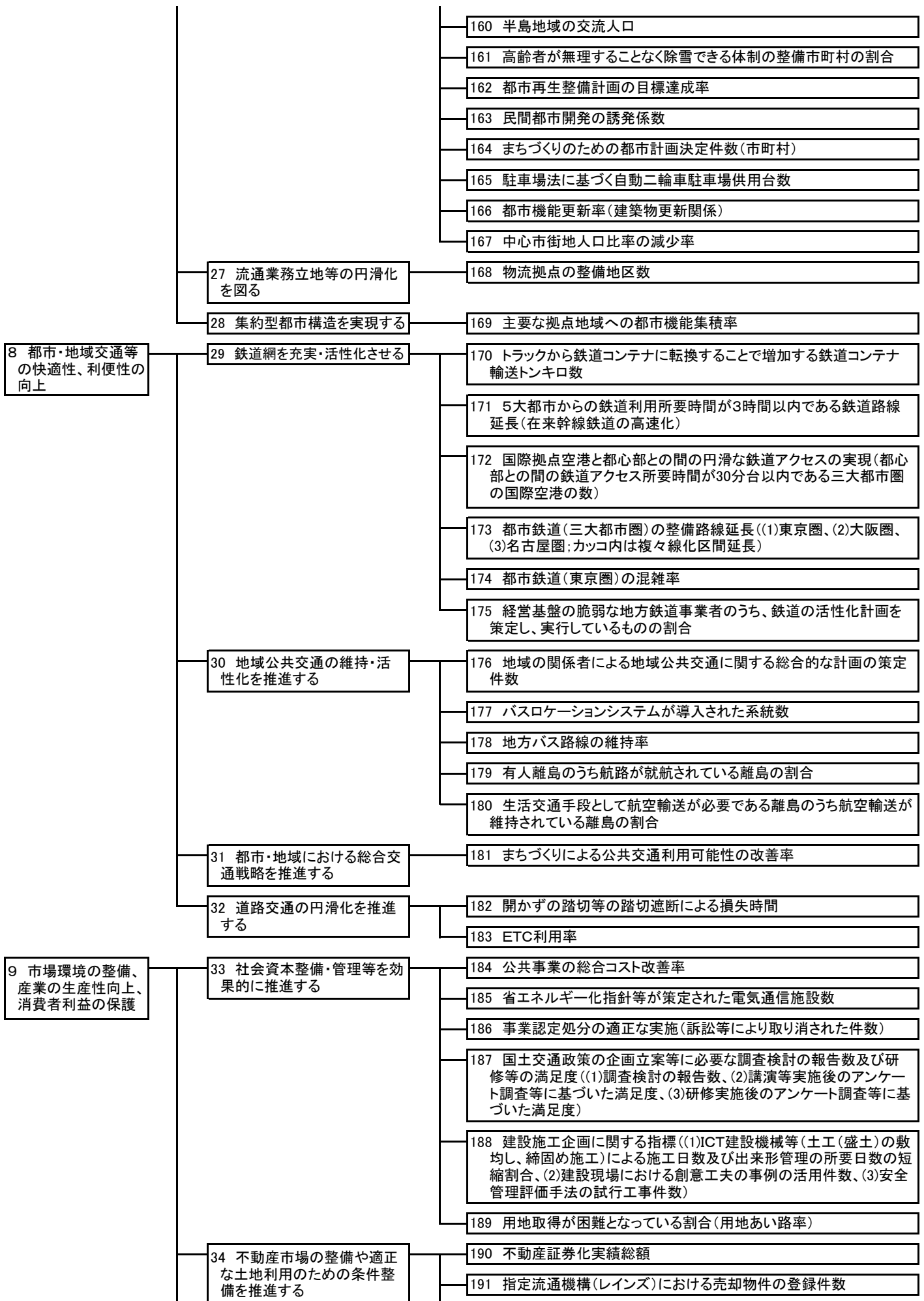






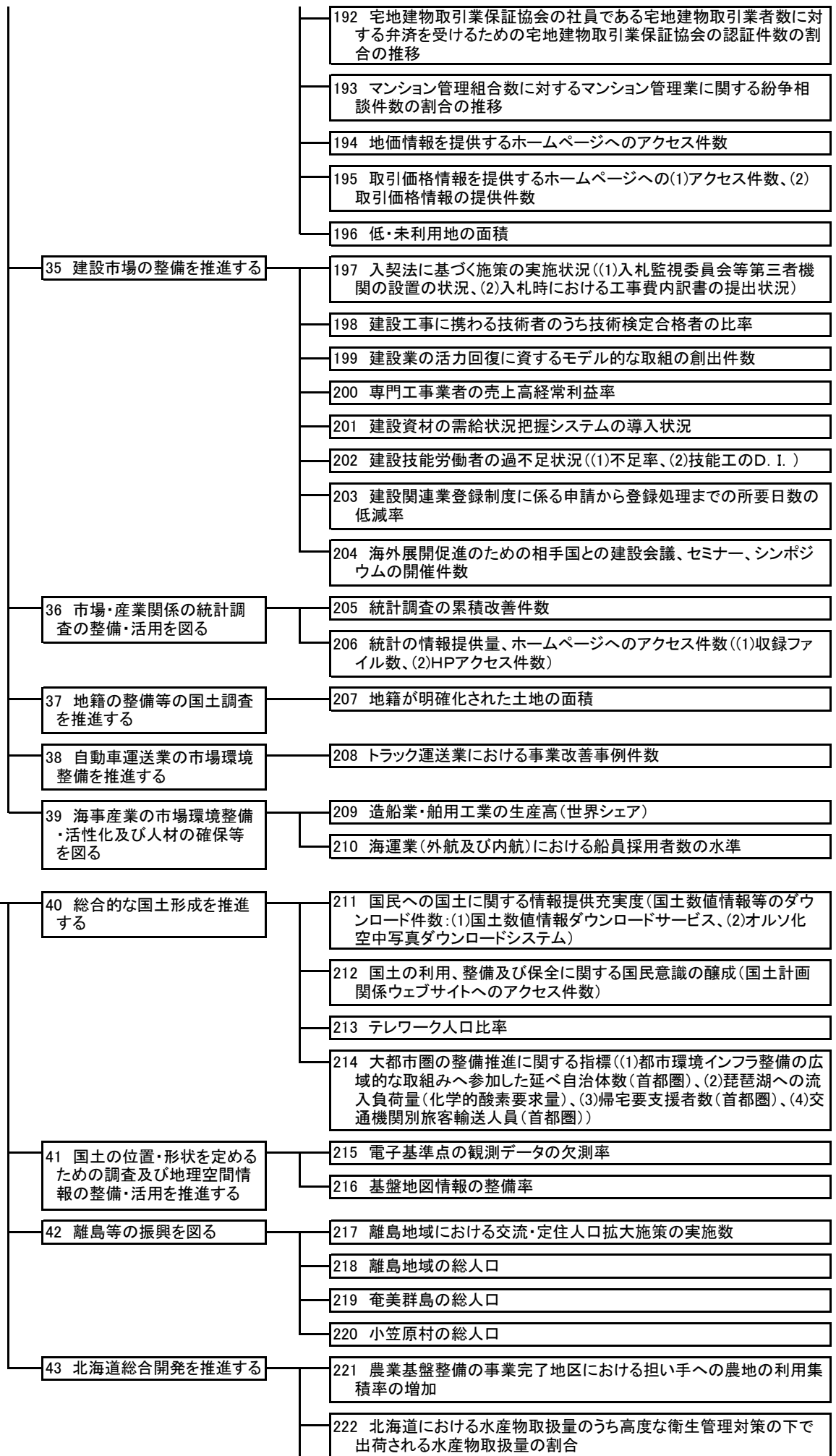
○ 活力

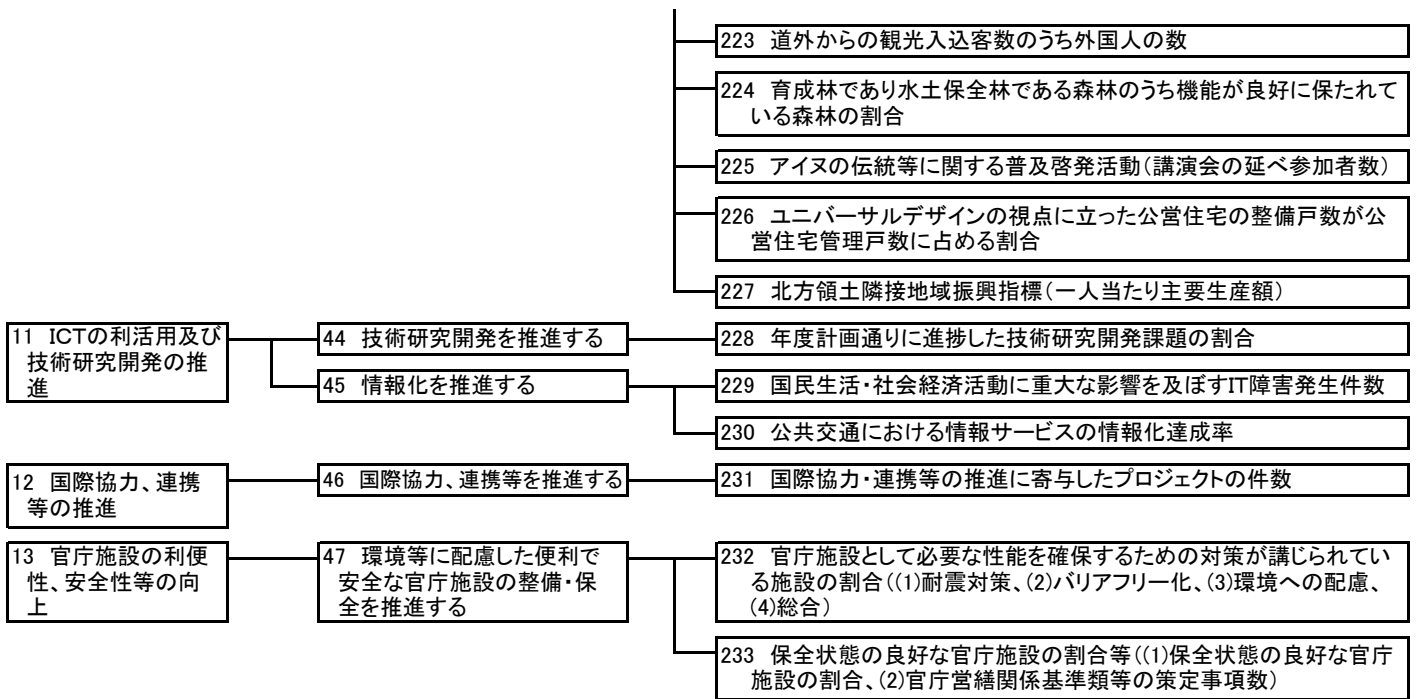




○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000057907.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 17-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成18年4月1日から23年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成22年度環境省政策評価実施計画（平成22年4月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：9施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数	
事前評価	事業評価方式：5件 (新設規制) 〔表 17-3-ア〕 《20件》 〔表 17-3-イ〕	規制の新設は有効	5	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	5 《20》	
	事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ウ〕	平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望として妥当	5	平成23年度税制改正（租税特別措置）要望を行うこととした 概算要求に反映	5 1	
	事業評価方式：24件 (個別公共事業) 〔表 17-3-エ〕	事業の実施は有効	24	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	24	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：9件 〔表 17-3-オ〕	施策の改善・見直し	9	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	9
					概算要求に反映	9
					機構・定員要求に反映	8
					機構要求に反映	3
					定員要求に反映	8
					政策の重点化等	9
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 《 》は、平成 21 年度に評価結果が公表され、「平成 21 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 17-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年3月9日及び3月11日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
1	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設
2	有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設
3	有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設
4	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
5	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加（指定物質の規定）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(1)参照。

- (2) 以下の20政策は、その結果を平成21年度に事前評価書として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 17-3-イ 規制を対象として平成21年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律	
1	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設
2	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し
3	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
4	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出
5	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化
6	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け
7	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け
8	報告徴収及び立入検査の対象拡充
9	措置命令の対象拡充
10	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設
11	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置
12	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化
13	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化
14	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
15	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設
環境影響評価法の一部を改正する法律	
16	法的関与要件に交付金事業を追加
17	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設
18	環境影響評価図書インターネットによる公表を義務付け
19	方法書段階における説明会の義務付け
20	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表17-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	P C B汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）
3	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
5	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(3)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、以下の平成21年度に新規採択を要求している公共事業24事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成22年4月26日に「平成21年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事業評価結果（一般廃棄物整備事業）」として公表。

表17-3-エ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	一般廃棄物処理施設整備事業（24事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成21年度に行った以下の9施策を対象として事後評価を実施し、平成22年9月10日に「平成21年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

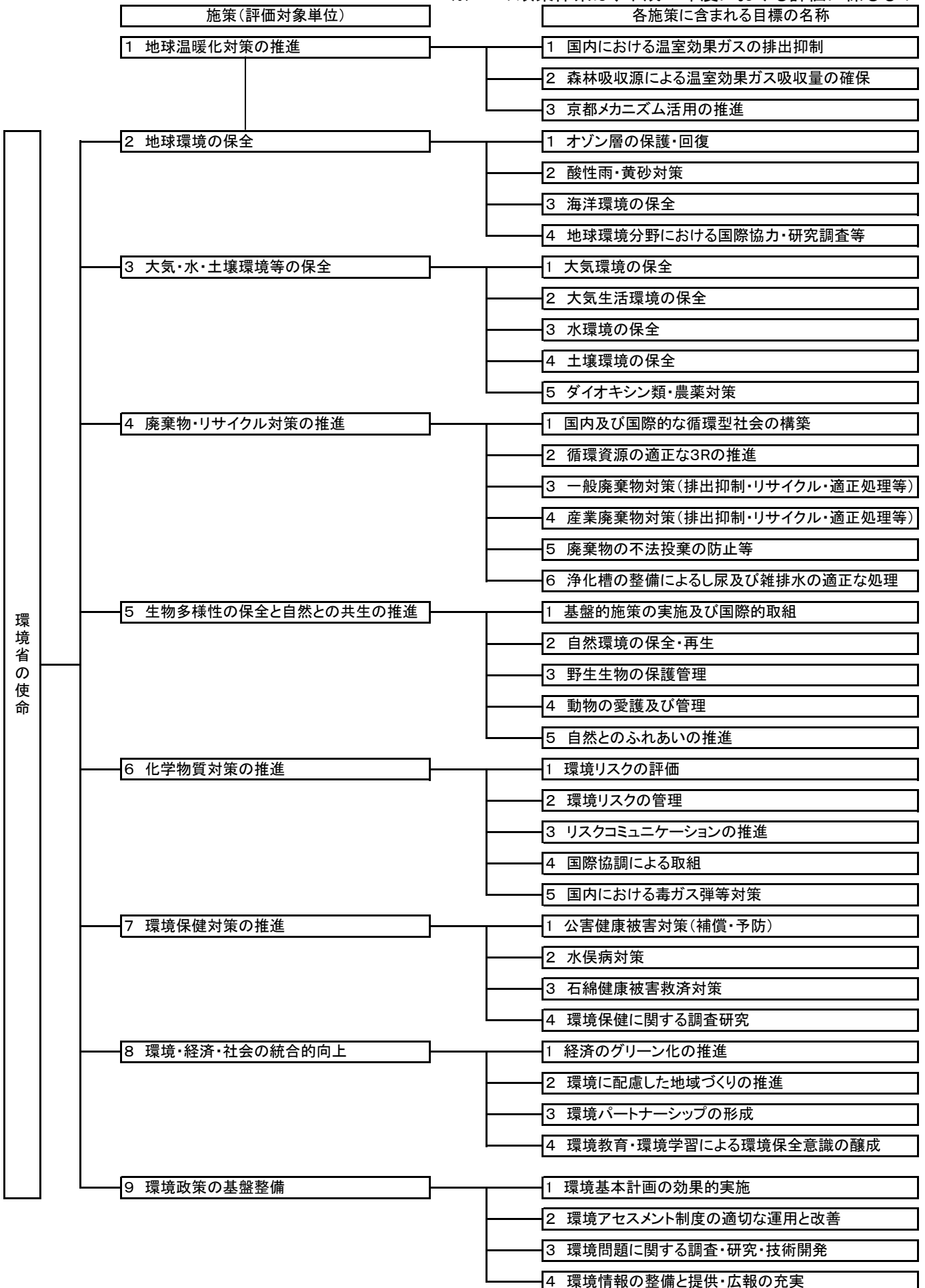
表17-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地球温暖化対策の推進	改善・見直し
2	地球環境の保全	改善・見直し
3	大気・水・土壌環境等の保全	改善・見直し
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	改善・見直し
6	化学物質対策の推進	改善・見直し
7	環境保健対策の推進	改善・見直し
8	環境・経済・社会の統合的向上	改善・見直し
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(5)参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h22/seisaku-taiou.pdf>)参照

防衛省

《防衛省》

表 18-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成18年3月30日策定） 平成18年7月24日改正 平成18年12月26日改正 平成19年8月30日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 翌年度から新規に実施しようとする事業について、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 ○ 事前の事業評価については、新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費10億円以上のもの）を特段の事情がない限り対象とする。 ○ 研究開発の事前評価は、国の研究開発に関する大綱的指針及び防衛省研究開発評価指針を踏まえて行う。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。 ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、次のとおり（平成19年8月30日改正）。 1 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施 2 防衛装備品等の整備及び維持 3 自衛隊の人的資源の効果的な活用 4 防衛装備品の研究・開発の推進 5 防衛施設の安定的な運用の確保 6 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進 7 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から防衛省内部部局の各課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、企画評価課に政策評価の結果を政策へ反映させた都度通知するものとする。その際、企画評価課は、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 企画評価課は、政策評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備え付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成22年7月15日策定） 平成23年3月31日改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 中間段階の事業評価：8項目 ○ 事後の事業評価：17項目 ○ 実績評価：2項目 ○ 総合評価：3項目
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策の事後評価：1項目

表 18-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数									
事前評価	事業評価方式（新規事業）：15件 〔表18-3-ア〕	事業を実施することが妥当	15	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	15								
			11			<table border="1"> <tr> <td>概算要求に反映</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求に反映</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>機構要求に反映</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>定員要求に反映</td> <td>1</td> </tr> </table>	概算要求に反映	15	機構・定員要求に反映	1	機構要求に反映	0	定員要求に反映
		概算要求に反映	15										
		機構・定員要求に反映	1										
	機構要求に反映	0											
	定員要求に反映	1											
複数の代替案の中から適切な事業を選択したもの	6	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	6										
	<table border="1"> <tr> <td>概算要求に反映</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>機構・定員要求に反映</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>機構要求に反映</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>定員要求に反映</td> <td>3</td> </tr> </table>			概算要求に反映	6	機構・定員要求に反映	3	機構要求に反映	0	定員要求に反映	3		
概算要求に反映	6												
機構・定員要求に反映	3												
機構要求に反映	0												
定員要求に反映	3												
事業評価方式（新規研究開発）：6件 〔表18-3-イ〕	事業を実施することが妥当	6	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1									
事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表18-3-ウ〕	事業を実施することが妥当	1											
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表18-3-エ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	2							
							<table border="1"> <tr> <td>概算要求に反映</td> <td>2</td> </tr> </table>	概算要求に反映	2				
		概算要求に反映	2										
		事業評価方式（中間段階）：8件 〔表18-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	8							
	<table border="1"> <tr> <td>概算要求に反映</td> <td>3</td> </tr> </table>						概算要求に反映	3					
	概算要求に反映	3											
	事業評価方式（事後）：17件 〔表18-3-カ〕	実施した事業は妥当	9	評価結果を踏まえ、今後も同種の施策に反映させるもの	9								
研究開発課題は達成された		8	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの			8							
総合評価方式：3件 〔表18-3-キ〕	今後も引き続き実施することが妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3									
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—			—	—							
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—								
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表18-3-ク〕	今後も引き続き実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1								

表 18-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 15 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 22 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[1-1-(2) 安全保障対話・防衛交流]
1	キャパシティ・ビルディング支援(新たな支援の実施及びキャパシティ・ビルディング支援室の新設)
	[1-2-(1) 防衛装備品整備]
2	火力戦闘指揮統制システム
3	次期輸送機(C-2(仮称))
4	次期救難救助機(UH-X)
	[1-2-(2) 施設整備]
5	札幌病院建替整備事業
6	近文台燃料貯蔵施設整備事業
7	早来燃料貯蔵施設整備事業
8	多賀城庁舎建替整備事業
9	高田倉庫建替整備事業
10	高知射撃場整備事業
11	前川原講堂建替整備事業
12	下総管制塔建替整備事業
13	大村海面埋立整備事業
	[5-6-(2) 在日米軍施設整備等]
14	岩国飛行場における管理棟(施設)(改築)整備事業
15	横田飛行場における工場(機器)(改築)整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 18-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 平成 23 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 6 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 22 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[3-4-(1) 研究・開発]
1	04式空対空誘導弾(改)
2	新多用途ヘリコプター
3	次世代護衛艦(1)統合空中線システム
4	将来のレーダ方式に関する研究
5	RCS評価方式の研究(1)屋外計測評価技術の研究
6	次世代護衛艦(3)ソーナーシステム

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 18-4-(2)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 租税特別措置等に係る1政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(3) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の2項目について評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「平成22年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表 18-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(7) 調達・補給・管理]	
1	施設整備におけるコスト縮減の推進	引き続き推進
	[1-2-(3) 装備品等維持]	
2	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(4) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の8項目について評価を実施し、その結果を平成22年8月27日及び23年3月31日に「平成22年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

なお、平成22年度から、従来総合評価により政策評価を行ってきた事業のうち、事業の継続、変更等の検討や今後の施策の企画立案に資するため、効果の検証を行うことが望ましい事業を対象として評価を実施している。

表 18-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(1) 防衛政策]	
1	防衛力に関する検討プロセス	引き続き推進
	[1-1-(4) 情報収集・情報保全]	
2	各国防衛駐在官の配置について	引き続き推進
	[1-2-(1) 防衛装備品整備]	
3	軽装甲機動車	引き続き推進
	[2-3-(1) 教育・訓練]	
4	看護師養成課程の4年制化	引き続き推進
	[4-5-(2) 補償等]	

5	駐留軍の使用に供する用地の購入 〔6-7-(6) 広報〕	引き続き推進
6	より効果的な広報誌の在り方について 〔6-7-(9) 給与制度〕	引き続き推進
7	近年の諸手当の改善及び見直しの状況 〔6-7-(11) 会計制度〕	引き続き推進
8	支出負担行為認証官制度	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(5) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 17 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 31 日に「平成 22 年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表 18-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
〔1-2-(2) 施設整備〕	
1	仙台庁舎整備事業
2	豊川庁舎建替整備事業
3	那覇庁舎整備事業
4	小牧空中給油・輸送機関連施設整備事業
5	浜松補給倉庫建替整備事業
〔3-4-(1) 研究・開発〕	
6	短SAM(改Ⅱ)／基地防空用地対空誘導弾
7	火力戦闘指揮統制システム
8	艦艇残存性向上の研究
9	パッシブ型電波誘導方式に関する研究
10	近接戦闘車用機関砲システムの研究
11	魚雷用誘導制御装置の研究
12	次世代潜水艦システムの研究
13	次世代潜水艦用ソーナーの研究
〔4-5-(1) 基地周辺対策〕	
14	横田飛行場周辺公立福生病院防音補助事業（一般防音）
〔5-6-(2) 在日米軍施設整備等〕	
15	佐世保海軍施設における岸壁整備事業
16	嘉手納飛行場における管理棟（車両）整備事業
17	岩国飛行場における倉庫（一般）整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(6) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(4) 総合評価方式を用いて、「平成 22 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 3 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 31 日に「平成 22 年度政策評価書（総合評価）」として公表。

なお、平成 22 年度から、対象を主要な施策テーマ又は事務事業の分野横断的なテーマに限定し、各種情報及びデータに基づく政策効果を把握し、様々な角度から深く掘り下げた調査・分析を行い、総合的な評価を実施している。

表 18-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(2) 安全保障対話・防衛交流]	
1	キャパシティ・ビルディング支援	引き続き推進
	[1-1-(7) 調達・補給・管理]	
2	装備品等の取得改革	引き続き推進
	[2-3-(1) 教育・訓練]	
3	多国間共同訓練について	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表18-4-(7)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(5) 「平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、租税特別措置等に係る1政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表18-3-ク 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表18-4-(8)参照。

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

政策	政策目標	施策(広義)	施策(狭義)
<p>統率的に組み立て、効率的な目標の達成を図る。我が国が国際的な安全保障を確保し、我が国の安全と防衛力の向上を図る。我が国が国際的な安全保障を確保し、我が国の安全と防衛力の向上を図る。我が国が国際的な安全保障を確保し、我が国の安全と防衛力の向上を図る。</p>	<p>1. 「平成17年度以降にかかる防衛計画の大綱について(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定)で定められた「防衛力の役割」並びに「防衛力の基本的事項」に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を整備し、運用する。</p> <p>(2) 日米安保体制を基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。</p>	<p>1. 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施</p> <p>2. 防衛装備品等の整備及び維持</p>	<p>(1) 防衛政策</p> <p>(2) 安全保障対話・防衛交流</p> <p>(3) 軍備管理・軍縮・不拡散</p> <p>(4) 情報収集・情報保全</p> <p>(5) 運用</p> <p>(6) 情報通信</p> <p>(7) 調達・補給・管理</p> <p>(1) 防衛装備品整備</p> <p>(2) 施設整備</p> <p>(3) 装備品等維持</p>
	<p>2. 質の高い人材の確保・育成を図り、教育訓練を充実する。</p>	<p>3. 自衛隊の人的資源の効果的な活用</p>	<p>(1) 教育・訓練</p> <p>(2) 募集・就職援護</p> <p>(3) 予備自衛官・即応予備自衛官</p> <p>(4) 衛生</p>
	<p>3. 質の高い装備品の研究・開発を推進する。</p>	<p>4. 防衛装備品の研究・開発の推進</p>	<p>(1) 研究・開発</p>
	<p>4. 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るための施策を推進する。</p>	<p>5. 防衛施設の安定的な運用の確保</p>	<p>(1) 基地周辺対策</p> <p>(2) 補償等</p>
	<p>5. 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。</p>	<p>6. 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進</p>	<p>(1) 在日米軍従業員労務管理</p> <p>(2) 在日米軍施設整備等</p>
	<p>6. 効率的・効果的かつ透明性の高い防衛行政を推進するため、高度の専門性に裏打ちされた組織を維持・整備する。</p>	<p>7. 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進</p>	<p>(1) 事務官等採用</p> <p>(2) 情報公開</p> <p>(3) 個人情報保護</p> <p>(4) 組織・定員</p> <p>(5) 環境保全</p> <p>(6) 広報</p> <p>(7) 政策評価</p> <p>(8) 任用</p> <p>(9) 給与制度</p> <p>(10) 福利厚生</p> <p>(11) 会計制度</p> <p>(12) 監査・監察</p>

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2010/taiou.pdf>)参照

V 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

(評価専担組織としての総務省が行う政策の評価)

表 19-1 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関する計画の策定状況

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第 12 条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う(第 1 項)とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う(第 2 項)ものとされている。これらの評価に関しては、法第 13 条第 1 項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の 3 年間についての法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、また、法第 13 条第 2 項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。

総務省は、平成 22 年度以降の 3 年間についての政策の評価に関する計画を、22 年 4 月策定の行政評価等プログラムにおいて以下のとおり定め、法第 12 条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている。

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画(行政評価等プログラム)	
計画の主な規定内容	① 評価の実施に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価(統一性確保評価)及び総合性を確保するための評価(総合性確保評価)について重点的かつ計画的に実施する。 ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進する。
	② 平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価 ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価 ・ テレワークの推進に関する政策評価
	③ 平成 22 年度に実施する評価のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 総合性確保評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価 ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価 ※ 既に実施中のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマスの利活用に関する政策評価
	④ 評価の実施に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価の実施に当たっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえる。 ○ 政策の評価と行政評価・監視との連携を図り、両者を効果的かつ効率的に進める。 ○ 政策の評価の質の更なる向上等を図るため、分析手法等の調査、研究等を推進する。 ○ 統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善状況について、フォローアップを的確に実施する。

なお、行政評価等プログラムは、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成 23 年度以降 3 年間で実施する予定の政策評価テーマ等については、23 年 5 月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html)

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-2 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況 (総括表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

平成 22 年度において、総務省は、行政評価等プログラムに基づき、総合性確保評価として、新規及び継続の 3 テーマについて評価を実施した。これらのテーマのうち、「バイオマスの利活用に関する政策評価」については平成 23 年 2 月に評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した (これらの概要については、表 19-3 (1) ア参照)。

その他の 2 テーマ (「児童虐待の防止等に関する政策評価」及び「法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価」) については、平成 23 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている (その概要については、表 19-3 (1) イ参照)。

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 20 年度から 22 年度において評価結果を取りまとめた以下の 3 テーマについては、評価の結果の政策への反映が図られている (その概要については、表 19-3 (2) 参照)。

評価の種類	評価の結果の政策への反映件数	テーマ名
総合性確保評価	3	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価

(統一性又は総合性を確保するための評価)

表 19-3 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況及びこの結果の政策への反映状況 (個表)

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況

ア 平成 22 年度に実施した政策評価テーマのうち、「バイオマスの利活用に関する政策評価」については、法第 16 条及び第 17 条第 1 項の規定に基づき、評価書を作成し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した。

テ ー マ 名	バイオマスの利活用に関する政策評価 (総合性確保評価) (勧告・公表日：平成 23 年 2 月 15 日)
関係行政機関	総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
評価結果の概要	
<p>○ 評価の観点 バイオマス・ニッポン総合戦略 (平成 14 年 12 月 27 日閣議決定。以下「総合戦略」という。)に基づき総合的かつ計画的に推進することとされているバイオマスの利活用に関する政策について、関係府省の各種施策・事業が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果 平成 14 年度の総合戦略の策定以降、バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、総合戦略に基づく政策が一定の役割を果たしてきたと言える。 しかし、以下のとおり、総合戦略の数値目標の設定に係る具体の根拠等が明確でないこと、政策のコスト・効果が把握できないこと等、有効性又は効率性の観点から課題がみられる。</p> <p>(1) 政策目的の達成度等を測る指標の設定</p> <p>① 総合戦略では、政策目的の達成度を測る指標として、平成 22 年を目途とする数値目標が設定されているが、その設定に係る具体の根拠が明確でない。</p> <p>② 総合戦略の実施により、地球温暖化の防止等 4 つの効果が期待されているが、これらの発現を測る指標が設定されていない。</p> <p>(2) 政策全体のコストや効果の把握</p> <p>① 総合戦略では、施策の効果等を評価し、必要な見直しを行うことを規定しているが、数値目標の達成度の把握が不十分。</p> <p>② バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議では、平成 18 年度から 20 年度までのバイオマス関連事業の実績のみ取りまとめており、7 年以上にわたって行われてきた政策について、バイオマス関連の決算額が特定できておらず、政策全体の効果も把握されていない。</p> <p>(3) バイオマスタウンの効果の検証等 総合戦略では、バイオマスタウンの構築を重要施策と位置付け、農林水産省を中心として、バイオマスタウン構想の作成や実現を支援している。しかし、構想に掲げる取組項目の進捗が低調である、構想の実施による効果がほとんど把握されていない、構想に掲げるバイオマス原料の賦存量や利用量の算出根拠が明確でないものがあるなどの課題あり。</p> <p>(4) バイオマス関連事業の効果の発現状況</p> <p>① 平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間に 6 省で計 214 事業を実施したが、効果的かつ効率的に実施されていない。</p> <p>② 「施設導入」が予算規模では全体の 8 割以上を占めており、バイオマス関連施設における稼働や採算性が低調。</p> <p>(5) バイオマスの利活用による CO₂ の削減</p> <p>① 「カーボンニュートラル」の特性を有するバイオマスは地球温暖化防止に貢献するとされているが、バイオマス関連 132 施設において、CO₂ 収支を把握しているものは 3 施設。</p> <p>② 「京都議定書目標達成計画」において、バイオマスタウンの構築により CO₂ 削減が見</p>	

込まれているが、当省の試算によると、CO₂収支等4項目のいずれの試算項目においてもCO₂削減効果が発現していないものあり。

○ 勧告

(1) 政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定

関係省は、バイオマスの利活用に関する政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握し、検証するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 政策目的の達成度を的確に把握するため、数値目標の設定根拠を明確にすること。
- ② 政策全体及び政策を構成する施策段階の効果を的確に把握できる指標を設定すること。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(2) 政策のコストや効果の把握及び公表

関係省は、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果を明確にし、国民への説明責任を全うするため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 数値目標及び指標の達成度等を定期的に把握し、検証できる仕組み（把握時期、具体的な把握方法等）を構築すること。
- ② 関係省は政策のコストや効果を的確に把握し、必要な見直しを行うこと。
また、バイオマス活用推進会議において、関係省の把握及び見直しの結果を踏まえ、バイオマスの利活用に関する政策のコストや効果等について点検し、毎年度公表すること。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(3) バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保

関係省は、バイオマスタウンに関する政策（バイオマス活用推進基本法（平成21年法律第52号）第21条第2項の規定に基づく市町村バイオマス活用推進計画）を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 現行のバイオマスタウンについて、バイオマスタウン構想の実現状況（取組の進捗状況）、バイオマスの利用率の向上等効果の発現状況、バイオマスタウンの構築に係る補助事業の効果の発現状況等を検証すること。
- ② 上記①の検証結果を踏まえ、市町村バイオマス活用推進計画等の作成に係る指針を策定すること。
- ③ 市町村等が市町村バイオマス活用推進計画等に基づく各地域の取組を統一的な基準で評価し、計画の見直しや取組の改善を図ることが可能となる仕組みを構築するとともに、課題解決のための情報提供を行う等、計画の実現性を確保する取組を行うこと。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(4) バイオマス関連事業の効果的かつ効率的な実施

関係省は、バイオマスの利活用に関する政策の実現手段であるバイオマス関連事業を効果的かつ効率的に実施するため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 全てのバイオマス関連事業について、事業効果を的確に把握し、検証できる仕組みを構築すること。その際、当省の調査結果を踏まえ、効果や効率性を検証すること。
- ② バイオマス関連事業について、
 - i 施設導入に係る事業については、事業を中止した施設の例等の原因分析を行った上で、交付決定等における事業計画（原料の調達、原料の利用、エネルギー等の生産、バイオガスの利用、残さの利活用、採算性等）の実現性及び費用対生産量等の効果見込みに係る審査事項や、稼働開始後の的確な指導等を担保するための仕組みを事業実施要綱等に明記すること、
 - ii 技術開発に係る事業については、採択するテーマの技術段階と実用化に至るまでの脈絡を明確にした上で実施するとともに、個別の事業で得られた結果を実用化に結び付けるための検討を行う仕組みを構築すること等、事業効果の実現性を高める取組を行うこと。
- ③ バイオマス関連事業について、事業のニーズの的確な把握等を踏まえ、各省の事業の重複を避ける観点も含め、バイオマス活用推進基本法第20条の規定に基づくバイオマス活用推進基本計画等における位置付けを明確にした上で、事業の廃止を含めた予算の見直しを行うこと。

(総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

(5) バイオマスの利活用によるCO₂削減効果の明確化

関係省は、バイオマスの利活用による地球温暖化防止効果の明確化を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

- ① LCA手法を早期に確立するよう努めるとともに、それまでの間においても、当省の試算結果も参考にし、CO₂収支等を把握する仕組みを構築すること。

- ② 施設導入に係る補助事業等の交付決定時に、CO₂収支や、国費とCO₂削減効果との費用対効果等に係る審査事項を盛り込むこと。
(農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

- (注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。
2 関係行政機関の「総務省」は、法第2条の「行政機関」としての総務省である。
3 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

イ 次のテーマについては、平成 23 年度において、前年度に引き続き調査・分析することとしており、評価書を作成次第、その公表等を行うこととしている。

テーマ名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増や虐待によって生命を奪われる児童が後を絶たないことなどから、虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務等を定めた児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）が制定された。しかし、その後も深刻な虐待事例が頻発している状況を踏まえ、平成 16 年には、児童虐待防止法及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、国及び地方公共団体の責務等の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備が行われた。また、平成 19 年にも児童虐待防止法及び児童福祉法が改正され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた児童との面会又は通信の制限の強化、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会設置の努力義務化等が図られ、児童虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童の保護・自立に向けた支援など児童虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。</p> <p>しかしながら、平成 21 年度における児童相談所（5 月 1 日時点 201 か所）の児童虐待相談対応件数は 4 万 4, 211 件であり、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度 1 万 1, 631 件の約 3. 8 倍に増加しているとともに、虐待による死亡事例も依然として後を絶たない状況にある。</p> <p>この政策評価は、児童虐待の防止等に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p>	
<p>○ 主な調査項目</p> <p>① 児童虐待の防止等に関する政策の現況</p> <p>② 児童虐待の防止等に関する政策の効果の発現状況</p>	
<p>○ 調査等対象機関</p> <p>内閣府、国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、都道府県警察、都道府県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、小中学校、関係団体等</p>	

テーマ名	法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価（総合性確保評価）
評価計画の概要	
<p>○ 目的</p> <p>法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度については、新司法試験の合格率が低迷し（平成 22 年は 25.4%）、政府が掲げた法曹人口の拡大目標を達成するには至っていないこと（平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指すとしたが、22 年の合格者数は 2,133 人）等を背景に、法科大学院志願者、すなわち、法曹を目指そうとする者の数が大幅に減少しているなどの状況にあり、現状のままでは、「質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する」という司法制度改革の理念を実現することは困難ではないかとの懸念が関係各方面から示されている。</p> <p>このため、関係府省等においては、法科大学院の教育の質の向上を目指した取組等が行われている。また、法務省及び文部科学省が設置した「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」は、平成 22 年 7 月に、現在の法曹養成制度の問題点・論点とその改善方策の選択肢を整理するとともに、それらの改善方策を更に具体的に検討するための新たな体制（フォーラム）の構築が必要との検討結果を取りまとめている。ただし、平成 22 年末現在、当該フォーラムは構築されていない（注）。（注）平成 23 年 5 月に「法曹の養成に関するフォーラム」を開催。</p> <p>また、司法修習生に対する給費制を 1 年間延長するための裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号）の改正に関する衆議院法務委員会の決議（平成 22 年 11 月 24 日）で、「法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずること」とされている。</p> <p>この政策評価は、これらの検討を促すよう、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施するものである。</p> <p>○ 主な調査項目</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の現況 ② 法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策の効果の発現状況 <p>○ 調査等対象機関</p> <p>法務省、文部科学省、法科大学院、最高裁判所、日本弁護士連合会、関係団体等</p>	

(2) 評価の結果の政策への反映状況

平成 21 年度に評価の結果を取りまとめた「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価」及び「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」並びに 20 年度に評価の結果を取りまとめた「外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価」についての前回報告の状況及びその後の状況は下記のとおりである。

テ ー マ 名	世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 21 年 6 月 26 日)
関係行政機関	総務省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	平成 16 年度から総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省において政策群として実施されている「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>(1) 低公害車に関する政策</p> <p>低公害車の普及促進については、平成 15 年度末で 711 万台であった保有台数（全国）が、本政策実施開始年度の翌年度（17 年度末）には 1,219 万台となっており、政策目標の「平成 22 年度までに、実用段階にある低公害車をできるだけ早期に 1,000 万台以上普及」を達成している。</p> <p>低公害車の普及により、他の関連施策との効果も併せて、年間の CO₂ 排出量は、平成 13 年度に比べ 18 年度には、自家用乗用車分が 6.2%、貨物車分が 5.6% 削減されたとの成果を上げたほか、12 年度に比べ 22 年度には、NO_x の排出量が約 41%、PM の排出量が約 77% 削減されるとの成果が上がると思われる。さらに、これらの成果を得るため、諸外国に先行して厳しい自動車排出ガス規制等が適用されたことにより、メーカーにおける低公害車の開発・実用化に関するインセンティブが付与された状況もみられる。</p> <p>このような状況からみて、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、総体としては、低公害車の保有台数の増加、それに伴う CO₂ 排出量、NO_x・PM の排出量等の削減において、一定の政策効果が発現したものとみられる。</p> <p>他方、次のような課題もみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 政策目標 1,000 万台の達成は、主として低燃費かつ低排出ガス認定車の保有台数の増によるものであり、低燃費かつ低排出ガス認定車は、これまでのガソリン車及びディーゼル車の燃費性能を向上させ、かつ、排出ガスを削減したものであるとはいうものの、技術的に 1 台当たりの CO₂、NO_x・PM の削減量が限界がある。 一方、他の低公害車等には、走行時に CO₂ や NO_x・PM の排出量が少ないなどの長所がある反面、車両価格が高い、燃料インフラの整備が不十分などの課題がある。また、低公害車の種類ごとに開発・実用化の段階が異なり、その時々によって目的に応じた適切な実現手段も変化することから、それぞれの時点において重点化されるべき実現手段は見直される必要がある。 以上のような状況を踏まえると、「世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策」については、低公害車ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、低公害車ごとにどのような施策が求められているのか、どのような低公害車の組合せが最も世界最先端の低公害車社会の構築に効果的で実効性のあるものとなるのか、そのためにはどのような事務・事業等を誰に対してどの程度投入しどのような効果を上げるのかなどについて、関係省が協力・連携して検討し、これらを総合して本政策を総体としてより効果的・効率的なものとする必要がある。 <p>(2) 燃料電池自動車に関する政策</p> <p>燃料電池自動車に関する政策については、個別の事務・事業等が着実に実施され、基本的</p>

な安全規制等が整備されたことにより、平成 16 年度には公道を走行することが可能になるとともに、市街地に水素充填設備を設置することが可能になった。しかし、燃料電池自動車の最も重要な部分である燃料電池の性能向上、低コスト化の研究開発の成果が本格的な実用化の段階に至っていないなどにより、燃料電池自動車に係る車両価格が極めて高い、燃料電池の耐久性がないなどの課題は解消されておらず、現時点では「民間需要の誘発」という目的を達成するまでには至っていない。

燃料電池自動車については、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標と実際の状況（平成 19 年度末時点で 42 台）にかい離が生じている。この政策目標が設定された時点では、現状を予測できなかったという事情があるものの、これは、次のように本政策の政策目標の設定の仕方にも課題があることによるとみられる。

- 燃料電池自動車は、電気自動車と同様に走行時に CO₂、NO_x・PM を一切排出しないなどの長所を有する反面、その実用化、特に燃料電池の低コスト化に関する技術開発や、水素を安全に供給する設備の整備等が必要であり、そのために他の低公害車の普及より多額の予算と時間が必要となっている。

政策目標は、このような状況を踏まえつつ、最新の技術開発の動向や今後の見込みを取り入れ、いつまでに何をどの程度実現するか、また、そのためにどのような事務・事業等をどの程度投入しどのような効果を上げるのかなど、政策目標とその実現手段との関係、「民間需要の誘発」の発現と政策目標の達成との関係についてできる限り明確にした上で、適宜見直しを行う必要があるが、「平成 22 年度までに、燃料電池自動車を 5 万台普及」という政策目標についてはこれが行われていない。

- 燃料電池自動車については、その技術開発の動向を踏まえつつ、国、地方公共団体等及び事業者における予算面での導入可能な台数とその波及効果の限界、すなわち燃料電池自動車の市場及び水素インフラの整備を考慮して、現状と大きくかい離したものとしないような政策目標を設定する必要があるが、これが考慮されていない。

燃料電池自動車（水素インフラ整備を含む。）に関する政策においては、平成 16 年度から 19 年度までに総額約 197 億円が投入され、他の低公害車と比較しても多額に上っているが、19 年度末の燃料電池自動車の保有台数が 42 台であり、現状では多額の予算が投入された結果に見合った普及台数となっていない。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 22 年 6 月 11 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築</p> <p>総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策について、より効果的かつ効率的で実効性のあるものとするため、低炭素社会の実現等環境政策やエネルギー政策の方向性を踏まえ、政策目標を含め政策体系を再構築すること。</p> <p>その際には、低公害車等ごとの特性（長所と課題）、市場の性格、関係者のニーズ、開発・実用化の段階、関連する技術開発の動向等を踏まえ、世界最先端の「低公害車」社会を構築するための事務・事業の重点的な実施等について、関係省が連携・協力して検討すること。</p> <p>特に電気自動車及び燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかった原因等を踏まえ、その普及促進に関してより効果的で実効性のある事務・事業とす</p>	<p>(1) 政策目標を含めた政策体系の再構築</p> <p>【総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省】</p> <p>国内外における気候変動問題に対する関心の高まりや、中期的な温室効果ガス削減目標の検討、自動車に関する環境技術の進展など、低公害車（次世代自動車を含む。）の普及促進に係る政策を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>平成 21 年 6 月には、温室効果ガス排出量を 2020 年までに 2005 年比で 15%削減するとの政府目標が公表された。その後、平成 21 年 9 月の国連気候変動首脳会議や、同年 12 月の国連気候変動枠組条約第 15 回締約国会議において、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、我が国の温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比で 25%削減するとの新たな目標が表明された。</p> <p>平成 21 年 12 月には、グリーンイノベーション等による成長の方針を示した「新成長戦略（基本方針）」（平成 21 年 12 月 30 日閣議決定）が取りまとめられた。さらに、平成 22 年 2 月からは資源エネルギーの基本政策の見直しの検討及びエネルギー基本計画の改定の作業が進められている。加えて、平成 22 年 3 月 12 日、地球温暖化対策に関する基本原則や方向性を示す地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、今国会（第 174 回通常国会）</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>ること。</p> <p>また、実施する施策については、あらかじめその効果を測定するための適切な指標を設定した上で、定期的に効果を測定し、その結果に基づき見直しを行うこと。</p>	<p>に提出された。</p> <p>このような本政策を取り巻く地球温暖化対策、エネルギー政策の方向性の変化を踏まえつつ、今後、本政策については、政策目標の在り方を検討した上で政策体系の再構築、その実現手段（関連施策及び事務・事業）の見直し、定期的な効果測定の方法とそのため指標の設定等を行うこととしたい。</p> <p>なお、経済産業省及び国土交通省は、地球温暖化・エネルギー対策を強化するため、平成 21 年 12 月に「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省による合同ワーキングチーム」を開催し、「地球温暖化・エネルギー関係での経済産業省と国土交通省の連携強化に向けた中間取りまとめ」を公表し、更なる新車燃費向上や環境対応車の普及等に向けて、両省の連携により効果的に推進していく項目について具体的に明らかにした。</p> <p>電気自動車、燃料電池自動車等については、低公害車等ごとの特性、市場の性格等を踏まえ、関係省が協力して、次の事務・事業に取り組んでいる。</p> <p>① 電気自動車 (経済産業省、国土交通省及び環境省) 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。）については、国内メーカーによる本格的な量産・市場投入が開始されたこと等を踏まえ、次の普及促進策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 車体及び充電設備の購入に係る補助事業の継続・充実（平成 22 年度予算額は約 124 億円。21 年度予算額の約 5 倍に増額）〔経済産業省〕 ii 電気自動車用充電設備設置から最初の 3 年間の課税標準を 3 分の 2 に軽減する固定資産税の特例措置について、取得価格要件を 2,000 万円以上から 300 万円以上に引き下げた上で、その適用期間を平成 21 年度から 2 年間延長（なお、燃料電池自動車用水素充填設備や CNG 自動車用天然ガス充填設備についても同様の取扱い（ただし、取得価格はいずれも 2,000 万円以上のものが対象） <p>② 燃料電池自動車 (総務省) 低公害車の普及の推進に当たっては、法令改正・通知等により燃料電池自動車等に係る防火面の安全基準の整備を行ってきたところであり、今後とも、必要に応じ防火面の安全確保のための取組を行うこととしたい。</p> <p>(経済産業省、国土交通省及び環境省) 燃料電池自動車については、これまで保有台数が増加してこなかったが、近年、航続距離が伸長するなど研究開発成果も着実に上がっている。その結果、関係業界間で 2015 年からの一般普及開始に向けたシナリオが合意された。このような状況の下で、次の施策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 低コスト化や耐久性・信頼性向上に向けた技術的なブレークスルーを図るため、燃料電池自動車・水素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>究開発、実証事業を充実（平成 22 年度予算額 約 92 億円の内数）〔経済産業省〕</p> <p>ii 燃料電池自動車啓発推進事業の実施 燃料電池自動車の地域社会への啓発推進のため、地方公共団体が実施する燃料電池自動車のイベント展示、試乗会等に対して車両を貸与（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額とほぼ同額の約 0.26 億円）〔環境省〕</p> <p>iii 燃料電池自動車等の率先導入に係る補助事業の実施 地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に燃料電池自動車等の導入を促進する地方公共団体等に対し導入に係る事業費の一部を補助等（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額とほぼ同額の約 1.45 億円）〔環境省〕</p> <p>③ その他 (経済産業省、国土交通省及び環境省)</p> <p>i 次世代自動車※のうち、市場投入が開始されたクリーンディーゼル自動車について、その購入に係る補助事業を継続（平成 22 年度予算額 約 4 億円）〔経済産業省〕</p> <p>※ 「次世代自動車」とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等をいう。</p> <p>ii 大型車（トラック・バス）については、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施し、開発・実用化を促進している。（平成 22 年度予算額は約 2.45 億円）〔国土交通省〕</p> <p>iii 次世代自動車も含め、環境性能に優れた自動車の普及促進等の観点から、次の対策を講じている。</p> <p>i) 環境性能の良い新車の買い換え・購入に対して補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度第 1 次補正予算約 3,600 億円、第 2 次補正予算約 2,300 億円〔経済産業省〕 ・ 平成 21 年度第 1 次補正予算約 148.8 億円の内数、第 2 次補正予算約 305 億円〔国土交通省〕 <p>ii) 環境性能に優れたトラック、バス、タクシー等の車両購入に係る補助事業の実施 トラック、バス、タクシー事業者を中心に CNGバス・トラック等の新車の導入に対し、車両本体価格の 4 分の 1 又は通常車両価格との差額の 2 分の 1 を補助等（平成 22 年度予算額は 21 年度予算額の 60%に当たる約 10.4 億円）〔国土交通省〕</p> <p>iii) 自動車重量税の減免措置（平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの 3 年間の時限措置）及び自動車取得税の減免措置（平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の時限措置）を新たに導入し、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税と自動車取得税が免除又は 75%若しくは 50%軽減。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p>低公害車（次世代自動車（注1）を含む。）の普及促進に係る政策を取り巻く環境は大きく変化している。</p> <p>中長期的な温室効果ガスの削減目標については、平成21年9月の国連気候変動首脳会議等において、全ての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、我が国の温室効果ガス排出量を2020（平成32）年までに1990（平成2）年比で25%削減するとの新たな目標が表明され、この目標は、地球温暖化対策に関する基本原則や方向性を示す地球温暖化対策基本法案に盛り込まれている。</p> <p>同法案については第177回通常国会において継続審議議案とされている。</p> <p>次世代自動車の普及については、グリーンイノベーション等による成長の方針を示した「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」、「新成長戦略実行計画（工程表）」及び資源エネルギーの基本政策の見直しの検討を踏まえた「エネルギー基本計画」が平成22年6月18日に閣議決定され、必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を、2020（平成32）年までに最大で50%、2030（平成42）年までに最大で70%とすること、先進環境対応車（ポスト・エコカー）（注2）について、2020（平成32）年において乗用車の新車販売に占める割合を80%とすること等が盛り込まれている。</p> <p>（注1） 次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等をいう。</p> <p>（注2） 先進環境対応車（ポスト・エコカー）とは、次世代自動車及び将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車をいう。</p> <p>「エネルギー基本計画」等に基づき、次世代自動車等の普及促進策として、低公害車等ごとの特性、市場の性格等を踏まえ、総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省が協力して次の事業を実施している。</p> <p>① 総務省 低公害車の普及の推進に当たっては、近年の技術開発の動向等を踏まえ、今後とも必要に応じ防火面の安全確保のための取組を行うこととしている。</p> <p>なお、今後は、従来よりも高圧な水素ボンベを搭載した燃料電池自動車の普及が進むと予想されることから、平成23年度に、学識経験者等を委員とする検討会を設置し、給油取扱所により高圧の水素充填設備を設置する場合に必要な安全対策について検討を行うこととしている。</p> <p>② 経済産業省 i 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及びクリーンディーゼル自動車の導入費用の一部並びに充電設備等の設置費用の一部を補助（平成23年度予算額は291.7億円）</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<ul style="list-style-type: none"> ii 燃料電池自動車については、低コスト化や耐久性・信頼性向上に向けた技術的なブレークスルーを図るため、燃料電池自動車・水素供給インフラの本格的な実用化等を見据えた研究開発、実証事業を充実(平成23年度予算額 約75億円の内数) iii 乗用車燃費について、国土交通省とともに、平成22年6月から、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会において2020(平成32)年に向けた新たな燃費基準について平成23年中頃に取りまとめるべく検討を開始した。 iv 国土交通省及び環境省とともに、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税及び自動車取得税を免除又は75%若しくは50%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置(自動車重量税は平成21年4月1日から24年4月30日まで、自動車取得税は平成21年4月1日から24年3月31日までの措置)を継続 v 国土交通省及び環境省とともに、平成23年度より日本政策金融公庫による低利貸付対象に、プラグインハイブリッド自動車及び電気充電設備等を追加 <p>③ 国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> i 低公害車普及促進対策費補助金として、旅客運送事業者及び貨物運送事業者等に対し、CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気自動車の導入費用の一部を補助(平成23年度予算額は10.38億円) また、平成22年度補正予算により、排ガス性能・燃費性能に優れたディーゼルトラック・バス(環境対応ディーゼル車)への補助を実施(平成22年度補正予算額77.5億円の内数) ii 公共交通のグリーン化及び観光振興等を促進するため、電気自動車(電動バス、EVタクシー)を活用した意欲的な事業展開等を目指す事業者等を強力に支援することとした。(平成22年度補正予算額4.5億円) iii 乗用車燃費について、経済産業省とともに、平成22年6月から、総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会自動車判断基準小委員会・交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会自動車燃費基準小委員会において2020(平成32)年に向けた新たな燃費基準について平成23年中頃に取りまとめるべく検討を開始した。 iv 大型車(トラック・バス)については、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等を開発・試作し、実際の事業で使用される走行試験等を実施し、開発・実用化を促進している。(平成23年度予算額は、約2.49億円) v 経済産業省及び環境省とともに、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税及び自動車取得税を免除又は75%若しくは50%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置(自動車重量税は平成21年4月1日から24年4月30

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(2) 個別事務・事業の見直し 総務省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p>	<p>日まで、自動車取得税は平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの措置) を継続</p> <p>vi 経済産業省及び環境省とともに、平成 23 年度より日本政策金融公庫による低利貸付対象に、プラグインハイブリッド自動車及び電気充電設備を追加</p> <p>④ 環境省</p> <p>i 燃料電池自動車の地域社会への啓発推進のため、地方公共団体が実施する燃料電池自動車のイベント展示、試乗会等に対する車両の貸与を内容とする燃料電池自動車啓発推進事業を実施。なお、同事業は、平成 22 年度が事業終了年度であったことから、平成 15 年度から行われてきた事業の総括を行ったところであり、その結果については、広く一般に対して周知するため、平成 23 年度初頭を目途に、環境省のホームページ上にて公表する予定</p> <p>ii 地域における代エネ・省エネ対策を促進するため、計画的に燃料電池自動車等の導入を促進する地方公共団体等に対し導入に係る事業費の一部を補助。平成 23 年度は、昨年 10 月に行われた事業仕分け(第 3 弾)の結果を踏まえて、事業を実施する予定(平成 23 年度予算額は 1.75 億円の内数)</p> <p>iii 経済産業省及び国土交通省とともに、自動車の環境性能に応じて、自動車重量税及び自動車取得税を免除又は 75%若しくは 50%軽減する自動車重量税の減免措置及び自動車取得税の減免措置(自動車重量税は平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 4 月 30 日まで、自動車取得税は平成 21 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日までの措置) を継続</p> <p>iv 経済産業省及び国土交通省とともに、平成 23 年度より日本政策金融公庫による低利貸付対象に、プラグインハイブリッド自動車及び電気充電設備等を追加</p> <p>このように、低公害車(次世代自動車を含む。)の普及促進策については、上記のような政策を取り巻く地球温暖化対策・エネルギー政策における方向性の変化、事業の実施状況及び政府目標を踏まえつつ、その実現手段(関連施策及び事務・事業)の見直し、定期的な効果測定の方法とそのため指標の設定等を行うこととしたい。</p> <p>(2) 個別事務・事業の見直し 低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講じている。 なお、今後、前述(1)の政策目標を含めた政策体系の再構築等の取組と併せて、効果をより発揮させるための措置を検討することとしたい。</p> <p>低公害車等ごとに講じられている個別の事務・事業について、その効果をより発揮させるため、次の措置を講じている。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>① CNG貨物車の導入費の補助については、貨物運送事業以外の業種に対して補助制度を周知すること、CNG貨物車の導入や燃料供給設備設置に対する補助と関連施策を組み合わせて重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。</p>	<div data-bbox="679 255 1398 353" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>なお、今後、前述(1)政策体系の再構築等の取組と併せて、効果をより発揮させるための措置を検討することとしたい。</p> </div> <p>① CNG自動車 (経済産業省) CNG貨物車の導入費の補助について、補助制度を広く周知するため、全国8都市において、自動車販売会社、リース会社、自動車メーカー、ガス事業者等を対象に平成21年度公募説明会を開催するとともに、補助制度のパンフレット等を配布した。 また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関しては、平成21年度から、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し採択を実施した。さらに、CNG自動車用天然ガス充填設備設置から最初の3年間の課税標準を3分の2に軽減する固定資産税の特例措置を平成21年度から2年間延長した。</p> <div data-bbox="679 931 1398 1478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>CNG貨物車の導入費の補助について、補助制度を広く周知するため、全国9都市において、自動車販売会社、リース会社、自動車メーカー、ガス事業者等を対象に平成22年度公募説明会を開催するとともに、補助制度のパンフレット等を配布した。 また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な活用を図るため、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関しては、平成21年度から国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し採択を実施した。 さらに、国土交通省及び環境省とともにCNG自動車用天然ガス充填設備設置に係る固定資産税を、最初の3年間に限り、課税標準を3分の2に軽減する特例措置の延長を行い、平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)において、平成23年度から2年間延長することとなった。</p> </div> <p>(国土交通省) 国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成21年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種(CNG車)を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和(原則バス2台、トラック3台を1台でも可)を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用に努めた。</p> <p>※ 平成21年9月1日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。</p> <p>また、CNG貨物車の導入補助の効果的・効率的な</p>

<p>勧告</p>	<p>政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種(殊)車の導入費の補助について、ユーザー(事業者及び地方公共団体)による更なる導入促進に向け、関連施策と組み合わせる重点的に実施すること等の方策を講ずることにより、その効果的・効率的な活用が図られるよう検討すること。</p>	<p>活用を図るため、国土交通省が実施している「次世代自動車導入加速モデル事業」により指定された地域の事業者に対し、経済産業省が実施するCNG燃料供給設備の設置補助に関して採択を実施した。</p> <p>引き続き事業用CNG自動車の導入等に対する補助事業を実施している。(平成23年度予算額約10.38億円)</p> <p>(環境省) 平成21年度第1次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援(補助金の交付)について、関連団体((社)全国都市清掃会議等)を通じた積極的な周知に努めたところである。 また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業(廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議(平成22年1月19日)において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知(説明会の開催等)を要請する予定である。</p> <p>ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業(廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助)、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知を要請した。この結果、各地方環境事務所においては、低公害車普及事業の公募時(全4回)ごとに管下の自治体に対して事業の周知を行ったほか、その他の取得支援制度についても適宜案内を行った。</p> <p>② ハイブリッド貨物車・乗合車・特種(殊)車 (国土交通省)《再掲》 国土交通省では、これまで「CNG車普及促進モデル事業」により運送事業者等が行うCNG車普及に取り組む地域を支援してきたが、平成21年度に当該事業を強化した「次世代自動車導入加速モデル事業」を実施し、対象車種(CNG車)を拡充してハイブリッド貨物車・乗合車等を含む次世代自動車の導入に積極的に取り組む地域に対し、低公害車普及促進対策費補助金の優先採択、最低導入台数要件の緩和(原則バス2台、トラック3台を1台でも可)を行うなど、低公害車普及促進対策費補助金の効果的・効率的な活用に努めた。</p> <p>※ 平成21年9月1日、次世代自動車導入加速モデル事業地域に広島市を指定。</p> <p>《一部再掲》 引き続きハイブリッド自動車の導入等に対する補助事業を実施している。(平成23年度予算額約10.38</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
	<p data-bbox="735 257 804 286">億円)</p> <p data-bbox="735 327 959 356">《再掲》</p> <p data-bbox="735 358 1404 517">平成 21 年度第 1 次補正予算による自動車低公害化推進事業において、ハイブリッド車及びCNG車の廃棄物運搬車に対する導入支援（補助金の交付）について、関連団体（(社)全国都市清掃会議等）を通じた積極的な周知に努めたところである。</p> <p data-bbox="735 519 1404 801">また、従前より継続している、ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業（廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助）、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議（平成 22 年 1 月 19 日）において説明を行ったところであるが、さらに、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知（説明会の開催等）を要請する予定である。</p> <p data-bbox="735 842 836 871">《再掲》</p> <p data-bbox="735 873 1404 1189">ハイブリッド車及びCNG車の取得支援制度である、低公害車普及事業（廃棄物運搬車及び燃料電池自動車等に対する導入補助）、エコカー減税、低公害車用燃料供給設備に係る固定資産税特例措置等については、各地方環境事務所に対して、より積極的な周知を要請した。この結果、各地方環境事務所においては、低公害車普及事業の公募時（全 4 回）ごとに管下の自治体に対して事業の周知を行ったほか、その他の取得支援制度についても適宜案内を行った。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html

テーマ名	配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 21 年 5 月 26 日）
関係行政機関	内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(注) 1 「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

2 関係行政機関の「総務省」は、法第 2 条の「行政機関」としての総務省である。

政策の評価の観点及び結果

○ 評価の観点

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価

○ 評価の結果

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）の制定以降、国、地方公共団体等における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る体制の整備が進み、配偶者からの暴力に関する認知度・理解度の上昇とこれまで潜在していた被害の顕在化等により相談件数や保護件数等が増加していること、また、都道府県における被害者の相談、保護、自立支援、関係機関の連携等に係る工夫した取組と成果がみられるなど、法の制定による一定の効果が発現していると考えられる。

しかしながら、以下のような問題・課題が認められ、その解消が必要となっている。

1 配偶者からの暴力の発見者による通報と被害者からの相談

通報を促進するための広報啓発や医療関係者への研修について、法制定以降未実施の都道府県や、医療関係者への研修を未実施の都道府県がある。

電話相談の受付時間について、休日や夜間に拡大し相談件数の増加に結びつけている配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）がある一方で、調査した 46 支援センターのうち 21 支援センターでは特段の延長等は未実施となっている。

支援センターが受け付けた通報件数や相談件数について、内閣府への報告が的確に行われていない例がある。

政策効果を測定するための基礎的指標である被害者からの相談件数について、国は市町村等の相談件数を把握していない。他方、独自に市町村の相談件数を把握している都道府県があり、これらの都道府県では市町村の相談件数は支援センターより多い。また、平成 19 年 7 月の法改正により、基本計画の策定や支援センター機能の発揮等が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割が増大していることを勘案すれば、市町村等の相談件数の把握が課題となっている。

2 被害者の保護

速やかな一時保護を求めて婦人相談所を訪れた被害者に対し、福祉事務所を経由していないとして、まず福祉事務所に行くよう要請しているなど、被害者の一時保護を速やかに行う観点から疑問のある事例がみられる。

3 被害者の自立支援

(1) 就業の促進

就業の促進施策の効果を把握するために必要な公共職業安定所等における被害者の就業支援実績を示すデータが整備されていない。また、離婚が成立していない被害者への就業支援を行うために必要な管内市町村の担当部局の把握や市町村との連絡・打合せが十分行われていない公共職業安定所がある。

(2) 住宅の確保

被害者の公営住宅への優先入居等について、当該措置を全く講じていない事業主体や、その一部しか実施していない事業主体がある。また、被害者の公営住宅への入居状況（平成 18 年度）は、申込件数 323 件に対し入居件数 46 件で、入居率は 14%と低い状況となっている。

(3) 同居する子どもの就学

住民票を異動していない被害者の子どもの就学について、教育委員会により実施手続きが異なっており、中には、異なる手続きがあることを承知していない教育委員会もある。また、当該就学の際に提出を求めている書類が教育委員会で区々となっている。

被害者の子どもの転校先や居住地等の情報の管理について、学校に対する指導・助言を行っていない教育委員会がある。また、被害者の子どもの就学に係る関係機関との連絡、

協議等を行う際の情報管理方法は、教育委員会で区々となっている。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限

住民基本台帳の閲覧等の制限に係る支援の必要性の確認方法は、調査した市で区々となっており、中には、裁判所の保護命令決定書の写しだけでは足りないとしたり、市町村等を意見聴取の対象機関から除外している市がある。また、選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市がある。

4 関係機関の連携

支援センターを中心とした関係機関の協議会の中には、国や市町村の機関が参加していないものや民間団体が参加していないものがある。また、国の機関では、法務局・地方法務局以外の参加は少ない。

関係機関の連携マニュアルは、独自に作成又は内閣府等作成のマニュアルを活用している都道府県がある一方で、未作成の都道府県がある。

5 関係施策のフォローアップ

文部科学省の被害者と同居する子どもの就学支援及び総務省の住民基本台帳の閲覧等の制限の支援に係る施策について、特段のフォローアップは行われておらず、地方公共団体における実態も十分把握されていない。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 22 年 6 月 11 日）以降に関係行政機関がとった措置である。

報告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>1 通報及び相談の効果的な実施</p> <p>都道府県や市町村における通報及び相談に係る広報啓発や関係者への研修、支援センターの電話相談受付時間拡大等の工夫事例を把握し、都道府県や市町村に対しこれを情報提供する取組を継続するとともに、これらの情報を踏まえた更なる効果的な実施を図るよう要請すること。</p> <p>また、本政策の効果を測定するための基礎的な指標の一つである通報及び相談件数の動向を的確に把握するため、支援センターや警察等が受け付けた通報及び相談件数のみならず、市町村等が受け付けた相談件数についても把握するよう努めること。都道府県に対しては、支援センターが受け付けた通報及び相談の件数を的確に報告するよう徹底すること。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p>	<p>【内閣府】</p> <p>配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成 21 年 10 月開催）、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。また、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価の結果に対する対応について」（平成 21 年 6 月 8 日付け府共第 225 号内閣府男女共同参画局推進課長通知。以下「21 年 6 月 8 日付け課長通知」という。）により、これらの情報を踏まえた効果的な実施を図るよう都道府県等に要請した。</p> <p>市町村等における相談の受付状況、関係機関との連携状況等に関する調査を、平成 22 年度に実施することとしている。</p> <p>相談件数等の報告については、21 年 6 月 8 日付け課長通知により、「各都道府県の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数報告について」（平成 21 年 2 月 9 日付け事務連絡。別紙 2 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査票記載要領）に基づき引き続き的確な報告を徹底するよう、都道府県に周知した。</p> <p>(注)DVは、「Domestic Violence」の略。以下同じ。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平成 22 年度においても、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議（DV全国会議）」を開催し（平成 22 年 9 月開催）、都道府県や市町村における通報及び相談に係る先進的取組事例について情報提供した。</p> <p>また、「第 3 次男女共同参画基本計画」（平成 22 年 12 月 17 日閣議決定）において、相談窓口の周知や相談体制の充実等を盛り込んだところであり、今後、同計画に基づき取組を推進していく予定である。</p> <p>市町村等における相談の受付状況等に関する調査の</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>2 被害者の一時保護機能の充実</p> <p>法により婦人相談所が行うこととされている被害者の一時保護について、その取組を更に充実させるとともに、一時保護の申請は原則として福祉事務所を経由することとしている都道府県に対し、被害者の緊急度等を十分勘案し、必要な場合は福祉事務所を経由していない場合でも適切に受け入れるよう徹底すること。</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>3 被害者の自立支援の充実</p> <p>(1) 就業の促進</p> <p>公共職業安定所等における被害者の就業支援施策の効果を測定する指標を設定し、定期的にその実績を把握すること。</p> <p>また、離婚が成立していない被害者を母子家庭の母等に対する就業支援の対象とする措置の円滑な実施と利用の促進を図るため、公共職業安定所に対し、管内市町村の担当部局を的確に把握し、当該措置の趣旨・内容を周知・徹底するとともに、情報交換を密にするなど連携して業務を実施するよう指示すること。</p> <p>(厚生労働省)</p>	<p>実施については、平成 22 年度予算で認められ、23 年 2 月から、全都道府県・市町村を対象として、相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施しているところであり、今後、同調査の結果を踏まえ、都道府県・市町村における相談対応の強化を促進していく予定である。</p> <p>都道府県における相談件数等の報告については、引き続き的確な報告を徹底するよう求めている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>DV被害者の一時保護については、これまで一時保護委託費の充実、同伴児童のケアを行う指導員の配置、夜間警備体制の強化などの取組によりその機能強化・充実を図ってきており、引き続き取組を進めていく。</p> <p>都道府県における一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について、都道府県主管部局あて通知（「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について（通知）」（平成 21 年 11 月 25 日付け雇児福発 1125 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知））を发出したところである。</p> <p>都道府県の婦人保護事業担当者を対象とした「全国婦人相談所長及び婦人保護主管係長研究協議会」（平成 22 年 9 月開催）等の会議において、一時保護の申請の受付と決定の柔軟かつ弾力的な実施、被害者の状況に応じた適切な一時保護の実施等について依頼した。</p> <p>また、婦人相談所一時保護所における心理療法担当職員及び同伴児童への対応などを行う指導員の配置や夜間警備体制の強化などの取組を推進し、引き続き、被害者の保護等の支援体制の充実に努めている。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、「配偶者からの暴力被害者に対する就労支援の強化について」（平成 21 年 10 月 5 日付け職首発 1005 第 1 号・能発第 1005 第 1 号厚生労働省職業安定局首席職業指導官・職業能力開発局能力開発課長連名通知。以下「21 年 10 月 5 日付け連名通知」という。）により、以下の事項を指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所において、求職者本人からの申し出又は市町村が発行する「配偶者からの暴力被害者に対する母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項第 3 号に該当する旨の証明書」により DV 被害者であることが判明した場合は、当該求職者に係る就労支援の状況（就職件数、公共職業訓練あっせん件数等）を厚生労働本省に定期的に報告すること。 都道府県労働局及び公共職業安定所は、管内の地方自治体との会議等の場において、DV 被害者である求職者に対する支援措置について、周知を行うこと。 公共職業安定所においては、管内の市町村の担当部局を把握し、必要な連携が図られるように努めること。

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)															
<p>(2) 住宅の確保</p> <p>都道府県等における被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況を把握する際に、併せて、制度の広報や入居率の向上等に資する工夫事例を把握し、都道府県等に対しこれを情報提供すること。</p> <p>また、公営住宅への優先入居等の措置を講じていない都道府県等に対し、住宅事情や公営住宅ストックの状況等を勘案しつつ、当該措置を導入するよう要請すること。</p> <p>(国土交通省)</p>	<p>公共職業安定所において、DV被害者である求職者に対し、個々の状態に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施している。</p> <p>DV被害者に対する就業支援の状況については、平成21年度以降、厚生労働本省に定期的に報告することとしており、その実績は下表のとおりである。</p> <p>表 DV被害者に対する支援実績</p> <table border="1" data-bbox="695 510 1394 763"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成21年度 下半期</th> <th>22年度 上半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規求職件数</td> <td>328件</td> <td>351件</td> </tr> <tr> <td>就職件数</td> <td>133件</td> <td>123件</td> </tr> <tr> <td>公共職業訓練受講あっせん 件数</td> <td>28件</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>基金訓練受講勧奨通知書交 付件数</td> <td>22件</td> <td>42件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「基金訓練」は、雇用保険を受給できない離職者(受給終了者を含む。)に対して、専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会により訓練実施計画の認定を受けて行う職業訓練(平成21年創設)</p> <p>また、労働局及び公共職業安定所は、関係機関の連絡協議会等の場において、公共職業安定所における支援措置について周知するとともに、関係機関と必要な連携を図っている。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>今回の政策評価の結果も踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の充実に向けた取組を進めていく。</p> <p>都道府県等に対する要請文書を平成21年11月2日付けで発出した(「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」(平成21年11月2日付け国住備第93号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知))。</p> <p>また、平成21年11月1日時点での都道府県等の取組状況について調査を行い、22年1月に都道府県等に対し、工夫事例等の情報を含めた当該調査結果の提供を行った。</p> <p>評価結果を踏まえ、今後も公営住宅への優先入居等の実態や工夫事例の把握に努めつつ、都道府県等に対する適切な情報提供を行うとともに、優先入居等の措置を導入していない都道府県等に対して、導入の要請を続けることにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援の充実に向けた取組を更に進めていく。</p> <p>都道府県及び政令市におけるDV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況は、下表のとおりであり、優先入居及び目的外使用が増加している。</p>	区 分	平成21年度 下半期	22年度 上半期	新規求職件数	328件	351件	就職件数	133件	123件	公共職業訓練受講あっせん 件数	28件	30件	基金訓練受講勧奨通知書交 付件数	22件	42件
区 分	平成21年度 下半期	22年度 上半期														
新規求職件数	328件	351件														
就職件数	133件	123件														
公共職業訓練受講あっせん 件数	28件	30件														
基金訓練受講勧奨通知書交 付件数	22件	42件														

勧告

政策への反映状況
(前回報告の状況及びその後の状況)

表 DV被害者の公営住宅への優先入居等の実施状況(都道府県、政令市)

区分	平成20年	21年	22年
優先入居	380戸	428戸	507戸
単身入居	72戸	104戸	98戸
目的外使用	10戸	110戸	143戸

(注) 平成20年と22年は12月1日現在、21年は11月1日現在である。

(3) 子どもの就学

教育委員会に対し、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、住民票を異動していない被害者の子どもの就学には二つの手続があり、地域の実情等に応じ選択できることを周知するとともに、申請時の添付書類は必要最小限のものとするよう助言すること。

また、教育委員会及び学校に対し、被害者の子どもの転校先や居住地等の情報を厳重に管理するよう周知・徹底すること。特に、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限について、教育委員会における工夫事例を情報提供すること。

(文部科学省)

【文部科学省】

都道府県教育委員会等に対し、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け21生参学第7号文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長・初等中等教育局初等中等教育企画課長連名通知)により、以下の事項等について通知した。

- ・ 被害者の子どもの就学には二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。
- ・ 住民票の存する市町村外の学校へ就学する際の必要書類は必要最小限のものとする。
- ・ 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については厳重に管理すること。

また、同通知において、区域外就学を認める際に必要とされる転出元の教育委員会との協議、指導要録の学校間の授受及び学齢簿に記載した旨の転出元の教育委員会への通知に関する情報制限の工夫事例や配慮事項について情報提供した。

併せて、全国市町村教育委員会連合会総会(平成21年5月開催)等、市町村教育長を対象とする会議において、資料「DV(配偶者からの暴力)被害者の子どもの就学について」及び「特別な事情による転学時における指導要録の取扱いについて」を配付した。

被害者の子どもの就学については、平成22年8月に、全市町村教育委員会を対象とした実態把握を実施したところであり、その際、「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」(平成21年7月13日付け通知)の内容を再度周知した。

また、「平成22年度都道府県・指定都市教育委員会管理・指導事務主管部課長会議」(平成22年9月開催)において、以下の事項について説明を行うとともに、所管の学校や域内の市町村教育委員会に対する指導の徹底を図るよう指導・助言を行った。

- ・ 被害者の子どもの就学には、二つの手続があり、個々の事情に応じて選択できること。
- ・ 手続に必要な書類については、被害者の子どもが円滑に就学できるよう、必要最低限のものとする。
- ・ 被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については厳重に管理すること。

(4) 住民基本台帳の閲覧等の制限
住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性を確認する際は、被害者の負

【総務省】

「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」(平成21年5月27日付け総行

<p style="text-align: center;">勧告</p>	<p style="text-align: center;">政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)</p>
<p>担を軽減する観点から、意見聴取する関係機関を警察等に限定しない等を市町村に徹底すること。</p> <p>また、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例を把握し、市町村に対し、これを情報提供するとともに、住民基本台帳担当部局と連携し更なる被害者情報の厳重な管理を行うよう助言すること。選挙人名簿の抄本の閲覧制限を行っていない市町村に対しては速やかに行うよう助言すること。</p> <p style="text-align: right;">(総務省)</p> <p>4 関係機関の連携の推進</p> <p>支援センターを中心とした関係機関の連絡協議会の構成については、都道府県の関係機関だけでなく、国、市町村、民間団体の関係機関が参加したものとなるよう都道府県に対し助言すること。</p> <p style="text-align: right;">(内閣府)</p> <p>当該連絡協議会への参加機関が少ない国の機関(地方支分部局)については、引き続き地域の実情等を踏まえ、参加を検討するよう指示すること。</p> <p style="text-align: right;">(厚生労働省)</p>	<p>市第 110 号総務省自治行政局市町村課長通知)により、勧告の内容を踏まえ、支援措置に関する事務処理の状況等を再点検し、支援措置について定めた省令及び事務処理要領等に基づき適切に対応するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言等を行うとともに、住民基本台帳からの情報を基に事務処理を行う部局における被害者情報の管理に係る工夫事例について情報提供した。</p> <p>選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底について」(平成 21 年 5 月 26 日付け総行選第 29 号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)を発出し、都道府県選挙管理委員会を通じて市町村選挙管理委員会に対して、被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底を図るよう助言した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置の必要性の確認、被害者情報の管理及び選挙人名簿の抄本の閲覧制限については、平成 21 年 5 月 27 日付け市町村課長通知、同月 26 日付け選挙課長通知等に基づき適切に実施するよう、都道府県を通じて市町村に対し助言しているところであり、今後、引き続き周知・徹底を図っていくこととしている。</p> </div> <p>【内閣府】</p> <p>被害者の保護のための関係機関の連絡協議会の構成については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(注)の第 2 「9 関係機関の連携協力等」により望ましい在り方を提示しているところであるが、さらに、21 年 6 月 8 日付け課長通知により、都道府県の関係機関だけでなく、地域の実情に応じて、国、市町村、関係機関及び民間団体の関係機関が参加したものとなるよう努めるよう周知した。</p> <p>(注)平成 20 年 1 月 11 日付け内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第 1 号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成 23 年 2 月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連絡協議会や意見交換・情報共有の場への官民の関係機関の参加状況について調査を実施しており、今後、同調査の結果を踏まえ、地域の実情に応じた関係機関の連携を促進していく予定である。</p> </div> <p>【厚生労働省】</p> <p>勧告を踏まえ、都道府県労働局に対し、21 年 10 月 5 日付け連名通知により、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が関係機関の連絡協議会を開催する際には、都道府県労働局及び公共職業安定所は、積極的に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知に努めるよう指示した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>労働局及び公共職業安定所は、都道府県又は市町村の配偶者暴力相談支援センター等が開催する関係機関の連絡協議会に参加し、公共職業安定所における支援措置について周知しており、平成 21 年 10 月から 22 年 9 月までの間には、20 道県において連絡協議会に参加してい</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>また、既に当該指示を行っている場合には、必要に応じ指示の徹底を図ること。 (法務省)</p> <p>また、関係機関の連携マニュアルの作成や被害者の支援手続の一元化等、都道府県等における関係機関の連携に係る工夫事例を把握し、都道府県等に情報提供する取組を継続すること。 (内閣府)</p>	<p>る。</p> <p>【法務省】 全国の検察庁あてに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく「基本方針」の徹底について」(平成21年8月4日付け事務連絡)を发出し、関係機関の連絡協議会に職員を派遣するなど適切な対応をするよう指示の徹底を図った。 入国管理局では、地方入国管理官署に対し、「地方自治体が主催する配偶者暴力(DV)対策を目的とした連絡協議会等への積極的参加について」(平成21年3月5日付け事務連絡)をもって連絡協議会等への積極的参加を指示しているところであるが、同事務連絡を发出した後は、法務省で開催した会議(平成21年5月開催)等において、各地方入国管理局・支局の配偶者暴力事案に係る統括者に対し、当該指示の徹底を図っている。</p> <p>検察庁については、平成21年8月に发出した事務連絡に基づき、引き続き指示の徹底を図っているところであり、22年度においては、23年3月に実施した「新任決裁官セミナー」及び「新任支部長検事セミナー」において、指示の徹底を図った。 入国管理局については、平成21年3月に发出した事務連絡について、会議等において、各地方入国管理局・支局の配偶者暴力事案に係る統括者に対し指示の徹底を図るとともに、業務の中核となる職員を対象とした「人身取引対策及びDV事案に係る事務従事者研修」(平成23年2月実施)や「人権研修」(平成22年7月実施)において、連絡協議会等への積極的な参加について指示の徹底を図っている。</p> <p>【内閣府】 また、21年6月8日付け課長通知により、関係機関の連携に係る好事例を踏まえた効果的な実施を図るよう要請した。その上で、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成21年10月開催)、都道府県や市町村における関係機関の連携に係る先進的取組事例について情報提供したところである。さらに、同会議の報告書を、平成22年3月に全地方公共団体に配布した。</p> <p>平成22年度においても、配偶者暴力防止等に携わる地方公共団体や民間団体の関係者を対象とした「配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する全国会議(DV全国会議)」を開催し(平成22年9月開催)、官官・官民連携に係る先進的取組事例について情報提供するとともに、同会議の報告書を、23年1月に全地方公共団体に配布した。 また、平成23年2月から、全都道府県・市町村を対象として、関係機関の連携マニュアルの作成や支援手続の一元化等、関係機関の連携状況について調査を実施しており、今後、同調査により把握した先進的取組事例及び好事例について地方公共団体等に情報提供し、関係機関の連携を推進していく予定である。</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>5 フォローアップの実施 基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援及び住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、定期的にフォローアップすること。 (文部科学省、総務省)</p>	<p>さらに、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月17日閣議決定)において、関係機関・民間団体等との連携協力やワンストップ・サービス構築の推進等を盛り込んだところであり、今後、同計画に基づき取組を推進していく予定である。</p> <p>【文部科学省】 基本方針で示された被害者と同居する子どもの就学支援に係る施策の実施状況について、実態把握を行う予定である。</p> <p>「配偶者からの暴力の被害者と同居する子どもの就学に関する実態把握について」(平成22年8月25日付け事務連絡)により、全市町村教育委員会を対象に実態把握を行い、その結果を都道府県教育委員会等に対して送付するとともに、所管の学校や域内の市町村教育委員会に対する指導の徹底を図るよう指導を行った。 今後も、定期的な実態把握と情報提供の在り方について検討を進めてまいりたい。</p> <p>【総務省】 基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況について、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者数について(依頼)」(平成21年4月17日付け事務連絡)により取りまとめを実施した。 施策の実施状況の把握については、今後とも、定期的の実施する予定である。</p> <p>基本方針で示された住民基本台帳の閲覧等の制限に係る施策の実施状況については、前回の回答以降も、平成22年1月18日付け事務連絡及び23年2月2日付け事務連絡により、取りまとめを実施したところである。 今後とも、定期的の実施する予定である。</p>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyka.html)

テ ー マ 名	外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（総合性確保評価） （勧告・公表日：平成 21 年 3 月 3 日）
関係行政機関	国土交通省、法務省

（注）「関係行政機関」欄には、総務省が法第 17 条第 1 項に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	関係 6 省（国土交通省、総務省、法務省、外務省、農林水産省及び経済産業省）により政策群として取り組まれている「外国人が快適に観光できる環境の整備」に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を実施
○ 評価の結果	<p>1 政策目標の達成状況</p> <p>外国人旅行者数は、目標の 1,000 万人に向け順調な増加を続けてきたが、今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続けば、目標達成が困難となる可能性もある。</p> <p>国内における観光旅行消費額を増大させるには、訪日外国人旅行消費額の増加も必要であるが、国内旅行消費額に占める割合は、現行ではわずか数パーセントとなっているものの、増加傾向で推移している。今後も世界的な金融市場の混乱、景気の後退等が続く場合は、内外旅行者数の増加が見込まれず、目標を達成することは容易ではない。</p> <p>2 施策別の評価の結果</p> <p>(1) 外国人の訪日促進</p> <p>V J C 事業や査証免除措置等の施策等もあり、東アジア諸国を中心に外国人旅行者数の大幅な増加をもたらしており、政策効果があったものと認められる。ただし、平成 20 年 8 月以降は、世界的な金融市場の混乱、景気の後退等により外国人旅行者数は対前年同月比で減少に転じており、従来のような外国人旅行者数の増加が望めないことも考えられる。今後は、的確な事業評価、検証を踏まえた、より効果的・効率的な施策・事業の実施が必要となっている。</p> <p>ア 情報発信（宣伝）・誘客事業</p> <p>V J C 事業については、目標達成に向けた施策として、一定の有効性が認められる。しかし、V J C 事業の効果的・効率的な実施という観点でみると、①行政機関のブロック区域（地方運輸局管轄他）、都道府県等を越えた事業の広域化や誘客事業と認知度向上事業の効果的な組合せ（複合化）、②海外に対して宣伝等を行う対象地域の選定に当たり宿泊事業者等や外国語表示等外国人旅行者の受入環境の整備状況等勘案すべき要素の明確化、③V J C 事業評価を実施する過程における都道府県等の関係機関との連携や評価結果の反映が不十分となっている。</p> <p>イ 査証発給手続の円滑化等</p> <p>査証発給緩和措置は、観光等短期滞在の外国人旅行者数の増加促進方策として効果を上げているとみられる。</p> <p>なお、同時に不法入国等への対応を厳格に実施すること等で、査証発給緩和措置による不法残留者数の増加は認められない。</p> <p>ウ 出入国手続の円滑化等</p> <p>20 年における目標である「外国人の入国審査について、全空港での最長審査待ち時間を 20 分以下にする」の達成状況をみると、主要 4 空港（成田、羽田、中部及び関西）の平成 20 年の目標達成状況をみると、成田及び中部では目標を達成している月が 2 割程度であり、羽田及び関西ではどの月も達成していない。</p> <p>現状において実施されている審査ブースの適切な配分、入国審査官の機動的配置の実施、航空会社に対する重ねての協力依頼による機内での出入国記録カード記載の周知・徹底等、現場でできる着実な取組が引き続き有効となっている。</p> <p>(2) 魅力ある観光地づくり</p> <p>旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあるが、接遇の向上については、外国語による十分な対応ができておらず、魅力ある観光地づくりは十分とは言えない。</p> <p>ア 外国人旅行者に対する接遇の向上</p> <p>交通事業者等は積極的だが、宿泊業者及び市区町村は消極的である。また、V J 案内所及び通訳案内士の数は順調に増加しているものの、外国語による接遇を行っていない</p>

地方公共団体案内所が多数存在するとともに、通訳案内士の活動機会の拡大は不十分である。総じて、外国人旅行者に対する接遇の向上という政策効果の発現の程度は低いと言える。

イ 旅行費用の低廉化

観光庁長官が指定した区間がある鉄道・軌道事業者の旅行費用の低廉化の取組は進展しつつあり、国の低廉化の促進の取組は効果を上げつつある。

ウ 魅力ある観光資源の保全・創出

景観法は平成 17 年 6 月に全面施行され、景観行政団体数及び景観計画を策定した景観行政団体数は増加している。これまでも条例に基づいた規制等により良好な景観を形成し、これにより観光客数が増加している取組例がみられることから、同法の施行により、魅力ある観光資源の保全・創出への効果が見込まれる。

※ 下表の「政策への反映状況」の で囲んだ箇所（その後の状況）は、前回報告（平成 22 年 6 月 11 日）以降に係行政機関がとった措置である。

報告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>1 国土交通省は、V J C 事業をより効果的・効率的に実施するため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 事業の広域化、複合化を推進するため、事業をより戦略的に実施すること。</p> <p>(2) 各国・地域の旅行市場において求められている日本への旅行ニーズ、外国人受入環境の整備状況等選定に当たって勘案すべき要素を明確にした上で、ツアー造成等の成果が期待できる国内地域を事業対象地域として選定すること。</p> <p>(3) V J C 事業を立案・実施する都道府県等の関係機関と連携して事業評価を実施するとともに、事業評価結果をその後の事業の立案に反映させること。</p> <p>(注)「ビジット・ジャパン・キャンペーン」</p> <p>平成 15 年から国、地方公共団体、民間事業者等が共同して、訪日旅行需要が大きい国・地域を対象に旅行会社招請事業、メディア招請事業等により日本の魅力を情報発信し、ツアー造成等につなげる「訪日促進キャンペーン」である。また、「V J C 事業」は、観光庁が実施する「本部事業」と、地方運輸局が地方公共団体等と連携して実施する「地方連携事業」とから成る。</p>	<p>【国土交通省】</p> <p>V J C 事業は、対象市場やターゲット層を絞るなど戦略的に実施し、また、各年度の事業実施方針では、過去の事業評価の結果を踏まえ、これに必要な事項を反映しているが、今回の報告を踏まえ、特に事業の広域化、複合化が重要である地方連携事業については、広域を対象として、統一したテーマにより域内各地の観光魅力を組み合わせようとする事業や当該ブロック全体の認知度を向上させようとする事業等を重点的に採択することとし、これらを平成 21 年度事業実施方針（平成 21 年 3 月 18 日）に明記することで事業全体の戦略的实施を確保することとした。</p> <p>また、地方連携事業に対する事業評価に際しては、事業を共同実施する地方自治体等との連携を徹底し、その結果については次年度以降の事業の企画立案に際して適宜かつ適切に活用することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>報告を踏まえ、V J C 事業については、平成 22 年度及び 23 年度事業実施方針において、①市場ごとの特性を踏まえたマーケット志向の事業であること、②広域での事業構築・展開が行われていること、③事業の総合化が図られていることなどの基準を設け、引き続き戦略的な実施に努めている。</p> <p>その結果、実際の訪日旅行ルートを意識し、一つの都道府県の範囲にとどまる事業は行わないなど改善が図られている。</p> <p>平成 22 年度は、V J C 事業の対象市場のうち、訪日旅行者が多く、今後の伸びも期待できるアジア 4 市場（中国、韓国、台湾及び香港）を最重点市場と位置付け、予算を重点的に投入したプロモーションを展開したところであり、22 年のアジア 4 市場からの外国人旅行者数は 563 万人となっている。</p> <p>また、広告効果等に関する客観的指標（K P I）（注 1）を導入し、今後、測定結果に基づく最適なマーケティングプランを構築し、効果的な海外プロモーションにつなげていくこととしている。</p> <p>地方連携事業においては、上記の基準に加え、①各地域からの提案を組み合わせたスケールメリットを創出する事業、②統一したテーマにより各地域の観光魅力を組み合わせた事業など、国の全体のプロ</p> </div>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>2 法務省は、出入国手続の円滑化等を促進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>(1) 入国審査が著しく集中する空港及び時間帯等において、待合スペースや審査ブース数等の施設の条件に応じて、審査ブース及び入国審査官の配分(配置)が最適であるかについて更に検証し、その上で入国審査の待ち時間を短縮するために一層の機動的な運用を行うこと。</p> <p>(2) 航空会社に対し、出入国記録カードが適切に記載されるよう</p>	<p>モーション戦略に沿った真に必要な事業に重点化することとしており、地方連携事業の事業計画案の作成に当たっては、都道府県等の関係機関と連携しつつ、各地方運輸局等がその妥当性を判断するとともに、観光庁においても事業計画案の再度検討・調整を行い、事業を実施しているところである。</p> <p>また、平成22年度からは、地方運輸局と都道府県等が事業の成果を統一的に把握するための基準を設け、入札事業者に対し、本基準に基づく成果の内容を盛り込んだ企画書の提出を求めるなど、あらかじめ事業成果を意識した事業展開を図ることとした。</p> <p>(注1) K P I (Key Performance Indicator) とは、目標を実現するために設定した具体的な業務プロセスをモニタリングするために設定される指標のうち、特に重要なものをいう。</p> <p>【法務省】 乗客等に関する事項の事前報告の活用等による日本人用ブースと外国人用審査ブースのより適正な振り分けや、実際の到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等により、臨機応変な審査体制をとっているが、平成21年度から、主要空海港(成田、中部、関西、羽田、福岡、新千歳空港及び博多港)においてバイオ機器操作補助員(注2)を上陸審査場に配置し、個人識別情報取得に係る機器操作説明等を行い、入国手続の円滑化(時間短縮)を図っている。</p> <p>(注2) 「バイオ機器操作補助員」とは、入国手続を円滑に行うため、上陸審査場において、上陸審査を受ける外国人に対し個人識別情報取得に係る機器の操作説明等を行う者のことである。</p> <p>引き続き、乗客等に関する事項の事前報告の活用等による日本人用ブースと外国人用審査ブースのより適正な振り分けや、実際の到着便の状況に応じた入国審査官の機動的な配置、上陸審査場の混雑状況に応じた乗客の誘導等により、臨機応変な審査体制をとっているほか、主要空海港(成田、中部、関西、羽田、福岡、新千歳空港及び博多港)の上陸審査場に配置していたバイオ機器操作補助員に代えて、平成22年度からバイオ機器操作補助を含む出入国審査手続に関する案内員(審査ブースコンシェルジュ)(注3)を配置し、審査場入口での乗客の振り分け、別室への案内、バイオ機器操作の補助などを行い、混雑する審査場の停滞・混乱を防ぎ、入国手続の円滑化(時間短縮)を図っている。</p> <p>なお、審査ブースコンシェルジュの配置は地方空海港へも拡大している。</p> <p>(注3) 「審査ブースコンシェルジュ」とは、バイオ機器の操作や出入国記録カードの記載方法を案内する等出入国審査手続に関する案内員のことである。</p> <p>【法務省】 平成21年度補正予算により、成田空港第2旅客ターミ</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>一層の協力依頼を行うとともに待ち時間情報を提供すること。</p> <p>3 国土交通省は、外国語による接遇の向上のため、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 中小規模の宿泊業者が外国人旅行者を積極的に受け入れることで、多様化する観光の選択肢に応えることになり、また、受入環境の整備に大いに寄与することとなることから、一部の中小規模の宿泊業者が受入れに消極的である原因を分析するとともに、積極的に外国人旅行者を受け入れている中小規模の宿泊業者の推奨事例の情報を提供すること。</p>	<p>ナルビルの上陸審査場手前に左右両ゾーンの混雑状況を表示するための「混雑状況表示用電子掲示板」を設置し、乗客が任意にゾーンを選択・移動できるようにしている。</p> <p>なお、空港の入国管理官署では、従前から以下の措置等を講じてきているが、勧告の趣旨を踏まえ、今後も引き続き取り組んでいくこととしている。</p> <p>① 空港関係機関の定例会合等における航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の周知・徹底の協力依頼</p> <p>② 主要空港（成田、関西、中部空港）における入国手続案内相談員（平成19年11月設置）による出入国記録カードの記入案内</p> <p>③ いわゆる「フォークレーン方式」（注4）を導入している空海港における外国人審査用レーンでの審査待ち時間の表示</p> <p>（注4）「フォークレーン方式」とは、上陸審査場に到達した外国人乗客が1本の蛇行したレーンに沿って並び、同レーンの先端に到達した者から順次、空いた審査ブースに枝分かれ状に進む方式のことである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成21年10月から成田空港第2旅客ターミナルビルの上陸審査場手前に左右両ゾーンの混雑状況を表示するための「混雑状況表示用電子掲示板」を設置し、乗客が任意にゾーンを選択・移動できるようにしたことにより、乗客は混雑の少ないゾーンで審査を受けることが可能となっている。</p> <p>なお、空港の入国管理事務所では、従前から以下の措置等を講じているところであり、勧告の趣旨を踏まえ、今後も引き続き取り組んでいくこととしている。</p> <p>① 空港関係機関の定例会合等における航空会社に対する機内での出入国記録カード記載の周知・徹底の協力依頼</p> <p>② 主要空港等（成田、関西、中部、羽田、福岡、新千歳空港等）においては、入国手続案内相談員が行っていた出入国記録カードの記入案内を、同相談員及びバイオ機器操作補助員に代えて設置した審査ブースコンシェルジュが案内</p> <p>③ いわゆる「フォークレーン方式」を導入している空海港における外国人審査用レーンでの審査待ち時間の表示</p> </div> <p>【国土交通省】 全ての登録ホテル・旅館を対象とした実態調査を実施し、この調査を通じ、より詳細に実態を把握した上で、登録ホテル・旅館において外国語による接遇が進んでいない理由を分析し、課題の整理を行っている。また、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における訪日外国人受入の状況についても調査し、登録ホテル・旅館以外の宿泊施設における外国人接遇に係る課題の整理を行っている。</p> <p>その上で、ホテル・旅館のみならず、宿泊施設全体としてどのような姿が求められるのか、また、その姿を実現するために国や業界団体等の関係者がそれぞれ何をすべきか、訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に対応した我が国の宿泊施設のあり方について検討し、所要の法制度改正・概算要求等に反映させることなどにより、情報提供の面も</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及びその後の状況)
<p>(2) 国際観光の振興に寄与することを目的として導入されたホテル・旅館の登録制度を、外国人旅行者の受入促進に有効に機能させる観点から、一部の登録ホテル・旅館において外国語による接遇を行っていない原因を分析し、ホテル・旅館の登録制度を有効に機能させるための必要な措置を講ずること。</p> <p>4 国土交通省は、観光案内所の充実強化のため、国際観光振興機構と連携し、外国人旅行者の利用が増えているV J案内所以外の地方公共団体案内所に対して、外国語対応等、支援方策について検討すること。</p>	<p>含めた現行の登録制度に係る具体的な改善策を講ずることとしている。</p> <p>なお、これらの検討に当たっては、平成21年9月に、有識者、関係団体、関係行政機関等からなる検討会を設け、議論を行ってきたところである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全ての登録ホテル・旅館を含む宿泊施設を対象とした実態調査の結果、ホテル・旅館の規模の大小により外国人旅行者への対応に差がみられ、小規模な施設において、外国語会話能力を有する複数の従業員の配置や外国語で記載された案内書による観光地情報の提供などの対応が進んでいないこと等が判明した。</p> <p>このため、訪日外国人旅行者数の更なる拡大に対応した我が国の宿泊施設の在り方について検討するため、平成21年9月に「訪日外国人旅行者数のさらなる拡大に対応した宿泊施設のあり方に関する検討会」を設置し、22年3月に、今後の取組の方向性等を取りまとめたところである。</p> <p>当面の課題として、宿泊施設における情報発信や円滑なコミュニケーションの実現等を図るため、各宿泊施設においては外国語接遇の向上に係る従業員教育を強化すること、国や宿泊関係団体においては研修等を通じた従業員のスキルアップを支援することなどが挙げられている。</p> <p>また、ホテル・旅館の登録制度については、登録自体が任意の制度であることに鑑み、登録ホテル・旅館における定期的な自主点検の励行等、登録ホテル・旅館において登録時の水準を継続的に確保するための仕組みを構築するとともに、国においては、登録ホテル・旅館における訪日外国人旅行者の受入環境のより一層の整備に向けた取組を促進するため、登録ホテル・旅館に対する支援方策について検討し具体化を図ることとした。</p> <p>これを踏まえ、平成22年度においては、①訪日中国人旅行者を迎えるに当たっての基礎的な知識やスキルを習得するためのセミナー、②外国語で旅館の利用方法を紹介する映像の制作、③宿泊施設での中国語放送の導入効果検証のための実証事業（全国57施設）を実施し、外国語による接遇の向上を始めとして、宿泊施設における訪日外国人旅行者の受入環境の整備を進めている。</p> <p>なお、平成22年10月から、ホテル・旅館の登録に関する事務を国が直接実施することとされた（注5）ことから、観光庁ホームページにおいて登録手続等の情報提供の充実を図るなど制度的確な運用を図っている。</p> <p>（注5）従来、日本観光協会が登録実施機関として、ホテル・旅館の登録に係る事務を行ってきたが、平成23年4月に日本ツーリズム産業団体連合会との統合に伴う事業の見直しにより、当該事務を廃止することとされた。</p> </div> <p>【国土交通省】 全国の都道府県及び政令指定都市を通じて各市区町村に対し、市区町村内の観光案内所の現状についての調査を実施し、外国人旅行者の利用が増えているビジット・ジャパン案内所以外の案内所の状況把握に努めているところである。 当該調査結果を取りまとめの上、これら案内所に対し</p>

勧告	政策への反映状況 (前回報告の状況及び その後の状況)
<p>5 国土交通省は、我が国・地域の魅力を正確かつ適切に伝えるため、通訳案内士について、次の措置を講ずること。</p> <p>(1) 通訳案内士の活動機会の拡大が不十分となっている原因を分析し、通訳ガイド検索システムへの掲載の推進等通訳案内士の活動機会が一層拡大されるような施策を検討すること。</p> <p>(2) 非居住者合格者の登録が進まない原因を分析し、円滑な登録に向けた対策を検討すること。</p>	<p>て、どのような支援が可能であるかを、国際観光振興機構と連携し検討する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>勧告に基づき、全国の市区町村内の観光案内所の状況について調査を実施した結果、外国人旅行者の利用が増えているビジット・ジャパン案内所以外の案内所の中には、外国語対応の職員がいない、多様な言語に対応しきれないなど、外国語による対応が難しい等の課題があることが判明した。</p> <p>このため、国際観光振興機構と連携し検討を行い、当該案内所に対し、外国語で対応できないことを補完する措置を行うとともに、ビジット・ジャパン案内所への積極的な勧誘を行う等の措置が必要と判断し、平成22年度については、民間事業者が観光案内端末を通じ、遠隔地から多言語による観光案内を行うことで当該案内所を支援することができる仕組みを構築するための取組を国の調査事業として行った。</p> <p>また、観光案内所等の受入環境水準（ホスピタリティ）に関する評価基準を構築したところであり、今後、各案内所等が自らの施設について自己評価を通じて改善を行っていくことが期待されている。</p> <p>なお、ビジット・ジャパン案内所については、平成22年9月に「観光立国推進基本計画」（平成19年6月29日閣議決定）に定められている全国300か所の設置目標を達成したが、外国人の利便性を向上させるため、今後も引き続き、当該案内所への加入を促進することとしている。</p> </div> <p>【国土交通省】</p> <p>通訳案内士制度（全般）の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目途に結論を得る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>通訳案内士制度については、勧告を踏まえ、訪日外国人旅行者のニーズや旅行スタイルの変化など通訳案内士制度を取り巻く状況の変化に対応するため、平成21年6月から「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催し、通訳案内士制度の変革の必要性とその規模等の検討を含め、抜本的な見直しについて検討された。</p> <p>その結果、新しい通訳案内士制度の基本的な方向性として、①国として引き続き高度な資質をもった通訳案内士の育成が必要、②多様な外国人旅行者ニーズにより的確かつ柔軟に答えられるようにするため、通訳案内士を補完する役割を担うものとして、通訳案内士以外の者にも一定の資質管理のもとで、有償での通訳ガイドを認めることなどが指摘された。</p> <p>この指摘を受けて、通訳案内士の育成の在り方について、研修の実施を含め引き続き検討を行う。また、より一層増大する訪日外国人旅行者に対応するため、有償ガイドを通訳案内士以外にも認めることについて、総合特別区域法案（同法案は平成23年2月15日閣議決定）の成立後、これに基づき、できるだけ早期に措置することとしている。</p> </div>

(注) 評価書及び要旨等については、総務省ホームページを参照。
(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/ketsyuka.html)

(政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動)

表 19-4 総務省における政策の評価の実施状況等

ア 租税特別措置等に係る政策評価の点検

各行政機関が平成 23 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が税制改正作業における具体的な検討に資する内容となっているかどうかについて点検を実施した。対象とした政策評価は、13 の行政機関に係る 219 件であり、平成 22 年 10 月 21 日に点検結果を税制調査会（平成 22 年度第 2 回租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム）に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表した。点検結果においては、個別の評価ごとに課題を指摘した。

点検を通じて把握した主な課題は、以下のとおりであり、これを踏まえて、今後、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図っていく必要がある。

(ア) 分析・説明の未実施に係る課題

政策目的に向けた手段としての「有効性」に関して、適用数や減収額が明らかにされていない、税収減を是認するような効果が示されていないなど、評価の一部で分析・説明が実施されていないものがある。

この場合、租税特別措置等を講じることにより、どのような効果があるのかが不明であり、当該租税特別措置等を講じることが有効なのか判断できない。

(イ) 背景にある政策の今日的な「合理性」の分析・説明の内容に係る課題

○ 租税特別措置等によって実現しようとする政策目的の根拠（法律、政令、閣議決定等）が明らかにされていないものがある。この場合、政策目的が優先度や緊要性の高いものなのか判断できない。

○ 前回要望時における租税特別措置等により達成しようとする目標が既に達成されたものがある。この場合、当該租税特別措置等は基本的に役割を終えたものと考えられ、新たな目標を設定し引き続き実施しようとする場合は、引き続き実施することの説明が必要である。

(ウ) 政策目的に向けた手段としての「有効性」の分析・説明の内容に係る課題

○ 租税特別措置等の効果と減収額の対比により、税収減を是認するような有効性があるかどうかを説明すべきところ、税収減についての説明がないものがある。この場合、当該租税特別措置等に効果があることは説明されているが、税収減を是認するだけの効果があるのか分からない。

○ 租税特別措置等以外の政策手段等の要因の影響を受ける測定指標を設定し効果を把握することとしているため、租税特別措置等の効果の検証ができないものがある。この場合、目標を達成したとしても、それが当該租税特別措置等による効果であるのか検証ができない。

○ 租税特別措置等の適用数及びこれによる減収額の過去の実績や将来推計が明らかでないなど、適用実態が不明なものがある。また、適用数及びこれによる減収額の過去の実績や将来推計は明らかにされているが、その算定根拠が明らかでなく、適用実態が不透明なものがある。

○ 租税特別措置等が適用され得る対象の全体数からみて実際の適用数が非常に

少ないと考えられる場合、又は特定の業界若しくは一部の企業のみが恩恵を受けていると考えられる場合において、これに対しての説明がないものがある。

(エ) 補助金等他の政策手段と比した「相当性」の分析・説明の内容に係る課題

- 政策目的の実現のための手段として、補助金等や規制など様々な政策手段がある中で、租税特別措置等の必要性のみの説明にとどまり、他の政策手段と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることの説明がされていないものがある。
- 補助金等や規制など同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合に、租税特別措置等との適切かつ明確な役割分担についての分析・説明に不十分な点が認められるものがある。

(オ) その他の課題

政策目的の実現に対し、租税特別措置等によって達成しようとする目標（達成目標）の達成がどのように寄与するのかを説明すべきところ、政策目的と達成目標の関係が逆転し、政策目的の実現が達成目標の達成に寄与するような説明になっていると考えられるものがあり、政策目的及び達成目標（測定指標）の設定に問題があるものがある。

イ 成果重視事業に係る政策評価の審査

各行政機関が平成 22 年に行った成果重視事業に係る政策評価を対象に、具体的な点検項目を設定した上で審査を実施した。対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 32 件であり、平成 22 年 11 月 30 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表した。

審査を通じて把握した課題は、以下のとおりであり、これを踏まえて、今後とも、政策評価として備えるべき事項の明確化を徹底していく必要がある。

- (ア) 目標設定の考え方を評価書において明らかにすること。
- (イ) 手段と目標の因果関係を評価書において明らかにすること。
- (ウ) 目標の達成度合いの判定方法・基準を評価書において明らかにすること。
- (エ) 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果を評価書において明らかにすること。

ウ 規制の事前評価の点検

各行政機関が平成 22 年に行った規制の事前評価を対象に、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」に沿って設定した点検項目により、評価が適切に実施されているかどうかについて点検を実施した。対象とした政策評価は、8 の行政機関に係る 82 件であり、平成 23 年 2 月 25 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表した。点検結果においては、個別の評価ごとに課題を指摘した。

点検を通じて把握した主な課題は、以下のとおりであり、これを踏まえて、今後、評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図る必要がある。

- 分析対象期間は、規制の新設又は改廃を行おうとする際に分析の対象とする費用及び便益の範囲を決めるものであるため、費用及び便益を定量化又は金銭価値化しているか定性的に分析しているかにかかわらず、規制の内容に応じた適切な期間を設定する必要がある。

その際、規制の新設又は改廃によって生じる費用及び便益を全て分析できるよう、十分な長さの分析対象期間を設定する必要がある。

- ベースラインは規制の新設又は改廃を行う必要性の基点となるものであるため、ベースラインが設定されていない評価（60件）については、規制の内容に応じた適切なベースラインを設定する必要がある。

その際、規制の新設又は改廃を行わず、現状の制度を維持した場合に生じると予測される将来における状況の説明となっている必要がある。
- 「遵守費用」について負担がないとしている評価のうち3件については、具体的な費用を挙げて分析を行う必要がある。「その他の社会的費用」について分析がされていない評価（7件）については、適切な分析を行う必要がある。なお、費用の発生が見込まれない場合には、その旨を説明する必要がある。

また、定性的記述により分析されている評価のうち、特に、「遵守費用」で8件、「行政費用」で9件、「その他の社会的費用」で1件、「便益」で4件については、一定の前提条件を置くことなどにより、定量的な分析が可能であると考えられるため、定量化又は金銭価値化を図ることが望まれる。なお、費用又は便益の各要素の原単位のみ数値化されているものについては、対象数についても数値化することにより、定量化又は金銭価値化が可能である。
- 費用と便益を直接に比較していない評価（23件）については、規制による新たな追加費用が発生しない場合でも、費用と便益の関係の分析は規制の事前評価の結論に当たるものであることから、例えば「新たな追加費用は生じないが、これに比して・・・の便益が生ずる」など、費用と便益を対比して分かりやすく記載する必要がある。

また、費用と便益の関係の分析に当たっては、可能な限り「費用便益分析」や「費用効果分析」といった定量的な手法を用いることが望まれる。
- 代替案が設定されていない評価（22件）又は代替案として適切なものが設定されていないと認められる評価（1件）については、適切な代替案を設定し、当該代替案についての費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行う必要がある。なお、代替案が想定されない場合には、その旨を説明する必要がある。

代替案は設定されているが費用又は便益のどちらか一方又は両方で本件規制案と代替案との比較がされていない評価（20件）は、費用及び便益の両方で比較考量を行う必要がある。

また、規制緩和の場合において、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行う必要がある。なお、廃止以外の代替案との比較を行っている場合において、当該規制を廃止することが想定されないときは、その旨を説明することが望まれる。
- レビューを行う時期又は条件について、規制の内容に応じて具体的に示されていない評価（22件）については、規制の内容に応じた適切な時期又は条件を設定する必要がある。

